史料紹介

「外交資料 満洲事變前ニ於ケル帝國内外情勢ノ部」

浜岡鷹行・秋葉真紀生

【解題】

はじめに

本稿で紹介する「外交資料　満洲事變前ニ於ケル帝國内外情勢ノ部」（以下、本調書）は、一九四六（昭和二一）年に外務省が作成した全九四頁の調書で、戦前期調書群「外交資料」の一つとして外交史料館で公開されている（分類番号：外資4）。本調書の翻刻・校正は秋葉、浜岡が担当し、解題は主として浜岡が担当した。

「外交資料」は終戦後の一九四五年末より「歴史的事実を外交交渉の経過の面より正確に記録し、過去の外交の真実の姿を叙述する」目的のもと、「外務省資料を根拠とし」、「重要対外国策及之が実施を案件別に編纂」された一群の調書群であり、一九四六年中に八冊が刊行された（以降、解題での史料の引用については新字・かなとする）。本調書の作成時期については、表紙に昭和二十一年二月と記載されている。しかし本調書群の題名を「外交資料」と決定する高裁案は四月末に決裁されていることから、実際の刊行時期は四月以降であったと推測される。[1] なお、以下、本稿ではこの調書群を作成途中の段階も含め「外交資料」と記載する。

一　調書群「外交資料」作成の経緯

調書群「外交資料」の確認可能な作成経緯は以下のとおりである。一九四五年一〇月に政務局第一課は「外交記録公表方ニ関スル件（案）」という文書を作成した。[2] 同文書は、日本の国際社会への復帰には、降伏に伴う連合国に対する義務を忠実に履行し、国際正義に基づいた行動をとることにより、世界各国の理解と信頼感を得ることが必要であるとした。そしてこの目的のため外交政策は公開外交を基調とし、過去の外交文書等についても秘密にすべき事項がないことを具体的記録により周知し、疑惑を一掃するとの方針を示した。さらにその公表方法については、外務次官を長とし、省内幹部による「外交記録編修委員会」を設置し、「概ね満洲事変以後に於ける帝国外交の全貌を容易

に把握し得る如き重要書類を整理編纂し最短期間に之に公表する」とした。なお、ここで公開する外交記録は重要なものだけを採録し、『日本外交文書』のような網羅的な編纂は行わないとの注が付されている。このような公開外交への傾斜は、第一次世界大戦後の欧州に始まった外交文書の公開を彷彿とさせるといえよう。[3]

同年一二月一四日には「外交記録資料ノ編修公表方ノ件」という方針文書が作成された。[4]同文書は一〇月の方針の延長線上にあるものと考えられ、外交記録の編修・公表を通じ「帝国外交に対する内外の疑惑を一掃すると共に国民をして外交の重大性を認識せしむる」と記していた。興味深い点は「問題に依りては戦争犯罪容疑者裁判の進行に伴ひ求めらるることあるべき資料にも之を充当し得る様配意する」との説明がなされたことである。文書が作成される直前の一二月八日には国際検察局（ＩＰＳ）が設置されるなど、当時は戦犯裁判に向けた準備が本格的に進められつつある状況だった。翌一九四六年一月の戦争犯罪裁判対策に向けた外務省関係者の打合せでも、大野勝巳政務局第一課長が、現在外務省内で作成中の資料が戦犯裁判対策に使用しうると述べており、これは「外交資料」を指していると考えられる。[5]なおこの方針文書には、具体的な編纂テーマや担当者の名前が記載されており、最終的に刊行された調書群冒頭の担当者一覧と内容がおおよそ一致する。また、「外交資料」の序文には、「降伏の年の暮より」作業に着手したとある。したがって、この方針文書に基づいて実際の作業が進められたと考えられる。

編修対象となったテーマは以下のとおりである。方針文書には各巻の担当者も列記されているが、ここでは各巻の主任担当者のみを記載する。

一　満洲事変（事変発端当初及リットン委員会当時）（奥村部長）
二　支那関係（吉川事務官）
三　防共協定及日独伊三国同盟関係（内田書記官）
四　日米交渉関係（主任記載なし）
五　大東亜政策の根本思想及大東亜会議（山田部長及中川課長）
六　日ソ交渉関係（大江課長）
七　南方関係（萩原参事官）
八　対日経済圧迫（佐藤課長）
九　満洲事変前の帝国内外の一般情勢（移民制限問題、人口問題、日本経済の特質、排日問題、世界経済情勢一般等を含む）（甲斐課長）

上記テーマのうち、「外交資料」として四、六、七、八、九の刊行が確認されている。本稿で翻刻した調書は九に該当する。

なお、その他の調書のうち、四（日米交渉）を扱った二冊は『日米交渉資料』（原書房、一九七八年）として、七（対蘭印の通商交渉、及び日本と仏印、ビルマ、フィリピンとの外交関係）、八（対英米通商交渉）を扱った四冊は『日本外交文書　昭和期Ⅲ　関係調書集』（二〇一五年）として後に出版されている。また二及び五については現在、外交史料館所蔵の外務省記録に原稿と思われるものが残されている。[6]

二　調書の作成状況及び概要

（一）調書の作成状況

次に、今回翻刻した調書がどのように作成されたかを確認し、続いてその内容を概観する。本調書の担当者は、主任以外も含めた全員の姓と簡単な肩書が先述の「外交記録資料ノ編修公表方ノ件」及びその他の関連史料に記載されている。[7] 一九四六年二月時点の氏名と役職は次のとおりである。[8]

小野幸太郎（終戦連絡中央事務局第二部長）
山田　久就（管理局経済部長）
甲斐文比古（調査局第二課長）※主任
高木　広一（管理局第二部第一課長）
和栗　博（管理局在外法人部開拓民課長）
宮林　敏雄（書記官、管理局付）
永井三樹三（事務官、管理局経済部総務課）
芳川　俊憲（事務官、調査局第二課）
蓮見　幸雄（連絡官、終戦連絡中央事務局第二部第三課）
市川　修三（調査官、調査局第二課）
坂根　哲夫（調査官、管理局経済部総務課）
大来佐武郎（技師、調査局付）
入江　寅次（嘱託、管理局第一部第一課）

他の「外交資料」の担当者が主として高等文官試験外交科に合格した外交官で占められていたのに対して、本調書の担当者はより多様な背景を持つ人選がなされていた点が目を引く。具体的には、高文試験合格の外交官（小野、山田、甲斐、高木、永井、芳川、蓮見）のみならず、他官庁出身の和栗（朝鮮総督府）、宮林（台湾総督府）、外務省留学生として東亜同文書院に学び、中国問題を専門とした市川、官庁エコノミストとしての実績を有する坂根、大来、『邦人海外発展史』を執筆し、研究・実務両面で移民問題に長じていた入江が加わっている点にそれが示されている。これは本調書が移民制限問題、人口問題、国内・国際経済等幅広いテーマを扱うとされていたことを反映したものと考えられる。

具体的な作成経過は、原稿や関係者の記録等が残っておらず明らかではない。しかし、いくつかの確認できる事実からその作業の困難さが推測しえる。

第一の点は、全体として「外交資料」の作成期間が極めて短いことである。前出の一九四五年一二月の方針文書では、原稿の完成期日は同年一二月末日、印刷は翌年一月一〇日頃とされていた。標題の決定時期から推測する限り、実際の作業期間はこれより多少は延びた可能性がある。しかしその場合も、担当者たちは占領政策や在外邦人の引揚げへの対応といった日々の業務を抱えながら、短期間に調書の作成作業を進めなければならなかったと考えられる。

第二の点は、「外交資料」作成にあたり本来基本的に参照すべき外務省の公文書が、進駐軍の日本政府文書の回収活動により十分に利用できなかった可能性がある。一九四五年一一月に進駐軍は残存文書の調査・閲覧を開始し、一二月には埼玉県に疎開していた外務省文書の回収に着手していた。[9] 執筆の基礎となる資料について、戦時・終戦後の焼失等で欠損が生じていただけでなく、残された文書の使用にも制約があったことは、作業の大きな制約になったと考えられる。

以上の二点は「外交資料」の作業全体に共通する問題であるが、本調書の場合は加えて第三の問題が存在した。他の「外交資料」は満洲事変以降の外交案件を扱い、当該案件に関与した外交官が担当者として作業の中核となっていたのに対して、本調書は官僚である担当者らにとり本来門外漢の、幕末から満洲事変までの対外関係史の調査・執筆作業だったことである。[10]

一連の調書作成上の課題を反映してか、現存する日中戦争（支那事変）に関する「外交資料」原稿には、既存の調書等の文章を転記して作成を試みたものも見受けられる。[11] これは正確性と迅速な調書の作成を両立する点で合理的な手段だったと考えられるが、本調書においても同様の取組みがなされた痕跡がある。具体的には日清戦争後の三国干渉、米国の門戸開放宣言への対応、韓国併合に関する日英間の協議等について、一九三〇年代後半に外務省調査部が執務参考用として刊行した調書『日英外交史』『日米外交史』の記述が、ほぼそのまま利用されている。[12]

一方で、本調書の記述に当時の外交史研究の影響は明確には見いだせない。戦前に外部の研究者等が外務省の所蔵する記録にアクセスすることは通常困難であり、また公刊史料集である『大日本外交文書』は明治初期のものを除いて刊行されていなかった。このため、外交史研究は一般的に実証面で多くの課題を抱えていたといえる。担当者らがこうした研究書の記述の正確性を精査した上で、それを典拠として用いることは、既に説明した様々な要因を考慮すれば困難だったと考えられる。一方で前出の『日英外交史』『日米外交史』は開国からワシントン会議までの日米、日英の二国間関係史について、外務省所蔵の記録を参照して作成された調書であったため、担当者がその内容を信頼し、頻繁に参照されたと推測できるだろう。[13]

（二）調書の概要

次に、本調書の概要を確認する。「対外関係の史的発展を主として」という副題の通り、本調書は幕末以来の日本外交史を概観している。序章では、国際社会には国内社会と異なり、犯人の動機原因を調査する存在がないこと、このため戦争の原因を解明することが恒久平和の実現に必要であると論じている。さらに満洲事変後に作成されたいわゆるリットン調査団の報告書に言及し、同報告書が直近の状勢だけでなく、日中関係及び関係国の動向の史的展開を確認する必要を述べていることに注意を喚起する。そして、敗戦に至る日本の対外関係につ

いても同様に広範な視座からこれを論じる必要があるとして、一般的国際情勢並びに国内事情を考察するとの問題意識が示される。

第一章「国際社会加入と独立の取得」は、ペリー来航以降の幕末・明治期の対外関係を扱い、外国勢力との接触を受け、維新以来の日本の国是が不平等条約改正と国防強化にあったと整理する。

第二章「東亜保全政策の展開による独立の維持」は、対朝鮮、中国関係を中心とした大陸政策の展開を扱う。自国の植民地化を回避するため、日本は富国強兵と並行し、周辺地域に安全地帯を確保する目的で朝鮮との接触を開始した。そして同国を自主独立の邦とすることで列強の介入を阻止するとの構想の下、特殊関係を有していた清国の排除を図り衝突に至った（日清戦争）。しかし戦後の朝鮮では清国に代わってロシアが勢力を扶植したため、日本の意図は十分に達成されなかった。また、敗戦後の清国では英国をはじめとする列強の勢力圏分割が本格化した。こうした地域情勢の変化を受けて、米国の門戸開放（機会均等）要求、義和団事件（北清事変）が相次いで生じた。

そして義和団事件後のロシアの満洲進出の本格化により、日英関係の接近が進むこととなった。英国はアジアにおけるロシアの動向を警戒し、従来ドイツと協調してその行動の抑制を試みており、一方の日本は朝鮮に対するロシアの影響力の排除を模索していた。両国の利害がロシアの行動抑制で一致したため、独の提案による三国同盟構想を経て、一九〇二（明治三五）年一月二九日に日英同盟協約が調印された。さらに、ロシアが満洲還付条約に基づく清国からの軍隊撤退を期限通り履行しないことを受けて、日本は清国や英米独と協調してロシアへの撤退勧告を試みた。しかし各国がこの動きから離脱したため、一九〇三年七月以降、日露二国間での交渉が開始されることとなった。ロシアは日本の求める満洲における協商を拒否し、さらに朝鮮における日本の優越を認めなかった。加えて朝鮮北部の中立化を主張したことから、日本は一九〇四年二月に国交の断絶・対露宣戦を行った（日露戦争）。一九〇五年に日露両国は米国の仲介によりポーツマス講和条約に調印し、日本はロシアとの間に満洲、朝鮮の権益を確定した。

こうして日露戦争によって日本は「生存を保持するの外廓」を築くに至ったが、続く課題は「斯く保全し得たる東亜内部に於てその実を保障する」ことであった。このため日本は英国との同盟関係を継続する共に、日韓議定書、日韓協約等を通じて韓国に対する支配権を強化し、最終的には条約に基づき併合した。この併合にあたって日本は英国に事前了解を求めるなど、国際的な同意の獲得に留意していた。また満洲については、日露戦争後に始まった米国の満洲進出の試みを阻止するため、ロシアと相互の勢力範囲を了承する日露協約が複数回に亘り締結された。

アジアにおいて列強間の勢力圏確保の取組がなされていた頃、欧州では第一次世界大戦が勃発した。日本はドイツに宣戦を布告して山東半島を占領するとともに、日中間の懸案を解決し「日本の地位を鞏固にし以て東洋の平和を永遠に保持するの目的を以て」、一九一五（大正一四）年初頭に中華民国政府にいわゆる二一カ条要求を提示した。そ

の要求の大半を中国が受諾すると、次いで一九一七年には石井・ランシング協定によって中国における権益について米国との間に了解を実現し、ここに日露戦争以来の中国権益確保の努力が一つの決着を見ることとなった。本調書は、「要するに之（引用者注：石井・ランシング協定）により我国は露英米等の各国の諒解の下に中国の保全を確保し得たるものにして従つて韓国より南満洲東部内蒙古に及び更に中国全般と濃薄の差こそあれ完全に東亜保全政策の展開を完了し以て国家の生存独立を維持し得るの態勢を形成せり」と総括している。

第三章「世界協調政策の推進による国民生活の確保」は、中国問題以外の領域での日本の第一次世界大戦への対応と、戦後の国際協調への参画を扱う。日本は英国との事前交渉を経て日英同盟に基づいて対独宣戦を行ったが、本調書はこの参戦を「我国が開国以来採用し来れる東亜政策を止揚し世界協調政策の推進に依り国家の安全と国民生活の確保とを庶幾せむとする端を開きたるものなり」と評している。日本は南洋群島占領、欧州戦への関与、シベリア出兵等で連合国と連携し、戦後秩序を構築するために開催されたヴェルサイユ講和会議に出席した。特に本調書では会議で日本が提起した人種的差別待遇撤廃問題に言及し、差別撤廃を求める日本の主張に同調する国もあったが、これが実現しなかった経緯を論じている。

国際協調政策は大戦後も継続された。本調書は太平洋問題、中国問題、海軍軍縮問題で成果を収めたワシントン会議を国際協調の精華と評し、「世界協調政策を推進せしめたるが反面より見ればこれ即ち従来に於ける東亜保全政策を止揚して世界的協調に於て自国の安全を確保せんとしたるものなり」と評価している。さらに不戦条約への加入、ロンドン海軍軍縮会議への参加を通じて、本調書の表現によれば国際協調は「極点」「絶頂」に達した。

しかしこれ以降、国内、そして軍部から軍縮への反対が生じ、濱口雄幸首相の遭難事件、三月事件、満洲事変といった国内外の事件が相次ぎ、国際協調政策はその命脈を絶たれることとなった。本調書はこれを「我国の情勢は内外共に政治的経済的に不安の昂揚せらるるを見るのみなるを以て此の倫敦会議に於て之を指摘せんとする国民一部の不満が醸生湧出しその堰を切りたるもの」と総括している。

第四章「世界協調への失望と東亜への復帰」は、日本外交の国際協調からの離脱を促した拘束要因を扱う。本調書は日本の宿命的課題として、人口に比して領域面積が狭隘なだけでなく、国民の生存に必要な物資が不足していること、そして人口増加率が高いことを指摘する。後者の問題については解決策として海外への移民、国内の工業化による労働人口吸収が目指されたが、これらは米国を初めとする各国での移民制限、日本の産業基盤の脆弱さにより頓挫することとなったとして、特に各国における日本移民制限の経過を説明している。

さらに、大戦後の国際経済分野における協調の失敗を指摘する。脆弱な基盤しか持たない日本経済は世界恐慌後の各国の保護関税政策と、中国における対日ボイコットによる市場縮小の大きな影響を受けた。本調書は、「戦後の政治的協力は経済的基礎を欠き居りたるものと

言ひ得べし」として、これが経済ナショナリズムを昂進させたとする。

またこの時期、中国における国民政府の国家統一の取組みが、日本の在華権益を徐々に主たる対象としていったことも指摘される。一九二九年に日本が国民政府を承認したことも日中関係を改善せず、特に満洲における排日運動は日本国民を刺激した。「斯くて内深刻なる経済的社会的政治的苦悩を脱却せんとして漸く政党政治に不信を感じ、外、在華権益の確保に妥協的な幣原外交的対外政策に不満を抱き来れる国民は何等か果敢なる内外政策の展開を希求せり」と、満洲事変の勃発を示唆する文言で本調書は結ばれている。

三　調書の特徴

本調書の特徴はどのような点にあるだろうか。

第一に、既に述べたように、他の「外交資料」に比べて記述対象となる期間が長期にわたる点があげられる。本調書は序言で、満洲事変から太平洋戦争に至るまでの十年を「運命の十年間」とする評価に同意し、日本政府がこの時期の外交交渉の全貌を明らかにする意図を持っていると述べている。その後には「満洲事変を契機として日本の対外関係が解くべからざりし緊張を見るに至りたる一般的背景の概要を叙述せんとする」と続く。この記述から本調書が他の「外交資料」の前史的説明を担っていることが察せられる。また記述が本格化するのが幕末の開国からであるのは、一般的な対外関係が始まる時期であることと同時に、序文で言及されるリットン調査団報告書が満洲問題の歴史的背景を一九世紀半ばから論じているのを意識した可能性も考えられよう。

第二に、大陸政策及び国際協調政策に対する評価のユニークさがあげられる。本調書の第二章及び第三章は明治初期の朝鮮問題から一九三〇年代のロンドン海軍軍縮条約締結までの対外関係を扱っており、分量で全体の七割以上を占める中核的部分である。これらの章では、日本が列国と協調しながら大陸権益の確保を目指したことが強調される。東アジアにおける安全保障上の懸念を除去する動機で始まった対朝鮮政策も、その後に続く対中国政策も、やがて国際的な承認を獲得しながら、権益の確保を目指すようになったと論じている。

本調書の主張は、戦前期の日本の政策決定者が国際社会を弱肉強食の世界として捉え、パワー・ポリティクスを基軸に外交を展開したという評価も依然として存在する中で、異なった視点を提供している。[14] この点は、本調書が過去の行動に関する弁明的性質を帯びざるを得ない状況下で作成されたことを考慮すれば理解しうる。また、それだけでなく、開国から第一次世界大戦以前までの外交政策に関する認識は、同時代の外交当局者自身のそれとも一致していた可能性が考えられるだろう。当時の外交指導者や外交官は、大国間で承認される正当性や公平性に留意しつつ利権・権益の獲得を進めていたからである。[15] この時期の日本外交にこうした行動様式を見いだす評価は、近年の外交史研究でも一般的な理解となりつつある。[16]

とはいえ、本調書の議論はそれに留まらない飛躍も見せている。第一次世界大戦への参戦を、大陸における大国間協調を通じた権益の確保（東亜保全）というアプローチを世界規模に拡張・止揚した「世界協調政策」と位置づけ、さらに大戦後の国際連盟への参画、軍縮への参画もその延長線上にあったとしているからである。これはいわゆる「旧外交」と「新外交」を国際協調政策の名の下に一貫して捉えるもので、担当者らが執筆時に参照したであろう調書類には見られない独自の論理の展開であるといえる。

新しい外交政策を既存の政策の「発展」「止揚」として位置づけるレトリックは、戦時下の外交論壇の時事論説等を彷彿とさせる。この点から本調書への「革新」的な思潮の影響を考察する余地もあろう。しかし、より直接的には、このような議論の展開は本調書の性格に起因するものと考えられる。「外交資料」という調書群が満洲事変を「太平洋戦争への道」の起点に置く構成をとる中で、本調書は満洲事変という「逸脱」以前の時期を扱うという関係にあった。そのため、過去の政策に一貫した説明を与えるため、意図的あるいは弁明的な歴史解釈が行われた可能性があったのではないだろうか。

同様の理由からか、本調書では第一次世界大戦前後の大陸政策についても、列国協調に合致しない行動（日本の反袁政策や、中華民国の対独宣戦への反対、ヴェルサイユ講和会議における山東問題をめぐる各国との対立等）への言及がほとんど存在しない。これらの事項は『日英外交史』等には記述があるにもかかわらず、本調書では触れられていないものである。

第三の特徴は、日本の外交政策に対する様々な拘束要因の記述と、その位置付けである。先述のとおり、本調書は計画段階で移民制限問題、人口問題や国内外の経済問題を扱うとしていた。これらの要素は第四章に一括して取り上げられ、中国国民政府による国家統一の動きがもたらした日中間の摩擦と相まって「持たざる国」としての日本の性質をあらわにしたとしている。

これらの問題を扱う第四章の記述は簡潔だが、事実関係としてポイントを押さえたもので、今日的にも有益である。この章の執筆は坂根、大来、入江のような各分野の専門家が担当した可能性も考えられる。しかし、第三章以前の章と時代的には重なる期間を扱いながら、第四章で説明された各要素がどのように各時期の外交に影響したのか、あるいはしなかったのかについての分析はなされていない。経済資源の問題や通商摩擦、人口増を要因とする移民政策が外交政策とどのような相互作用を生じたかは、今日的に見ても興味深い論点である。しかし、この点について本調書は十分な答えを提供していないといえる。

むすび

記録によれば「外交資料」は合計六五〇〇冊が印刷され、その中で本調書は四五〇冊が印刷された。この発行部数は、「公開外交」の実践として調書群が様々な形で活用されることが期待されていたことを

伺わせる。しかしこれらの調書は実際には長らく日の目を見ることはなかった。占領中にかかる調書を外部に頒布することが妥当であるかが論点となり、極東国際軍事裁判（東京裁判）に提出された「日米交渉　記録ノ部」を除き、外務省内に死蔵されたからである。[17]「外交資料」の作成作業が開始された一九四五年一二月には、連合国最高司令官総司令部（ＧＨＱ／ＳＣＡＰ）の方針に基づき、新聞各紙に満洲事変以降の日本の内外政策を強く批判する「太平洋戦争史」の連載が開始され、ＮＨＫラジオは同連載の内容を基礎とした『眞相はかうだ』の放送を開始していた。[18]こうしたタイミングで、日本の過去の行動を異なる論理で説明する資料集の公表が困難と判断されたのも無理のないことと考えられる。

一九五六年に外務省内の保管書庫が撤去されたことから、「外交資料」の大半は廃棄処分された。[19]「外交資料」の活用状況としては、日米交渉、日ソ交渉に関するものは一部研究で活用されているが、本調書の研究における活用例は僅かである。[20]

戦後に外務省が過去の外交政策を回顧・検証した調書としては、他に吉田茂総理の指示で一九五一年に作成された「日本外交の過誤」が有名であるが、これに比して本調書は今日顧みられることは希である。既に本稿で論じたとおり、個々の外交案件の経緯を詳細に追った他の「外交資料」に比べ、近代日本の対外関係史を通観する本調書は歴史記述としてアンバランスな点が存在しており、その取扱いには慎重さが求められる。しかし、この評価は推論も含む暫定的なものであり、今後外務省の占領政策への対応等、多角的な視点からの分析を加えることで、新たな評価が可能となるかもしれない。その意味で、引続き検証が望まれる史料であるとも考えられよう。

注

（1）高裁案（一九四六年四月三〇日決裁）「外交資料標題ニ関スル件」外務省記録「外交記録資料の編集公表関係」第一巻、N.1.7.0.1、外交史料館（以下、外務省記録はいずれも外交史料館所蔵のため所蔵機関を省略する）。

（2）政務局第一課（一九四五年一〇月二九日）「外交記録公表方ニ関スル件（案）」同右。

（3）第一次世界大戦後の外交文書の公開の動向については、調査部第一課（一九三四年四月）「外交史料編纂事業ニ就テ」外務省記録「諸修史関係雑件　外交資料蒐集関係」第三巻、N.2.1.0.4-1、三―七頁。また日本への波及については、熊本史雄「『外務省公表集』の創刊経緯とその史料的位置」（『外交史料館報』第一二号、一九九八年）、六〇―七〇頁。

（4）一九四五年一二月一四日決裁「外交記録資料の編修公表方の件」前掲「外交記録資料の編集公表関係」第一巻。同ファイルには政務局第一課が一二月一二日付で作成した同名同旨の文書が編綴されているため、本文書の起案課室も同課であったと考えられる。

（5）「外務省先輩戦犯容疑者ニ関スル打合会議事録」（一九四六年一月三一日）外務省記録「本邦戦犯裁判関係雑件　外務省員の部」、D.1.3.0.2-6。

（6）二の原稿は外務省記録「支那事変関係一件」第二三～二九巻、A.1.1.0.30。五の原稿は同「大東亜戦争関係一件　大東亜会議関係　調書ノ原稿」

A.7.0.0.9-48-1に編綴。

なお、三は「外交資料」の刊行からかなりの時を経た一九四九年時点の座談会の発言から当時も引続き作業が進められていたことがわかるが、原稿は見当たらない。総務局総務課（一九四九年四月四日）「第一回 防共協定を中心とした日独関係の部（座談会記録）」外務省記録「日独伊防共協定関係一件 防共協定ヲ中心トシタ日独関係座談会記録」B.1.0.0.J/X2-6。同座談会の翻刻は『日本外交文書 第二次欧州大戦と日本 第一冊 日独伊三国同盟・日ソ中立条約』に収録。

（7）前掲「外交記録資料ノ編修公表方ノ件」、及び高裁案（一九四六年二月二七日決裁）「外交資料共通序文ニ関スル件」前掲「外交記録資料の編集公表関係」第一巻。

（8）各人の経歴は主として『官報』『外務省報』『外務省年鑑』に依拠した。高木及び入江の所属課名は一九四六年二月の外務省分課規程改正により変更されているはずだが、履歴上変更の確認ができずそのままとしている。

（9）石本理彩「外務省文書及び図書の疎開・焼却・接収・返還」（『レコード・マネジメント』第八一号、二〇二一年）、一七―一八頁。

（10）なお、「外交資料」の作成作業が最終段階に達していたと思われる一九四六年一月に、本調書の主任担当者である甲斐調査局第二課長はバー・モウ前ビルマ首相の逃亡に関与したこと等を理由として進駐軍に拘束され、同年八月まで巣鴨刑務所に収監されていた（読売新聞社編『昭和史の天皇』第八巻、読売新聞社、一九六九年）。ただし、これが本調書の作成作業にどのように影響したかは定かではない。

（11）具体的には、東亜局第一課作成の「執務報告」のテキストをそのまま貼り付け、適宜修文を加えた箇所が存在する。前掲「支那事変関係一件」第二三、二四巻等を参照。

（12）外務省調査部編（一九三七年一二月／一九三八年七月）『日英外交史』上下。及び同編（一九三九年七月）『日米外交史』。いずれも戦後クレス出版で復刻。

これらの調書の刊行経緯については、一九二〇年代に両調書の作成を命じられた鹿島守之助の著作に詳しい。鹿島守之助『日英外交史』鹿島研究所出版会、一九五七年、一―七頁。同『日本外交史』鹿島研究所出版会、一九六五年、一―五頁等を参照。

（13）なお、一九四四年二月には政務局第三課によって江戸時代からシベリア出兵後までの日露関係を扱う『日露交渉史』が作成されているが、こちらは本文で参照された様子が見受けられない。

（14）こうした認識を示す古典的著作として、入江昭『日本の外交』中公新書、一九六六年。岡義武「国民的独立と国家理性」（『岡義武著作集』第六巻、一九九三年、初出は一九六一年）。

（15）佐々木雄一『近代日本外交史』中公新書、二〇二三年、一〇〇―一〇三頁。

（16）佐々木『近代日本外交史』、及び同『帝国日本の外交 一八九四―一九二二』なぜ版図は拡大したのか』東京大学出版会、二〇一七年、及び同書に関する各種書評を参照。また日本が国際法等の規範の存在を対外的に意識していた点に着目した近年の研究として、奈良岡聰智「近代日本におけ

る『理念的外交』―第一次世界大戦期を中心に」（『法学論叢』第一九二巻第一―六合併号、二〇二三年）。

(17) 高裁案「外交資料処分方に関する件」（一九五三年十月一日起案）前掲「外交記録資料の編集公表関係」第一巻。及び細谷千博「解題」（外務省編『日米交渉資料』原書房、一九七八年）八頁。

(18) 有山輝雄『占領期メディア史研究』柏書房、一九九六年、二四四―二五一頁、加茂道子『ウォー・ギルト・プログラム―GHQ情報教育政策の実像』法政大学出版局、二〇一八年、第四章。

(19) 前掲「外交資料処分方に関する件」。及び文書課記録班（一九五六年二月五日）「外交資料処分の件」前掲「外交記録資料の編集公表関係」第一巻。

(20) 本調書の活用を確認できる研究は、管見の限り馬場明の研究に限られる。同「パリ講和会議と牧野伸顕」『國學院大學大學院紀要 文学研究科』第二六輯、一九九五年）、及び「日露戦争後の満洲問題」（『國學院雑誌』第九八巻第九号、一九九七年）。恐らく国民外交会館（後に国民外交研究協会）職員時代に、本調書の存在を知ったものと思われる。

【史　料】

［凡例］収録文書は、原則として原文のままとした（漢字は現在の常用漢字表を参考に整理した）。明らかな誤字は訂正し、誤字と断定しがたいものはルビで（ママ）を、内容上誤りと思われる箇所には（カ）を付した。一部参考となる情報について文末注を付した。

昭和二十一年二月

外交資料

滿洲事變前ニ於ケル帝國内外情勢ノ部

外務省編纂

序文

我國ハ今次戰爭ニ於テ未曾有ノ破局ヲ見タルカ事茲ニ至リシ經緯ヲ知ラントセハ滿洲事變ニ始マル茲十數年ノ歷史的事實ニ遡ラサルヲ得ス。外務省トシテハ此際此ノ歷史的事實ヲ外交交涉ノ經過ノ面ヨリ正確ニ記錄シ、過去ノ外交ノ眞實ノ姿ヲ敍述スルト共ニ外交施設カ必シモ純正ナルヲ得サリシ經緯ヲモ併セテ闡明スルコトヲ要ス。據テ茲ニ外務省資料ヲ根據トシ本期間ニ於ケル重要對外國策及之カ實施ヲ案件別ニ編纂スルコトト爲レリ。

外務省ノ外交記錄ハ戰災又ハ火災等ニ依テ烏有ニ歸シタルモノ少カラス。本編纂ハ上司ノ命ヲ承ケ僅ニ免レタル記錄ト重大外交案件ニ直接關與セル先輩乃至同僚ノ有スル手記等ヲ蒐集シ外務省中堅ノ諸氏ヲ中心トシテ降伏ノ年ノ暮ヨリ著手各項目毎ニ分科會ヲ設ケテ進行セラレ最近ニ至ツテ脱稿ヲ見ルニ至レルモノナリ。主ナル擔當者氏名左ノ通リ（イロハ順）

市川調査官、入江嘱託、井上庚二郎氏、石井事務官、萩原參事官、蓮見事務官、西山事務官、東郷事務官、芳川事務官、和栗書記官、甲斐書記官、貝原事務官、龜山參事官、加瀬參事官、糟谷嘱託、米内山嘱託、與謝野參事官、吉川事務官、高木書記官、田付書記官、田中事務官、武内參事官、竹内事務官、高橋事務官、曾彌參事官、曾野事務官、永井事務官、中川書記官、成田參事官、内田書記官、野口通譯官、黄田書記官、奥村情報部長、大谷領事、大野參事官、大江書記官、大來技手（ママ）、小野參事官、矢野參事官、山田參事官、柳井恒夫氏、丸山書記官、古内書記官、深井情報官、近藤事務官、坂根調査官、佐藤書記官、宮林書記官、三宅書記官、下田書記官、關書記官、杉原局長

編纂ニ當ツテハ資料ノ殘存程度如何ニ依リ全項目ヲ通シテ編纂方式モ必スシモ劃一的タルヲ得ス其ノ敍述ニモ精疎ノ差アルヲ免レス又短時日ノ間ニ取纏メラレタル爲メ編輯上猶改善ヲ加フヘキ部分ナシトセスト雖モ現下ノ時務ニ應スルニハ一應足レリト信ス。補正ヲ要スヘキ點ニハ更ニ檢討ヲ加ヘ以テ他日ヲ期セントス。

昭和二十一年二月二十八日

外務省外交資料編修委員會

目次

序言
第一章　國際社會加入ト獨立ノ取得
開國
國防ノ強化
不平等條約ノ撤廢
第二章　東亜保全政策ノ展開ニヨル獨立ノ維持
朝鮮問題
日清戰爭
帝政露西亞ノ清韓經營
列強ノ清國經營
清國ニ於ケル機會均等主義ノ提唱
義和團事件ノ勃發
日英同盟ノ發足
——第一回日英協約
日露戰爭
日英提携ノ繼續
——第二、三回日英協約
韓國ノ確保
——日韓併合
滿蒙ノ保全
——米國ノ對滿政策、第一、二、三回日露協約
中國ノ保全
——所謂二十一ケ條問題、高平「ルート」取極、石井「ランシング」協定
第三章　世界協調政策ノ推進ニヨル國民生活ノ確保
世界大戰參加
聯合國トノ協力作戰
西比利亞出兵
「ヴェルサイユ」會議及國際聯盟參加
——人種的差別待遇撤廢問題
日英協約ノ廢棄ト四國條約ノ成立
海軍軍備制限條約ノ成立
中華民國ニ關スル九國條約ノ成立ト石井「ランシング」協定ノ廢棄
不戰條約ノ締結
倫敦海軍條約ノ締結
第四章　世界協調ヘノ失望ト東亜ヘノ復歸
日本ノ宿命的課題
日本移民ノ排斥
工業化ノ停滯
東亜ニ於ケル活路ノ發見
——中國ノ國民主義、滿洲ノ再認識

滿洲事變前ニ於ケル帝國内外情勢ノ部

――對外關係ノ史的發展ヲ主トシテ――

序　言

今次戰爭ノ終了ハ日本ノ對外關係ニ一轉機ヲ劃セルト共ニ世界人類ノ歷史マタ之ヲ以テ章ヲ新タニセントス。斯クテ今日ハ國際場裡ニ立ツ日本トシテ内外ノ過去ニ顧ミ自ラヲ反省シ以テ將來ニ備フベキノ秋ナリ。世界二十億ノ人類マタ過ギ去リシ戰亂ノ由ツテ來ル所ヲ思ヒ子孫ヲシテ永遠ニ干戈ヲ忘レシムルヲ期スルハ今日生ヲ享ケタル吾人ノ嚴肅ナル義務ナルベシ。

近代ニ於ケル戰爭ノ悲慘ナルハ正ニ吾人ノ耳目ニ生々シキ所ナルガ更ニ將來ノ戰爭ヲ想フ時或ハ人類ノ滅亡ヲ招來スルノ底タルハ今日何人ト雖モ敢ヘテ之ヲ否定シ得ザルベシ、而シテ生命ハ人ノ最モ尊重スル所ニシテ戰爭ハ容赦ナクコノ生命ヲ奪ヒ去ルニモ拘ラズ過去ニ於テ一國ノ民衆ガ擧ゲテ斯カル戰爭ニ赴キタル例少シトセザル所以ノモノハソノ動因ガ如何ナルモノニモセヨ苟クモ恒久平和ニ關心ヲ寄スルモノノ輕々ニ之ヲ論斷シ去ルヲ得ザル所ナリ。

今日戰爭ニハ犯罪トシテノ戰爭アリ不法行爲トシテノ戰爭アリ自衞ノ爲ノ戰爭アリ。從ツテ國家トシテ戰爭ヲ行ヘルニ依リ犯罪ヲ犯セルモノト認メラルルモノ生ズ。然ルニ國内社會ニ於テハ犯罪ノ行ハレタル場合ソノ動機原因ヲ訊ネテ犯人ノ故意又ハ過失ニ基クトナスアリソノ性格ニ依ルトナスアリ環境ノ然ラシムル所トナス等アリ。孰レニセヨ國内社會ハ犯人ノ處置ニ際シテ犯罪ニ對スル動機原因ヲ遺憾ナク調査陳述セシメ以テ社會ノ改善ニ資スルヲ怠ラズ。國際社會ニ於テモ亦戰爭ヲ行ヘル國家ニ關シテソノ動機原因ヲ充分ニ檢討シ陳述セシメ以テ恒久平和ノ確立ヲ庶幾スルハ人類愛ト正義ヲ尊ブ民衆ノ念願トスル所ナルベシ。

而シテ今次世界大戰ノ端ヲ昭和六年（一九三一年）ノ滿洲事變ニ置クハ世界一般ノ通説タルヤノ感ヲ受ク。然ルニ此ノ年九月十八日滿洲奉天郊外ニ於ケル南滿洲鐵道線路爆破事件ヲ契機トシテ發生セル本事變ニ際シ國際聯盟ヨリ派遣セラレタル調査委員會ハソノ報告ニ於テ「九月十八日ノ事件ハ日支間ノ關係緊張ヲ加ヘ來レルヲ示セル長期ノヨリ重要ナラザル軋轢ノ連鎖ノ結果ニ外ナラズ。現在ノ紛爭ヲ完全ニ理解センガ爲ニハ右二國間ノ最近ノ關係ノ主要ナル要素ニ關スル知識ヲ必要トス。從ツテ問題ノ研究ヲ滿洲事態以外ニ及ボシ且現在ノ日支關係ヲ決定スル有ラユル要素ヲ最モ廣汎ナル局面ニ付觀察スルノ要アリタリ。例ヘバ支那共和國ノ國民的翹望日本帝國及舊露西亞帝國ノ膨脹政策現時『ソ』聯邦ヨリノ共産主義宣布及右三國ノ經濟的及軍略的必要等ノ如キハ如何ナル滿洲問題ノ研究ニ當リテモ根本的ニ重要視セラルベキ要素ナリ」ト述べ居レリ。滿洲問題ニ關シテ斯クノ如ク日華兩國ヲ中心トスル東亞ノ歷史的情勢ヲ考察スルノ要アリトセバ今次戰爭ノ場合吾人ハ滿洲事變前ニ於ケル日本ヲ中心トスル一般的國際情勢並ニ國内事情ニ關シテ歷史的政治的經濟的社會的觀察ヲ行フコトヲ要

スベシ。而シテ特ニ奉天事件ヨリ眞珠灣事件ニ至ル十年間ハ米國政府當局モ言ヘル如ク「運命ノ十年間」ニシテ此ノ間ニ於テ戰爭ヲ遂行セントスル直接的ナル動機ガ醸成セラレ戰爭開始ノ決意ガ行ハレタルハ疑ナキ所ナリ。從ツテ此ノ間ニ於ケル日本外交政策ノ推移ニ關シテ精密ナル考察ヲ加ヘザルベカラズ。

日本政府ニ於テハ敍上ノ如キ見地ヨリシテ茲ニ奉天事件ヨリ眞珠灣事件ニ至ルマデノ主要ナル外交々渉ノ全貌ヲ明ラカニセントスルモノニシテ加フルニ滿洲事變ヲ契機トシテ日本ノ對外關係ガ解クベカラザリシ緊張ヲ見ルニ至リタル一般的背景ノ概要ヲ敍述セントスルモノナリ。改メテ言明スルマデモナクコレハ國際生活ニ於テ新タナル第一歩ヲ印セントスル日本ニトリテ反省ノ自白ナルト共ニ又世界ノ審判ヲ前ニセル供述ナリ。ソレハ飽クマデ將來ニ於ケル國際社會ノ改善發展ト世界恒久平和ノ確立ノ爲資スル所アラントスルニ他ナラズ。眞摯ニ人類ノ平和ト幸福ヲ念フ二十億民衆ガ戰後ノ再建ニ出發スルニ際シ先ヅ耳ヲ傾クルニ吝ナル(ママ)ザルヲ信ジテ疑ハザルナリ。

第一章　國際社會加入ト獨立ノ確保

開　國

今ヨリ九十餘年前嘉永六年六月三日（一八五三年七月八日）米國海軍ノ「ペルリ」提督軍艦四隻ヲ率ヒテ浦賀ニ來リ隣交通商ヲ求ム。コレ日本ガ近代國際社會ニ乘出スニ至レル契機ヲナスモノニシテ翌嘉永七年三月三日（一八五四年三月三十一日）國交ノ開始、開港及領事派遣等ヲ承諾スル神奈川條約ニ調印セリ。コレ日本ガ近代國際社會ノ條約書ニ倣(倣カ)ヒ約文ヲ作成シタル嚆矢ニシテ其後安政元年（一八五四年）英國ト翌二年（一八五五年）露國ト更ニ翌三年（一八五六年）和蘭ト一部治外法權ニ關スル規定ヲ除ク外略同趣旨ノ條約ヲ締結セリ。斯クテ日本ハ十七世紀ノ初以來二百餘年ノ久シキニ亙リ維持セラレタル鎖國制度ヲ終焉セシメタリ。

コノ鎖國制度ハ最初一二ノ外國ガ當時基督教ヲ以テ領土取得ノ手段トナスヤノ疑アリタルヲ契機トシテ實施セラレ爾來之ト關係ナキ中國人及和蘭人ノミ通商ヲ認メラレ來レリ。ソノ結果日本ハ海外諸國ニ於テコノ間經過シタル政治的經濟的社會的諸發展ニ遲ルルノ已ムナキニ至リ長ク封建制度ヲ持續セシメタルモ又一方二千六百萬前後ノ日本民衆ハ史上稀ニ見ル平和安穩ナル二百餘年ヲ享受シ得タリ。卽日本ニ於テハコノ間外國ニ對シテ事ヲ構ヘタルコトナキハ言ヲ俟タズ國内ニ於テモ十七世紀ニ入ルト共ニ全ク靜謐ニ終始スルニ至レリ。從ツテ當時ノ封建制度ノ下ニ於テ政治ヲ執リ來リシ武士階級ハ漸ク武士トシテノ實質ヲ失ヒテ官僚群ト化シソノ道德タル武士道ハ單ニ選バレタル士ト自任スルモノノ軌範トシテ發達シソノ象徵タル兩刀ハ自ラヲ戒飭スルノ具トナリ遂ニハ武士自ラ兩刀ヲ持テ餘ス者スラ出テ來レリ。町人以下ノ諸階級マタ封建的階級的差別アリタリトハ言ヘ内外ノ泰平ヲ謳歌シ風俗ニ習慣ニ言語ニ藝術ニ悠然タル風景ヲ現出セリ。然ルニ歐米諸國ニ於テハ孰レモコノ間世ニ名アル戰爭ニ從事シ三十年戰爭ヲ始メト

シテ「イスパニア」墺太利兩王位繼承戰爭、七年戰爭、米國獨立戰爭、「ナポレオン」戰爭、米墨戰爭以下殆ド相繼イデ戰亂ノ渦中ニ投ゼラレ來リソレト共ニ政治的ニハ近代民族國家トシテ成長ヲ續ケ經濟的ニハ英國ヲ先驅トシテ續々産業革命ノ渦中ニ投ゼラレ國内經濟ノ工業化ヲ推進セシメソノ爲資源ト製品ノ捌口ヲ求メテ海外ニ植民地ト市場トヲ獲得シツツアリタリ。是等ノ因トナリ果トナリタル因子ハ卽チ科學ノ發達ニシテ發明ト發見トハ相繼イテ行ハレ現代ニ見ラルル如キ科學時代ノ基礎ヲ築ケリ。斯クテ歐米ニ於ケル國家主義民族主義ノ興隆ハ漸ク帝國主義的發展ノ精神的一契機トナリ、近代産業ノ成長ハ資源ト市場トノ爲實質的ニ海外進出ヲ要求シテ已マズ而シテ科學ノ發達ハ能クソノ技術的手段ヲ滿足セシメ歐米ノ人ト物ト船トハ各々國旗ヲ先ニ洋ノ東西ヲ問ハズ往來スルニ至レリ。世界ハ急速ニ狹隘トナリ東西兩洋ノ交通ハ日々ニ繁キヲ加ヘ茲ニ鎖國ノ夢ニ耽リツツアリタル日本ノ周邊亦俄カニ多事トナレリ。

東西兩洋ノ交通ハ十五世紀ノ末葡萄牙人「ヴアスコ・ダ・ガマ」ノ喜望峰廻航迄ハ所謂「絹ヲ運ブ隊商」ニヨリ行ハレ來リタルニ過ギザリシガ此ノ葡萄牙人ニヨル東洋航路ノ發見ハ上述セル歐洲ノ諸情勢ヲ背景トシテ行ハレタル爲東西ノ交渉史ニ一轉機ヲ劃セリ。卽葡人ハコレニヨリ海路印度ニ到着シテ印度ノ經營ニ着手スルト共ニ印度ヲ基地トシテ東南亞細亞方面ノ貿易ニ巨利ヲ博スルニ至レリ。然ルニソノ後歐洲情勢ノ變化ニヨリ東洋ニ於ケル葡國ノ勢力ハ西班牙ノ代ル所トナリ和蘭ガ西班牙ヨリ獨立シテ後ハ東南亞細亞ニ根據地ヲ獲得シテ次第ニ西班牙、葡萄牙ノ勢力ヲ壓シ英國亦十六世紀末ヨリ東洋ニ着目シ始メ漸ク西班牙、葡萄牙及和蘭ノ強敵トシテ出現スルニ至レリ。而シテ英國ハ其後着々トシテ印度ノ經營ニ成功シ十八世紀後半ニハ最後ノ競爭相手タル佛國ヲモ排除シテ印度ニ獨占的勢力ヲ扶植シ印度ヲ英國ニ讓レル葡國ハ東印度諸島ノ經營ニ專念シ西班牙ハ十六世紀ノ後半比律賓ヲ占領シテ之ニ據ルコトトナレリ。

斯クシテ南方海路ヨリスル西歐人ノ東進ハ漸ク日本ノ西隣ニ達シ十六世紀ノ初葡萄牙先ヅ清國南岸ニ到着シテ澳門ヲ根據地トシテ商業ニ從事シ英蘭兩國亦コレヨリ一世紀遲レテ後ヲ追ヒ英國ハ廣東ニ據リテ葡蘭兩國ト勢力ヲ爭ヘリ。而シテ清國ニ對スル交易ニ於テハ英國ガ先ヅ覇ヲ唱ヘントスルニ至レルガ十九世紀ノ前半阿片輸入禁止問題ヲ契機トシテ英清間ニ所謂阿片戰爭勃發シソノ講和條約タル南京條約ニヨリテ清國ハ開國ノ實ヲ擧ゲ香港ヲ割讓シ清國南岸ノ諸港ヲ開キタリ。コノ條約ニ次ギ佛米他二國ト略同樣ノ開國條約ヲ結ビタルガ、之ト共ニ大清帝國ノ權威ハ内外ニ於テ失墜シ又清國民ト西歐諸國民トノ紛爭絶エザルニ至レリ。一方清國北邊ニ於テハ帝政露西亞ガ西比利亞ヲ東進十七世紀末葉太平洋ニ出デ南下シテ清國ノ北境ニ迫リ一連ノ條約ニ依リテソノ境界ヲ南進セシメタリ。

斯クノ如キ西歐人ノ東漸ハ歐洲諸國ノ政治的經濟的變革トソノ要請ニ基クモノナルヲ以テ日本ガ鎖國時代相互ニ獵奇的感情ヲ以テ迎ヘ迎ヘラレタル和蘭人ノ渡來又ハ偶然日本ノ領水ニ入リ來レル其他西歐人ノ出現トハソノ意義ヲ異ニシ爲ニ崩壞ニ頻シツツアリタル封建制度ノ

末期的事情ト相俟チ日本ノ内外ハ漸ク多事トナレリ。本邦ニ渡來スルニ至リタル西歐人中鎖國セル日本ヲ搖ガスニ興ツテ力アリタルモノハ英露米ノ三國ナリ。英國ハ阿片戰爭ノ結果トシテ清國ヲ開國セシメタル餘勢ヲ以テ日本ノ開國ヲ切望シテ已マザリシガ又同國ハ十九世紀初頭以來歐洲ノ政治的變化ト共ニ和蘭ノ極東ニ於ケル商業權ヲ覆滅セン爲武力ヲ使用シ其後「クリミヤ」戰爭勃發スルヤ東亜海面ニ於テモ露國艦隊ヲ求ムル英國艦隊ノ遊弋スルアリ斯クテ本邦領水ノ測量、通商要求、薪水食糧ノ積込等ノ目的ヲ以テ日本港灣ニ入リ來ル英國艦船ハ一二ニ止マラザルニ至レリ。又北方ニ於テハ十七世紀ノ末葉「カムチヤツカ」ニ進出セル露國ハ千島ニ沿ヒテ南下ヲ續ケ十八世紀ノ末ニハ交易ヲ求ムル露船ガ北海道ニ出現セリ。又同ジ頃樺太ニ於テモ露人ノ漸ク着目スル所トナリ同地ニ於ケル日露ノ紛爭ハ十九世紀ニ入ルト共ニ益々多事トナレリ。而シテ千島、樺太ニ於ケル日露間ノ諸懸案ト錯綜シテ本邦トノ交易ヲ求メテ露國ハ軍艦ヲ本邦ニ派遣シテ頻リニソノ開國ヲ要求スル所アリタリ。最後ニ米國ハ太平洋ヲ隔テタルト建國淺キ關係上ヨリシテ本邦トノ交渉ハ比較的最近ニ開始セラレ十八世紀ノ末葉以來漸ク本邦ニ米國人ノ渡來ヲ見ルニ至リソノ捕鯨業ト東洋貿易ノタメ日本ニ開國ヲ迫ルコト漸ク切ナルモノアリタルガ遂ニ一八五三年「ペルリ」艦隊ノ來航ハ日本朝野ニ大ナル衝擊ヲ與ヘ茲ニ二百有餘年ノ鎖國時代ヲ終焉セシメタリ。

封建時代ノ終ラントスル頃斯クノ如キ外國艦船ノ來航及外國人ノ出現ヲ見タル日本國民ハ茲ニ所謂「尊王攘夷」ナル標語ニ表現セラルル思想ヲ有シ政策ヲ實施セントセリ。卽チ江戸幕府政治ノ政治的經濟的社會的矛盾ハ國内ニ於ケル資本主義ノ勃興ト共ニ漸ク顯著トナリタルガ之ト相呼應シテ封建制度ヲ搖ガシ又ソノ打倒ニ利用セラレタルモノハ卽チ外國勢力ノ到來ナリ。尊王思想ノ中ニ所謂攘夷ニヨリテ國家ノ安泰ヲ期サントスルニハ從來ノ江戸幕府ヲ以テシテハ不可能ナリトノ動機アルヲ認メザルヲ得ズ。又攘夷斷行論ノ中ニハ單ニ外國艦隊ヲ打拂フベシトノ論ノ他ニ國防觀念ノ潛ムヲ見逃シ得ザルベシ。殊ニ當時渡來セル外國勢力ガ何レモ軍艦ヲ擁シテ來リ如何ナル動機ニモセヨ大砲ヲ放チ港灣ヲ測量シ上陸シテ村落ヲ脅カス等ヲ敢ヘテシタルヲ以テ一層然リトス。他方開國論モ亦有力ナリシガコノ論ノ動機中ニハ到底外國勢力ヲ驅逐スルコトニ依リテハ却ツテ亡國ノ運命ニ至ルヤモ知レザルヲ以テ此際開國ノ要求ニ應ジテ國家ノ安固ヲ期スベシトノ觀念アルヲ認ムベシ。故ニ攘夷トイヒ開國トイフ一ニ國家ノ安泰國防ノ安固ヲ期スルノ謂ニ他ナラズ。故ニ外國ノ事情ニ精通スルモノヨリ逐早ク開國ヲ斷行シ以テ國運ノ全キヲ庶幾セルモ宜ナリト言フベシ。コレ鎖國ノ傳統ヲ固守スベキ幕府當局ガ要路者トシテ當時最モヨク外情ニ通ゼシガ故ニ自ラ開國條約ヲ相繼イデ締結シ攘夷ヲ旗幟トセル反幕府派ガ明治新政府ヲ樹ツルヤ忽チニシテ熱心ナル開國和親ノ政策ヲ實施セル所以ナリ。

國防ノ強化

明治新政府樹立セラルルヤ明治元年正月十五日（一八六八年）開國

ノ御沙汰書アリ「外國交際之儀者、宇内之公法ヲ以テ取扱可有之候」ト示サレ同三月十四日ニハ所謂五箇條ノ御誓文中ニ於テ「智識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スベシ」トナサレ茲ニ開國進取ノ大方針闡明セラレタリ。而シテ上顯御沙汰書中ニ於カレテモ「世態大ニ一變シ大勢誠ニ不被爲得止、此度朝議之上、斷然和親條約被爲結候就テハ上下一致、疑惑ヲ不生、大ニ兵備ヲ充實シ」ト言ハレ又「但是迄於幕府取結候條約之内、弊害有之件件、利害得失、公儀之上、御改革可被爲在候」トアル如ク明治政府ノ對外政策ハ國防ノ強化ト不平等條約改正ノ二大案件ニ置カレタリ。

先ヅ國防ノ強化ニ付テハ日本ノ開國ソノモノモ外來勢力ノ鋭鋒ヲ避ケントスル爲ニナサレタルガ開國後漸ク西歐ノ事情判明スルニ從ヒ愈々ソノ必要ヲ痛感セザルヲ得ザリキ。卽チ一八六八年ノ明治維新前後日本朝野ノ耳目ニ觸レタル海外列強ノ態度ハ容易ナラザルモノヲ感ジタリ。國内ニ於テハ開國條約ヲ繞ル攘夷派ノ反對行動等ガ原因トナリテ文久三年（一八六三年）ニハ英國艦隊ガ鹿兒島ヲ砲擊シ翌元治元年（一八六四年）ニハ英米佛蘭四國艦隊ガ下關ヲ砲擊上陸スルアリ或ハ文久元年（一八六一年）露艦ガ對馬ニ來リテ占領ヲ企ツルアリ隣國清國ニ於テハ一八五七年來英佛聯合軍ガ南北ニ清軍ヲ敗リ明治十六年（一八八三年）ニハ佛國ガ安南ヲ保護國トシ越ヘテ十九年（一八八六年）ニハ英國ガ緬甸ヲ完全ニ併セ明治二十三年（一八九〇年）ニハ露國ガ西比利亞鐵道ノ起工ヲ行ヘリ。又歐米トノ交通頻繁トナルニ從ヒ見聞スル列強ノ文物ハ何レモ朝野ノ耳目ヲ衝動スルモノノミナリシカバ茲ニ朝野ハ歐米ノ文物ヲ攝取シテ日本ノ植民地化ヲ防止セザルベカラズト痛感セリ。「富國強兵」トハ斯カル時代思想ヲ端的ニ表現スルモノナリ。科學時代ノ國防ハ一ニ國内工業力ノ發展ニ俟ツモノナレバ官民擧ゲテ工業ノ發展ニ意ヲ注ギ始メタリ。換言スレバ外國資本主義ノ壓迫ヨリ免レン爲ニ自國ノ資本主義化ヲ出來得ル限リ速カニ促進セントセリ。コレ本邦ノ産業ガ勢ヒ軍國主義的性格ヲ採ラザルヲ得ザリシ所以ニシテ又政府ガ資本主義ノ發達ヲ進ンデ協力助長セル事由ナリ。

不平等條約ノ撤廢

「富國強兵」ニ依リテ獨立ヲ全ウセント碎身セル本邦官民ニトリテ忍ブベカラズト感ジタルモノ又ソノ障害ナリト感ジタルモノハ不平等條約ノ存在ナリ。安政元年（一八五四年）ノ日米和親條約ハ本邦最初ノ條約ナリシモ之ニハ無條件最惠國待遇ヲ米國及米國民ニ與フル規定アリシノミナリシガ次イデ結バレタル同年ノ日英約定、同二年ノ日魯通好條約、翌三年ノ日蘭條約ニハ夫々アル程度ノ治外法權ヲ與ヘタリ。更ニ安政五年（一八五八年）ノ米蘭魯英佛トノ修好通商條約ニ於テハ領事裁判權ノ許與ヲ明規シ最惠國條款ヲ無條件ニ認メ相手國國民及船舶ノ渡來ノ際ノ便宜ノミヲ規定シ貿易章程ニ於テ輸入品ヲ無税、從價五分、從價三割五分、從價二割ノ四種ノ課税品ニ分類セリ。コノ所謂安政五ケ國條約ニ次ギ葡・普・瑞西・白・伊・丁ノ諸國ト夫々修好通商條約ヲ結ベリ。而シテ慶應二年（一八六六年）英米佛蘭ト結ベル改税約書ニ依リ從價五分ヲ標準トスル從量税ト無税品目ノ增加ヲ協定シ

是等ハ四國以外ノ條約國ニモ最惠國條約ニ依リテ均霑セラレタリ。斯クノ如キ幕末ノ諸條約ハソノ儘明治新政府ニ繼承サレ明治二年（一八六九年）ノ獨及墺トノ通商修好條約ニ繰返サレ是等ニ規定サレ從來認メラレザリシ特典モ亦最惠國條款ニ依リテ安政條約國群ニ均霑サレタリ。

敍上ノ如キ不平等條約ノ存在ハ卽チ日本ガ獨立國タルノ地位ニ在ラザル證左ナルヲ以テ明治新政府ハソノ改正ヲ以テ對外政策ノ首位ニ置キ明治初年ノ開國ノ御沙汰書ニモ之ヲ謳ヒ給フト共ニ新政匆々ノ明治四年（一八七一年）ニハ右大臣岩倉具視ガ歐米ニ派遣セラレテ條約改正ニ關シテ關係各國ニ提案スル所アリタリ。而シテコノ治外法權ノ撤廢關税自主權ノ回復偏務的諸條項ノ改正ハ明治外交四十四年ニ亙ル大業ナリシト共ニ法律經濟社會ソノ他明治新政百般ノ改革ノ大動力タリシモノナリ。明治中葉コノ條約改正ノ業ニ外務大臣トシテ盡力シソノ爲不平派ニ依リテ隻脚ヲ奪ハレタル大隈重信ハ曾テコノ間ノ事情ヲ盡シテ曰ク「我カ國ノ總ベテノ改良ハ國民ノ必要ヨリモ寧ロ國際上ノ必要ヨリ生ジタルモノニシテ之ヲ惡言センカ外國崇拜主義ナレドモ其ノ實ハ正反對ナリ。是レ嘗テ日本國民ノ共通ノ精神タリシ鎖國攘夷ノ主義ヨリ一變シテ我ガ國ヲ世界ノ文明國ト等シカラシメ名實兩ツナガラ完全ナル獨立國ト爲シ以テ外國ノ壓迫ヲ除カントスル愛國的精神ヨリ出デタルモノナリ。我ガ國ノ獨立ヲ傷ツケツツアル不對等ノ條約ヲ改正センガ爲ニハ如何ナル困難如何ナル犧牲モ敢テ避ケザルノ決心ハ是レ維新以後ニ於ケル百般ノ進歩ノ原動力ナリ。外交ノ爲ニ幕府モ滅ビ封建モ滅ビタレドモ獨リ不利益不名譽ナル條約之存スルコトアルヲ以テ之ヲ改正セントスル國民ノ熱心ハ總ベテノ文明的運動ノ中心ト爲リ今日ノ法律教育兵制及殖産興業ノ隆盛ヲ見ルニ至リタル次第ナリ」[1]ト。寔ニ當時ノ日本朝野ハ内外ノ施策一ニ條約改正ノ爲ナルヤノ感スラアリテ鹿鳴館ニ朝野ノ貴紳ガ馴レヌ洋裝ニテ舞踏ヲ行ヒ以テ西歐人ノ歡心ヲ求メ法典ノ編纂ヲ急ギテ文明國ノ體裁ヲ整フル爲民法典ヲ定ムルニ佛民法ノ直譯ヲ以テセントシタルガ如キ何レモソノ例ナリ。

コノ不平等條約ノ存在ハ治外法權等ノ條項ガ國家ノ自由獨立ヲ傷ケ居リタルノミナラズ關税自主權ヲ有セザルコト無條件最惠國條款ノ存在等ガ本法工業ノ發展ヲ阻害スル結果ヲ齎セリ。卽チ開國ニヨリ突如トシテ先進歐米資本主義トノ競爭ヲ餘儀ナクセラレタル本邦工業界ハ何レノ後進工業國ニ於テモ然ルガ如ク政府ノ保護政策ヲ必要トシソノ有力ナル手段トシテ保護關税ヲ求メタリ。政府モ亦上述セル「富國強兵」ノ立場ヨリソノ保護ヲ圖ラントシタルモコノ關税自主權ノ喪失ニヨリ保護關税政策ニ依ルヲ得ズ補助金政策等ノ關税以外ノ手段ニ依ルヲ餘儀ナクセラレタリ。卽チ關税自主權ノ喪失ハ當時ノ本邦トシテハ近代軍備ヲ整備シテ植民地化ヲ防止セントスルニモ障碍トナレリ。要スルニ不平等條約ノ存在ハ明治政府四十四年ノ間名實共ニ堪エラレザル苦痛ヲ官民ニ與ヘタルモノナリ。

從ツテ明治新政府ハ始政匆々明治元年十二月（一八六九年二月）早クモ英米佛等六國公使ニ條約改正ノ意アルヲ申出デ翌二年ニハ條約改正ノ調査ニ從事スベキ旨外國官ニ達セラレ同年及四年ニハ澤外務卿ヨ

リ英國公使ニ改正交渉開始ノ意ヲ通告シ、[2] 同四年ヨリ六年ニ亙リテハ岩倉右大臣歐米諸國ヲ歴訪シテ各國ノ意嚮ヲ聽取セリ。斯クテ寺島外務卿ハ本邦當時ノ現狀ヲ考慮シ先ヅ關税自主權ノミヲ回復セントシテ明治九年英國ニ交渉セシモ成ラズ。次ノ井上外務卿ハ之ニ反シ法權問題ヲモ併合シテ明治十三年英國側ニ交渉シ、ソノ提案セル豫備會議ニ於テ關係各國ニ諮リタルガ曲折アリタル後明治二十年ニ至リテ一致點ニ到達セリ。ソノ内容ハ内地開放、法典公布及條約國ニ對スル其ノ事前通告、外人裁判官ノ任用等ヲ認ムルモノナリシカバ税權ハ回復セラレズ協定税率ニヨリ輸入税ガ平均一割ニ上リタルニ過ギズ國内ノ反對激烈ニシテソノママトナレリ。次ノ外務大臣大隈重信ハ從來ノ列國會議方針ヲ廢シテ國別談判ノ方法ニヨリ且外國人判官(ママ)ヲ大審院ニ置キ外國人ノ被告タル場合ノ最終裁判ニ參與セシメントスルモノナリシ處米獨兩國ハ何レモ之ニ贊意ヲ表シ調印マデ了シタルモ英國ハ之ニ同ゼズ且外國人法官ヲ認ムル點ニ輿論ノ反對ヲ受ケ大隈大臣ハ要擊セラレテ隻脚ヲ失フニ至レリ。

明治二十二年青木外務大臣新任セラルルヤ條約改正ニ關シテ從來ノ微溫的方針ヲ廢シ外國人法官ヲ任用セズ法典ノ編纂公布ヲ外國ニ豫約セズ居留地外ニ於ケル不動産ノ所有權ヲ外國人ニ許與セズ且外國人取扱上特殊ノ制限ヲ設クルコトアルベシトノ原則ヲ定メ英國ト交渉スル所アリタルガ二十四年露國皇太子狙撃事件ニヨリ頓挫ス。榎本外務大臣時代ハ表面化セル發展ヲ見ザリシモ條約改正調査委員會ノ設立アリ明治天皇ヨリ「朕卽位以來内治百般ノ事粗々緒ニ就クモ外政未ダ擧ラザルモノアリ惟フニ條約改正ハ中興ノ鴻業ニ隨伴シ國權ノ大本ニ關繫ス朕ハ我臣民ト倶ニ條約改正ノ成局ヲ望ムヤ切ナリ」トノ勅語ヲ賜ハレリ。間モナク陸奥宗光外務大臣トナルニ及ビ從來ノ過渡的方針ヲ改メテ平等相互主義ニヨリテ改正交渉ニ着手シ明治二十六年英國トノ間ニ折衝ヲ開始遂ニ翌二十七年七月十六日宿望スル所ニ庶キ通商航海條約調印セラレタリ。之ニヨリ開國以來ノ懸案タリシ領事裁判權ノ撤廢ヲ見居留地ニ於テモ外國人ノ不動産所有權ヲ認メズ之ニ代ヘ既得權尊重ノ趣旨ヲ以テ永代借地權ヲ有效ナルモノトシテ確認シ相手方締約國人ノ通商上ノ權利特典ノ規定ヲ双務的トシ又最惠國條款ヲモ双務的トナシタルト共ニ從來法權撤廢ノ擔保トシテ關係國側ヨリ主張セル法典實施ニ關スル豫約ヲモ認メズ唯條約ノ實施ヲ調印五年後トナシ、ソノ間ニ法典實施ノ準備ヲ完成スルコトトシタリ。然レドモ關税自主權ハ未ダ完全ニ回復セラレズ舊條約ノ五分率ヨリ一割乃至一割五分ノ引上ヲ認メラレタルニ止マリ依然制限ヲ免レザリキ。英國トノ條約改正成ルニ從ヒ同趣旨ヲ以テ明治二十七年ニハ米國トノ間ニ新通商航海條約成リ露伊佛獨トモ相次イデ調印ヲ了セリ。

斯クテ日本ガ開國以來制限セラレタル主權ノ回復ハ各條約ノ實施期日タル明治三十二年七月ヲ以テ先ヅ領事裁判權ノ廢止ニヨリ第一歩ヲ印セルガソノ間改正交渉ト共ニ常ニ問題トナリタル法典編纂事業モ着々進捗シ民法商法共先ヅ明治二十三年第一次ノ完成公布ヲ見タルモ外國法ノ模倣ナリシ爲國内ノ非難ヲ買ヒ商法ノ一部ヲ除キテソノ實施ヲ見ズニ葬ラレシモ二十九年ニ民法ノ一部三十一年六月ニハ民法全部

ノ完成公布ヲ見翌七月ヨリ施行セラレ商法亦前草案ヲ修正ノ上三十二年六月ヨリ施行セラレ民事訴訟法亦二十四年一月ヨリ實施ヲ見タリ。又之ニ伴フ關税法ノ改正ニ付テハ三十年三月關税定率法ノ發布アリ三十二年ヨリ實施サレタルガ右ニ依レバ輸出税ノ全廢輸入品四百九十七目ニ對スル五分乃至四割ノ關税ヲ賦課スルコトトナレリ。然レドモ關税制度ニ付テハ未ダ完全ニ自主性ヲ獲得シ得ズ毛絲、鐵等本邦重要輸入品多數ニ最高一割五分通例一割ノ協定税率ガ殘サレ且コノ協定税率ガ從量税トサレタル爲物價騰貴ニ依ル輸入價格ノ增大ニモ拘ラズ輸入税額ヲ增加セシメ得ズ又歐米先進國産業トノ競爭ニ對シテ生育過程ニアル本邦工業ヲ保護シ得ザリキ。サレバコノ種條約實施ヨリ十二年ニ亙ル有效期間ノ終了セントスルヤ明治四十一年（四十二カ）（一九〇九年）十月條約改正準備委員會ヲシテ諸般ノ調査ヲ了シ議會ニ諮リテ關税定率改正案及外國人土地所有法案ノ協贊ヲ經タル後翌明治四十三年二月取敢ヘズ英國政府ノ意嚮ヲ打診シ四月新條約案ヲ英國政府ニ提出セリ。改正談判中最モ困難ナリシハ關税問題ニシテ我ハ國定税率主義ヲ原則トシ例外的ニ互惠關税協定主義ヲ採ル以上自由貿易主義ノ英國ニ對シテハ最惠國待遇ヲ與フルノ外ナシトセルニ對シ彼ハ自由貿易主義ノ下ニ日本品ニ對シ現ニ寛大ナル待遇ヲ與ヘ居ルヲ以テ日本モ英國ノ重要輸出品ニ關シ協定税率ヲ設クベシト主張シ特ニ英國側ハ關税問題ニシテ滿足ナル解決ヲ得ズンバタトヒ他ノ事項ニ關シ解決ヲ見ルモ條約ニ調印シ難シトナシ我ニ於テハ自由貿易ヲ採用セル英國トノ關税協定ハ我國ニ對スル片務的協定ヲ繼續スルモノニシテ宿望タル税權回復ノ目的ヲ達セザルモノトシテ極力之ヲ避ケ商議ノ爲ニ中絶スルノ姿ヲモ見タルガ此ノ間ニ處シ加藤駐英大使ヨリノ進言モアリ我カ政府ニ於テハ我國外交政策當時ノ骨子タル日英同盟ノ情誼ニ惡影響ヲ及ボスガ如キ事態ヲ防止スルノ見地ヨリ英國ヨリノ若干ノ重要輸入品ニ對シ我ガ税率ヲ協定シ他方我ヨリノ輸出品若干ニ對シ彼ヲシテ無税据置ヲ約セシムル等ノ方式ニヨリテ双方ノ主張ヲ調和スルコトトナリ斯クテ税權ノ回復ハ政府當初ノ方針ヲ貫徹シ得ザリシモ舊條約ノ如ク全ク我方ニテ片務的拘束ヲ受クルモノト異リ英國ニ對シテモ亦我方若干品ニ對シ無税据置ヲ爲スベキ拘束ヲ加ヘ形式上ハ双務的關係ヲ示スコトトナレリ。又沿岸貿易權ノ回復モ大體成功ヲ見タルモ永代借地權ヲ所有權ニ變更セントスル案ハ解決ヲ見ルニ至ラザリキ。然レドモ一應本交渉ニヨリ我方ハ關税自主權ノ回復ニ成功シ明治四十四年（一九一一年）四月三日新日英通商航海條約ノ調印ヲ了セリ。コレト前後シテ同年中ニ米・西・瑞典・諾・瑞西・獨・佛各國トモ新通商條約ノ調印アリ開國以來ノ懸案タリシ税權ノ回復ハ一應茲ニ成就セラレタリ。尤モ永代借地權制度ガ解消セラレタルハ昭和十二年（一九三七年）各國ト交換セル公文ニヨルモノニシテ昭和十七年（一九四二年）四月ナリキ。

第二章　東亞保全政策ノ展開ニヨル獨立ノ維持

朝鮮問題

所謂帝國主義時代ノ漸ク降盛ニ向ハントスル時ニ開國セル日本ハ上

述セル如ク國際社會ニ於テ完全ナル主權國トシテ遇セラルル事ナク名實共ニソノ束縛ニ苦シメルガ之ト同時ニ進ンデ自國ノ植民地化ヲ防止スル爲内外ニ對策ヲ講ズルヲ餘儀ナクセラレタリ。内ニアリテハ所謂富國強兵ノ旗幟ノ下ニ近代工業ノ發展ニ努力セルハ先ニ述ベタル所ナルガ外ニアリテハ進ンデ國防ノ安危ヲ周邊隣接地域ノ遠キニ置ケリ。ソノ第一ハ當時地域的ニ最モ近接セル朝鮮ニ關スルモノナリ。

朝鮮ト本邦トノ關係ハソノ源ヲ古代ニ遡リ得ベク爾來朝鮮ヨリ本邦ニ來朝又ハ歸化セルモノハ頗ル多ク而シテ亞細亞大陸ニ於ケル儒教佛教以下ノ諸文化ハ何レモ朝鮮人ノ手ニヨリテ本邦ニ傳ヘラレタリ。然レドモ之ト共ニ大陸ヨリスル武力ノ脅威モ亦同地ヨリ來レルモノニシテ十三世紀ノ末葉蒙古軍ノ來襲セルモ此ノ方面ヨリ對馬ヲ經テ九州北岸ヲ侵セリ。明治ノ新政成ルト共ニ間モナク政府ハ朝鮮ニ對シテ久シキニ亙リ中絶セル修好ノ回復ヲ希望セリ。之ニ對シ朝鮮ニ於テハ當時排外鎖國ノ武斷政治行ハレ西教撲滅ヲ布告シテ佛國天主教徒ヲ殺戮シソノ爲來攻セル佛國艦隊ヲ退ケタル等ノ事アリタル際トテ文書ノ體式異例等ヲ擧ゲテ應ゼザルコト五歲餘且我ガ居留民ヲ排斥スル等ノコトアリシカバ本邦朝野ニ於テハ所謂征韓論起リテ成立匆々ノ明治政府ヲ搖ガセリ。朝鮮征スベシトスルハ時ノ參議西鄕隆盛ノ主唱ニシテ彼ハ「今日ノ御國情ニ相成候テハ所詮無事ニ可相濟事モ無之、畢竟ハ露國ト戰爭ニ相成候外無之、愈々戰爭ニ御決著ニ相成候テハ、直ニ軍略ニテ取運ビ不申バ不相成、只今北海道ヲ保護シ、夫ニテ露國ニ對峙可相成哉、サスレバ彌以テ朝鮮ノ事御取運ビニ相成リ」「此方ヨリ屹度一歩、彼地ニ踏込ンデ此地ヲ護衞セネバナラヌ」トナシ當時漸ク東方發展ヲ策シ居リタル帝政露西亞ノ脅威ヲ進ンデ防止スベシトノ對外的理由ト「内亂ヲ冀フ心ヲ外ニ移シテ國ヲ興スノ遠略」ヲ計ラントスル對内的理由ヨリ所謂征韓派ヲ指導セリ。コレニ反對セルハ當時歐米ニ使シテ歸朝セル岩倉具視ヲ首班トセルモノニシテ外歐米文明ノ富強ヲ見聞シ内明治新政ノ未ダ確立セザルヲ顧ル時徒ラニ事ヲ外ニ構ヘズ内治ノ整備ヲナスベシト主張セリ。而シテ大勢ハ征韓派ノ敗ルル所トナリ爲ニ國内處々ニ之ヲ不滿トスルモノノ小亂アリ明治十年初ヨリ西鄕隆盛ヲ擁シテ勃發セル西南戰爭ニヨツテ絶頂ニ達シ四萬ノ叛徒ガ七ケ月ニ亙リテ抗セルモ同年秋全ク靜謐ニ歸セリ。

而シテ朝鮮ニ對スル經略ヲ策セルハ帝政露西亞ナリシガ當時歷史的傳統的ニ韓國ノ藩屬ヲ主張セルハ清國ニシテ朝鮮マタ我ニ對スルニ清國トノ特殊關係ヲ以テスルコト屢々ナリシカバ清ト朝鮮兩國ヲシテ朝鮮ノ自主獨立ノ國タルヲ宣言セシメ以テ西歐勢力ノ乘ズベキ間隙ナカラシメントセリ。偶々朝鮮江華島附近ニ於テ我國軍艦ノ砲擊セラレタル事件ヲ處理セル日鮮談判ニ於テ日鮮修好條約成リ明治九年（一八七六年）二月調印ヲ了セルガ之ニヨリ「朝鮮國ハ自主ノ邦ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ」トノ宣言ヲ行ヘリ。然レドモ朝鮮ニ於ケル清國ノ勢力ハ依然タルモノアリ朝鮮内ニ於テモ開化守舊ノ兩派アリテ相爭ヒ明治十五年（一八八二年）ニハ右兩派ノ抗爭ノ餘波ヲ受ケテ京城ノ帝國公使館ハ亂兵ノ襲フ所トナリソノ結果同年ノ所謂濟物浦條約ニ依リテ朝鮮ノ謝罪ト共ニ日本公館警備ノタメ京城ニ日本兵員若干ヲ置

クコトトナレリ。此ノ京城兵變ニ際シ清國亦兵ヲ朝鮮ニ入レタルガソノ爲明治十七年ニハ京城ニ於テ日清兩國兵ノ衝突アリ又暴徒ノ爲本邦官民ノ傷害セラルルコトアリテ翌十八年一月ノ日鮮漢城條約ニヨリテ一應日鮮間ニ解決ヲ見タルモソノ由來スル所ハ一ニ清國ノ對鮮政策ニアルヲ以テ朝鮮問題ニ對スル善後處理ノ爲日清間ニ天津條約締結セラレ日清兩國兵ヲ朝鮮ヨリ撤退スルコト軍事教練ノ爲兩國ヨリ教官ヲ派遣セザルコト及將來兩國兵ヲ朝鮮ニ派遣セントスル時ハ互ニ「行文知照」スルコト等ヲ約セリ。而シテコノ間ニ處セシ日本政府ノ方針ハカノ征韓論排セラレテ以來一ニ外ニ事ヲ構フルコトナキヲ念トシ天津ニ於ケル日清交渉ニ於テモ彼ガ朝鮮ヲ以テ清國附屬ノ國トナスト論ズル事ヲ避ケ當面ノ問題處理ニ專ラニシ又明治十七年京城ノ變ニヨリテ本邦ニ亡命セル朝鮮ノ金玉均等ノ追放ヲ行ハントシ或ハ之ヲ孤島ニ放チテ以テ清鮮ニ對シテ憚リアリトスラナセリ。

コノ間ニアリテ帝政露西亞ハ中央亞細亞ニ於テ勢力ヲ伸張セントシ相爭ヒ居リ又國内的ニハ皇帝暗殺事件等アリテ國内不安ナリシト雖モ一應東方進出ニ付テモ心ヲ配シ明治二十二年ニハ慶興府條約ヲ締結シテ露韓國境ノ要地慶興府ヲ自國ノタメ開放セシメ又露國公使ハ朝鮮宮廷ニ入リテ隱然タル勢力ヲ扶植セリ。斯ク露國勢力ノ朝鮮伸張ヲ視タル英國ハ明治十八年（一八八五年）露國勢力專制（ママ）ノ爲朝鮮海峽ノ要地巨文島ノ軍事占領ヲ行ヘリ。之ニ關シ清國ニ於テハ清國ノ屬邦タル朝鮮ノ屬地ヲ占領スルニ付テハ一時的ナレバ差支ヘナシトナセリ。之ヲ聞知セル駐清露國公使ハ英國ノ巨文島占領ヲ清國政府ニシテ承認セバ露國モ亦朝鮮ノ一部ヲ占領スル用意アリト通告セル爲清國ハ英國ノ巨文島退去ヲ要請シ他方露國亦英國ノ撤退後之ヲ狙フモノニ非ズトノ言明ヲ得テ明治二十年英軍ノ退去ヲ見タリ。其後朝鮮宮廷ニ勢力ヲ得タル露國公使京城ヲ去ルニ及ビ清國ハ愈々朝鮮ヲ屬邦視シテ隱然タル勢力ヲ振ヒ斯クテソノ結ル所遂ニ日清間ニ戰鬪ノ交フルノ餘儀ナキニ至レリ。

日清戰爭

明治二十七年（一八九四年）四月朝鮮ニ東學黨ト稱スル宗教團體ノ反亂アリ朝鮮ノ官兵盡ク破レテ京城亦危殆ニ迫レル爲韓國政府ハ援兵ヲ請ヒ清國ハ之ニ應ジテ出兵スル模樣ナル旨京城北京天津及芝罘等ノ各出先官憲ヨリ通報アリタルヲ以テ我ガ廟議ハ濟物浦條約ノ趣旨ニヨリ我ヨリモ若干ノ兵員派遣ヲ必要ト認メソノ準備ニ着手セル處間モナク清國政府ヨリ天津條約ニ遵ヒ朝鮮國ヘ派兵ノ旨行文知照來リタルヲ以テ我ヨリモ兵員派遣ヲ清國政府ニ通告スルト共ニ清側照會文中「保護屬邦」ノ語アリシヲ以テ特ニ公文ヲ送リテ日本政府ハ未ダ曾テ朝鮮國ヲ以テ清國ノ屬邦ト認メズト抗議セリ。日本ノ出兵ニ對シ朝鮮及清國兩政府ハ我方兵員ノ入鮮ヲ拒否セントセリ。而シテ我ガ兵入京ノ頃ニハ東學黨ノ亂モ略々鎭定ニ歸シタル如クナリシガ當方ニ於テハ朝鮮政府ノ弊政ニシテ革ムル所ナクンバ到底變亂ノ再起ヲ防グニ由ナク今ニ於テソノ禍根ヲ絶チ永ク東洋平和ノ維持ヲ謀ルハ目前ノ急務ナリトノ廟議決シ六月清國政府ニ善後策ヲ提議セルモ直チニ拒絶セルヲ以テ

日本政府ニ於テハ一面ニハ清國政府ニ向ヒテ將來朝鮮ノ安寧靜謐ヲ保持シ政道其ノ宜シキヲ得ルヲ慥メ得タル上ニ非ザレバ現在朝鮮ニ於ケル軍隊ノ撤去ヲ命ズルコト能ハザル旨ヲ斷言シ他面ニハ在鮮公使ニ朝鮮政府ヘ内政改革ノ提議ヲナスベキ旨ヲ訓令セリ。

斯クノ如キ日清間ノ緊張ニ對シ英露兩國ハ夫々調停ヲ試ミントシテ動ク所アリ英國政府ニ於テハ日清間ニ交戰起ラバ第三國ノ干渉ヲ招クベキニ付之ヲ防ガント欲スルコト甚ダ切ナル旨ヲ告ゲ又露國政府ハ清國政府ノ依頼ニ基キ日本側ノ撤兵ニ關シ重大ナル警告ヲナシ來レリ。然ルニ清國ニ於テハ最初露國ノ力ヲ藉リテ日本ノ朝鮮ニ於ケル勢力ヲ斷乎一擲セントシタルモ其後内部ニ溫和論起リソノ結果英國ノ調停ニ耳ヲ傾クルニ至レリ。英國政府ノ態度ハ七月三日ノ英國外相發在本邦臨時公使宛電報ニ「日清兩國間速ニ和親ノ談判ヲ開始スルニ非ザレバ露國ハ歐洲各國ノ聯合仲裁ヲ喚ビ起スコト疑ナシ」トアル如ク又同七日英國外相ガ在英本邦公使ニ對シテ「英國政府ハ露佛獨米四國ノ政府ニ向ツテ其ノ英國ト共ニ清國政府ニ日本政府ノ提議ヲ肯納スルコトヲ勸誘スルコトヲ申込メリ。然ルニ獨國政府ハ直チニ之ヲ承認シタレドモ其ノ他ノ國々ハ未ダ確答ナシ。斯カル手段ヲ執リタル所以ハ全ク露國政府ガ單獨ニ干渉ヲ爲スコトヲ避クルガ爲ナリ」トアルガ如シ。斯クノ如キ見地ヨリ英國政府ハ單リ熱心ニ調停ヲ試ミントシテ開戰ノ際ニ迄及ベルガソノ目標トセル所ハ前顯英國外相ノ電報ニモアル如ク「朝鮮國ニシテ一朝獨立センカ外國干渉ノ機會之レヨリ多キヲ加ヘンノミ。而シテ同國ヲ管督保護スル日清兩國ノ權力ハ之ヨリ衰ヘン」ト考ヘタルト調停交渉ヲ通ズル同國ノ態度ヨリシテ及最後ニ日清兩國ニヨル朝鮮ノ分割占領案サヘ提議セル點ヨリシテ如何ニシテモ朝鮮ニ於ケル日清間ノ衝突ヲ解消シ以テ他國勢力ノ朝鮮侵入ヲ回避セントシタルモノノ如シ。之ニ對シ清國ノ態度ハ前顯英國外相電報ノ道破セル如ク「朝鮮ニ於ケル其ノ地位及主權貢禮ノ事ニ就テハ最モ戀々シ居レリ」ニ盡ク。日本ノ意トスル所ハ當時自由主義（者カ）トシテ名アリシ福澤諭吉ガ新聞紙上ニ之ヲ述ベ居レリ。曰ク「我輩ガ朝鮮經略ヲ論ズルハ支那ノ保護ヲ喜バズシテ其干渉ヲ脱セシメンガ爲ニ非ズ。又我野心ヲ逞ウシテ其土地ヲ蠶食センガ爲メニ非ズ。目下ノ形勢ヨリトスレバ朝鮮ノ地ガ他ノ強國ノ手ニ落ツルハ必然ノ成行ニシテ若シモ一衣帶水ヲ隔ツル對岸ノ邊ニ強大ナル軍港ノ設立ヲ見ルガ如キ場合モアラバ我立國ノ爲メニ容易ナラザル次第ニコソアレバ今日ニ至リ豫メ彼ニ對スル政略ヲ一定シ若シモ彼國ニシテ獨立シ得ベキモノナラバ其獨立ヲ助ケテ以テ他ノ窺窬ヲ防グコト勿論ナレドモイヨイヨ救フ可ラザルニ於テハ一旦ノ變アルニ際シテ我國利ヲ傷ケザルノ用意肝要ナリトノ趣旨ニ外ナラズ」[3]ト。又當時ノ英國紙「デイリ・テレグラフ」ハ論ジテ曰ク「一方ニ於テ日本ハ日清條約ノ規定ヲ遵守シテ飽クマデ朝鮮保護ヲ精神トシ其ノ内政ヲ改革シ露ノ蠶食ヲ免レシメント欲スルノ外他ニ要求スル所ナキニモ拘ラズ清國ハ日英ノ利益ニ反對スル陰謀ヲ抱キテ日清條約ヲ無視シ朝鮮ヲシテ再ビ無政府ノ位置ニ陷ラシメントス。思フニ半島國ニ事物ノ良秩序ヲ打建テ清國ト提携シテ外邦ノ野心ヲ抑ヘ半島ノ安全ヲ維持スル事ハ是レ日本政府ニトリ寧ロ自衛自全的ノ任務トス。若シ

清國ニシテ能ク獨リ半島國ヲ防衛スルコトヲ得タラバ日本固ヨリ之ヲ甘諾スルナランカナレドモ衆目ノ見ル如ク李伯政府ハ外交上ニモ實力上ニモ決シテ斯カル重要ノ任務ヲ負擔シ得ベキ者ニ非ザレバ日本ハ敢ヘテ進ンデ之ニ任ゼシナリ」ト。

日清談判ハ七月二十六日英國側ノ提議ヲ我方ニテ斥ケタルヲ以テ終了シ戰端ハソノ前日豐島沖ニ於ケル海戰ニヨリ開カレタリ。常時朝野ニ於テハ自由民權論ヲ中心トシテ政府ヲ擁スル保守派ト民間ニアリシ進歩派ガ激烈ナル抗爭ヲ續ケ明治二十二年（一八八九年）帝國憲法ノ發布アリ翌二十三年ヨリ帝國議會ノ開會ヲ見タルモ兩派ノ角逐愈々熾ナルモノアリシガ今ヤ開國以來ノ懸案タリシ朝鮮問題解決ノ機ニ際シタルト當時大國トシテ世界ニ認メラレタル清國ト干戈ヲ交フベキ秋ニ逢ヒテ國民ハ忽チニシテ一致團結シ甲鐵艦僅カニ一隻ト謂フガ如キ軍備ヲ以テ能ク大勝ヲ博シ遼東半島ノ日本軍ニヨル占領及北洋艦隊ノ殲滅ヲ機トシテ北京政府ハ和ヲ求メ明治二十八年四月下關ニ於テ講和條約ノ調印ヲ了セリ。コレニヨリ清國ハ朝鮮ノ完全ナル獨立自主ヲ承認シ遼東半島臺灣全島及澎湖列島ヲ日本ニ割讓スル等ヲ約セリ。然ルニ條約調印後一週ヲ出デズシテ在京露獨佛三國公使外務省ヲ訪問日本ガ遼東半島ヲ領有セントスルハ清國首都ヲ危クシ朝鮮ノ獨立ヲ有名無實ナラシメ東洋平和ニ有害ナルヲ以テ其ノ領有ヲ放棄センコトヲ要求シ日本ニ於テハ大國トノ戰爭ヲ終ヘ更ニ三大國ノ壓迫ニ抗スベキモナクソノ主張ヲ容レ同年十一月日清間ニ遼東半島還附ノ條約ヲ締結セリ。コノ所謂三國干涉ハ爾後國内ニ於テハ國民何レモ「臥薪嘗膽」ヲ誓フト共ニ國外ニ於テハ露國勢力ノ東漸ニ對處スベキコトトナレリ。

帝政露西亞ノ清韓經營

開國以後ニ於ケル日本ト露國トノ關係ハ日露間最初ノ條約以來樺太島ガ兩國ノ共有トセラレソノ爲紛爭ノ絶エザリシヲ解消スル爲明治八年條約ヲ締結シ樺太島ニ於ケル我ガ共有權ト露國ノ千島ニ對スル領有權トヲ交換シ以テ我國ガ北方ヨリ退却シテ以來漸ク朝鮮半島ニ於テ彼我ノ交涉ヲ見ルニ至レリ。露國ガ浦鹽斯德ニ海軍鎭守府ヲ置ケルハ明治六年（一八七三年）ナリシガ當時露國ハ露土戰爭ニ於テ「バルカン」ヨリ又英國ノ勢力ト抗シツツ中東ヨリ何レモ南下ヲ策シツツアリタルト國内ニ於ケル社會不安ヨリ日清戰爭以前ニ於テハソノ東漸ハ尚準備時代ヲ出デザリキ。然ルニ「バルカン」及中央亞細亞方面ヨリスル南下策ノ困難ナルヲ發見スルヤ東方ニ於ケル準備ヲ促進セントシ明治二十四年（一八九一年）西比利亞鐵道ノ起工ヲ行ヘリ。西方ヨリ露國勢力ガ日本ニ迫ラントスル形勢ハ日本朝野ノ重大關心事ニシテ朝鮮問題ハ亦斯カル見地ヨリモ重要視セラレ明治二十四年露國皇太子來朝ノ際之ヲ狙擊セルモノスラ出ダセルハ斯クノ如キ國民的關心ノ誤レル發露ニヨル。三國干涉ノ際米國國務長官ハ往訪ノ本邦公使ニ對シテ同長官ガ清國公使ニ「清國ノ恐ルベキハ日本ニアラズシテ露國ナリ」ト告ゲタリト述ベ又同ジ頃英國外務大臣ガ本邦公使ニ對シ「幸ニ貴國ト我國ハ其ノ距離遠キヲ以テ互ニ嫉妬ノ念ヲ挿ムニ及バズ。而モ其利害頗ル相類似スルヲ以テ是ヨリ以降益々其ノ交涉ヲ親密ニシテ常ニ友誼ヲ保

ツコト最モ余ノ希望スル所ナリ。果シテ然ラバ一朝有事アルニ當リ互ニ相助クルノ場合モ之アルベシ」ト告ゲタル等英米モ亦來ルベキ露國ノ東進策ヲ痛感シ居レルヲ示スモノナリ。

日清講和ニ際シ獨佛兩國ト共ニ干渉ヲ行ヒテ日本ノ遼東半島還附ニ成功セル露國ハ清韓兩國ニ對シテ漸ク勢力ヲ扶植スルニ至レリ。朝鮮ニ於テハ清國ノ勢力去リタルモ三國干渉ニヨリテ日本ヲ屈服セシメタル露國ハ清國ニ代リテ漸ク勢力ヲ振ヒ朝鮮王室ノ一部亦露國ノ後援ヲ恃ミテ日本ヲ排斥セントシ親日派分子ト日本官民ハ焦燥ノ餘リ遂ニ明治二十八年十月ノ變ニ於テ國王ノ背後ニ在リシ閔王妃ヲ殺害シタル等ノ擧アリシ爲我ガ政府ニ於テハ關係者ヲ處罰スルト共ニ韓廷ニ慰問ノ使ヲ送ル等事態ノ重大化防止ニ力ヲ盡セシカバコノ間ヲ利シテ露國ハ翌二十九年（一八九六年）二月ニハ兵ヲ仁川ニ上陸セシメ朝鮮國王ハ露國公使館ニ入リ親日分子ノ罷免及殺害セラルルモノ相次ギ露國勢力單リ朝鮮政府ニ振ヘリ。戰後經營ニ腐心セル日本政府ハ穩便ヲ旨トシ同年山縣特派大使「ロバノフ」露國外相間ノ議定書ニヨリ兩國政府協同シテ朝鮮ノ財政改革ヲ援助スベキコト等ヲ約シ更ニ京城ニ於ケル日露交渉ニヨリ露國ハ日本ト同數ノ軍隊ヲ京城其他ニ駐屯セシムルコトトナレリ。其後軍事的經濟的ニ朝鮮進出ヲ圖リタルモ間モナク滿洲經略ヲ開始セル露國ハ朝鮮ニ於テ對日協調ヲ策シ明治三十一年（一八九八年）ノ協定ニヨリ兩國政府ニヨル韓國ノ主權及獨立ノ確認ト内政不干渉日本ノ韓國ニ於ケル商工業ノ發達ヲ妨害セザルコト等ヲ約定セリ。然レドモ協定成立後モ兩國間ニハ朝鮮内ニ於テ葛藤絶エズ或ハ露國ガ南鮮ニ海軍基地ヲ建設セントシテ日本ノ阻止スル所トナリ或ハ沿岸漁業權ヲ爭フ等ノコトアリタルガ露國森林會社ヲ仲介トスル鴨綠江森林地帶ノ利權獲得ハ著シク日本ノ神經ヲ刺戟セルニモ拘ラズ明治三十六年（一九〇三年）遂ニ韓國ヲシテ條約ニヨリ之ヲ承認セシメ事實上鴨綠江沿岸地方ノ政府ニヨル租借ニ成功セリ。

斯クノ如キ露國東進政策ノ發展ハ清國ニ於テ最モ露骨ヲ極メタリ。尤モ當時ノ清國ハ獨リ露國ノミノ進出アリタルニ非ズ。阿片戰爭以來清國ノ微力ナルヲ知レル列強ハ日清戰爭ニ至ルマデハ尚「眠レル獅子」トナセルモ日清戰爭後ハ之ヲ「死セル獅子」トナシ夫々各種權利利益ノ伸張ヲ計レリ。而シテ東進政策ノ推進ニ餘念ナキ露國ハ明治二十八年十二月ニハ早クモ清國ト約シテ膠州灣ヲ冬季軍艦碇繫港ト爲シ翌二十九年一月ニハ露清銀行ヲ開設シ五月（六カ）ニハ日本ヲ目標トスル露清軍事同盟ヲ密約シ吉林黑龍江省經由浦鹽斯德ニ至ル鐵道敷設權ヲ得九月之カ批准交換ヲ了スルト共ニ東清鐵道會社ヲ設立シ南滿洲支線ノ經營ニ着手セリ。翌明治三十年（一八九七年）十二月ニ至ルヤ露國艦隊ハ旅順港ヲ占領シ言ヲ左右ニシテ出デズ而シテ翌年三月「清國ニ對スル他國ノ侵略ヲ防止」スル目的ヲ以テ旅順大連ノ租借東清鐵道支線ヲ奉天ヲ通過シ大連ヘ通ズルノ權利等ヲ五日間ノ期限ヲ付シテ要求セリ。依ツテ清國ニ於テハ右侵略國トハ日英ヲ意味スルヲ以テ兩國ニ對シ夫々清國ニ對スル侵略的意圖ナキコトヲ表明アリ度キ旨ヲ依頼セリ。之ニ關シ我方ニ於テハ英國當局ニ照會シタル處英國政府ハ露國ノ依頼モ無クシテ斯カル宣言ヲ爲ス能ハズトアリタルヲ以テ我方亦清國ニ對シ請

求ノ保障ヲ宜シ得ザル旨ヲ回答セリ。而シテ獨佛ガ夫々山東南清ニ於テ利權ヲ要求セル時ナレバ遂ニ清國ハ露國ノ要求ニ服シ明治三十一年（一八九八年）三月條約ニ調印セリ。尚コノ遼東半島租借ニ關スル露清交渉ニ際シ英國側ハ露國ガソノ通商出口トシテ港灣使用權ヲ得ルコトアラバ同所ヲ自由港トナスベキコトノ保障ヲ與ヘタルヲ以テ故障ヲ唱ヘザル旨ヲ明ラカニスルト共ニ、日清講和條約ノ結果償金支拂保障ノ爲我方ノ占領シ居リタル威海衛ノ明渡後ノ占領ヲ希望シ居ル旨ヲ仄シ且英國朝野ニ於テハ露國ノ清國侵略ニ備ヘテ日英ノ協調ヲ主張スルモノ漸ク多クコノ頃「チエンバレン」植民相ハ我ガ駐英公使ニ對シ「英ハ眞ニ清國境土ノ完全ナランコトヲ希望スルモノナルモ唯奈如ニセン滿洲大陸ニ於テ露國ト對抗スルニ足ルベキ陸兵ナキコト且ツ夫レ清國人自ラ獨立自助ノ精神ナキヲ以テ他ヨリ之ヲ扶植セントスルモ殆ド其由ナキナリ。故ニ如何ニシテ能ク露ノ南進ヲ防遏スルヲ得ベキカ余未ダ其良答ヲ見出ス能ハズ若シ北清地方ニシテ露ノ掌中ニ歸センカ今日英人等ガ唱フル處ノ理論如何ニ拘ラズ結局清國分割ノ實現ヲ形成スルニ至ルベシ」ト述べ居レリ。其他露國ハ東三省鑛山採掘權北京郊外蘆溝橋ト漢口ヲ連絡スル蘆漢鐵道ノ利權ヲ白耳義「シンヂケート」ノ名ニ隱レテ獲得シ又日清戰爭ニ依ル清國ノ對日支拂金調達ノ借款ニ應ズル等着々清國ニ地歩ヲ築クニ至レリ。

列強ノ清國經營

清國經營ハ獨リ露國ニ止マラズ。獨逸ハ明治三十年（一八九七年）七月早クモ膠州灣獲得ノ目的ヲ以テ露國ト話合ヲ行フニ決シ獨露兩帝間ニ交渉アリタル上同年九月山東省ニテ宣教師ノ殺害セラレタルヲ口實トシテ十一月膠州灣ヲ占領シ翌年ノ獨清條約ニヨリ租借權ヲ獲得セリ。其他山東ニ於ケル鐵道及鑛山權等ヲ得タルガ此ノ間ニ處シ我方ニ於テハ英側ヲ誘ヒテ斡旋ノ勞ヲトラントシタルモ當時清國ガ先ヅ露側ト打合シタルト兩國間ニ一二ノ懸案アリシ爲動ズルコトナカリキ。遼東還附ニ同功一體ナリシ最後ノ一タル佛國モ亦明治三十一年（一八九八年）四月清國ニ對シテ廣州灣ヲ租借スルコトニ略諒解ヲ取付ケタルガ確定スルニ至ラザリシ處偶々佛國士官ガ廣州灣附近ニ於テ殺害セラレタルヲ機トシテ艦隊ヲ動カス等アリタル爲十一月清國ハ遂ニ廣州灣ノ租借條約ニ調印セリ。又佛領印度支那ヨリ雲南府ニ通ズル鐵道ニ關スル利權ヲモ取得セリ。

然レドモ清國本部ニ對シテ逐早ク確固タル地位ヲ獲得セルハ阿片戰爭以來孜々トシテ清國市場ノ經略ニ腐心シ來レル英國ナリ。而シテ同國ハ日清戰後ニ於ケル清國ノ情勢ヲ眺メ露獨佛ノ進出ニ對抗スルノ必要ヲ認メタルガソノ對抗策ノ一ハ自國ニヨル權益ノ擴張ナリ。明治三十一年（十一カ）（一八九七年）二月ノ英清取極ニヨリ緬甸境内ノ清國領土ヲ取得シ南碗河附近ヲ租借シ孟連江洪ノ不割讓ヲ約セシメ翌明治三十一年（一八九八年）二月ニハ英清外交文書ノ交換ニヨリ清國政府ハ揚子江地方ノ地域ヲ他國ノ抵當ニ入レ若シクハ租貸シ又ハ割讓セザルベキヲ約シ、又同月總理衙門ハ英國貿易ガ他國ニ超越スル間ハ英國人ヲ總稅務司トシテ傭聘スルコトヲ聲明シ又同六月ノ條約ニヨリテハ九龍地方

ヲ租借スルコトトナレルガ同七月ノ英清條約ニヨリ山東省威海衛ノ租借ニ關スル協定成立セリ。コノ威海衛ハ日本ガ日清戰後ノ講和條約履行ノ擔保トシテ保障占領ヲ行ヒ來レルガ偶々露國ノ旅順大連租借要求ニ關スル清國ヘノ申入ニ關聯シテ日英間ニ交渉アリタル際英國側ヨリ屢々日本ガ威海衛ヲ明渡ス考ナルヤ否ヤヲ質シタルコトアリシ點ヨリ見テ露國ノ旅順大連租借ニ付テハ露國側ヨリ之ヲ自由トナスベキ書面的保證ヲ取得スルコトヲ圖ルト共ニ之ガ實質的對抗策トシテ威海衛ノ占領ヲ胸中ニ藏セルハ英京ニ於ケル日英折衝ノ間ニ之ヲ推斷スルコトヲ得。然ルニ露國ハ旅順大連ノ租借後兩港ヲ外國貿易ノ爲開放スベシト公約セルニモ拘ラズ旅順港ヲ軍港トナサント企テタルニヨリ英國政府ニ於テハ直隷灣ニ於ケル勢力均衡ガ破壞セラレタルヲ理由トシ露國勢力ガ北京政府ニ及ボス重大ナル影響ニ鑑ミ威海衛ヲ日本占領軍撤退後露國ノ旅順港租借ト同一條件ニテ借受クルコトニ決シ日本政府ノ同意ヲ得度キ旨申出アリ日本政府ニ於テハ英國ノ威海衛占領ニ同意シ且日本ガ將來國防ヲ強固ニシ又ハ國益ヲ增進スル爲同種行動ヲ執ル可キ必要ヲ生ジタル場合ニハ英政府ノ同意並ニ支持ヲ得度キ旨ヲ記セル回答ヲ手交セリ。斯クテ英國ハ同年七月一日清國トノ間ニ威海衛租借條約ヲ締結シ之ヲ日本軍撤退後租借スルコトトナレリ。又之ト共ニ鐵道經營ニ於テモ英國ハ露國ト相競フ所アリ北京郊外蘆溝橋ヨリ漢口、武昌ヲ連絡スル蘆漢鐵道建設權ガ白耳義「シンジケート」ヲ通シテ事實上露國政府ノ手ニ落ツルヤ英國ハ清國ヲシテ之ト同ジ條件ヲ以テ上海南京間、上海杭州寧波間、浦口信陽間、廣東九龍間ノ四鐵道ノ敷設權ヲ獲得セリ。又山海關鐵道ト東清鐵道トノ間ニ介在スル牛莊鐵道ハソノ位置露國ノ對清政策ニ尠カラザル關係ヲ有スルモノナル處清國政府ガ英人技師ニソノ建設設計ヲ託シ香港上海銀行ヨリ資本ヲ借入ルル契約ヲナシタルガ故ニ英國ハ該鐵道ヲ利用シテ優ニ露國ノ南下ヲ妨害シ得ルコトトナリタル爲露國ハ清國政府ニ談判シ同鐵道ヲ外國ニ賣却シ又ハ之ヲ外國ニ抵當トセザルコトヲ約セシメ以テ香港上海銀行ノ借款及擔保ヲ無效ニ歸セシメント試ミタリ。斯クテ一八九九年（明治三十二年）四月英露間ニ協定成立シ清國ニ於ケル兩國ノ鐵道敷設範圍ヲ劃定セリ。ソノ一ハ長城以北ヲ露國ノ鐵道敷設範圍トシソノ二ハ揚子江流域ヲ英國ノ鐵道敷設範圍トスルノ一般的協定ニシテ前者ハ滿洲蒙古一帶ノ地方ヲ包括シタルモノナリト解釋セラレ後者ハ英國外務次官ガ議院ニ於テ説明シタル所ニ依レバ雲南、貴州、四川、湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、河南及浙江ノ十省ナルガコノ露國トノ協定ハ卽チ英國ノ採リタル對抗策ノ第二ノモノナリ。尚英國ハ揚子江流域ヲ中心トシテ山西、河南、四川、雲南、安徽、河北ノ各省ニ於テ鑛山採掘權ヲ獲得シ又英國ハ清國政府ノ一般的目的、鐵道敷設、海底電線敷設等ノ爲ニ同國政府ニ對シテ借款ヲ供與セリ。

斯クノ如キ列強ノ清國經營ハ凡ソ三個ノ方面ニ於テ東亞ノ時局ヲ發展セシメタリ。清國ニ於ケル通商上ノ權利保全ニ關スル米國政府ノ提議、清國ニ於ケル義和團事件ノ發生及日英接近ノ強化ニヨル同盟ノ締結之ナリ。

清國ニ於ケル機會均等主義ノ提唱

一八九八年（明治三十一年）ハ米國ト東亞トノ關係ニ一轉機ヲ劃セリト史家モ言ヘル如ク同年米國ハ布哇ヲ併合シ又西班牙トノ戰爭ニ因リ比律賓群島ヲ領有シ遂ニ東亞ノ天地ニ接觸ヲ保ツニ至レリ。而シテ當時ノ清國ヲ眺ムルニ同國ハ歐洲列強ニ因リ到ル所所謂勢力範圍利益範圍ノ設定セラルルアリテ分割論サヘ公論サレ居リタル有樣ナリシカバ米國側ハ自國ノ通商航海上不利ヲ招クベキヲ危惧シ茲ニ清國ニ於ケル機會均等主義ノ唱導トナレリ。當時在米本邦公使ハコノ間ニ於ケル事情ヲ次ノ如ク報告シ居レリ。「米國ノ清國ニ對スル政策ニ付テハ從來當局者ニ於テモ確タル意見ナク唯清國ト通商ノ關係ヲ有スル米國少數實業家ノ間ニハ其ノ利益ノ保護ニ關シ多少ノ希望ヲ懷キ居タルナランモ清國ニ對スル政策ニ關シテハ是迄何等意見ヲ發表シタルモノナク當時米國官吏ニシテ前ニ清國ニ駐在シ該國ノ事情ニ通ゼル者一二人ヨリ今日ニ於テ該國ニ於ケル米國ノ通商上ノ利益保全ニ關シ早ク相應ノ手段ヲ執ルニアラザレバ遂ニハ臍ヲ噛ムノ悔アルベキ旨頻ニ國務長官ニ勸告セシコトアリ」「當時英國ガ南亞弗利加ノ葛藤ニ因リ多少掣肘セラルルニ際シ他ノ國ハ之レヲ以テ清國ニ於テ其ノ平常ノ欲望ヲ滿タスノ機會トナサズトハ期シ難キヲ恐レ遂ニ英露獨及佛國駐在ノ大使ニ訓令シ米國ノ清國ニ於ケル商業上ノ利益ニ關シ開示スル所アリ又本邦ヘモ通知シ來リタル次第ナリ」ト。

斯クテ本邦ニ對シテハ明治三十二年（一八九九年）十二月二十日附ヲ以テ「合衆國其他各國ノ商工業ニ對シ清國ノ版圖内特ニ清國ニ於テ歐洲數ケ國ノ要求ニ係ル所謂勢力又ハ利益範圍ノ内ニ於テハ通商航海上全然均一ノ待遇ヲ得ンコトヲ熱望シ獨逸國英國及露國ニ之ニ關スル意見ヲ提出スルハ此時ヲ以テ恰當ノ時機ト思料」ストナシ清國ニ於テ諸國ノ現在又ハ將來要求スル所ノ所謂利益的又ハ勢力的範圍内等ニ於テ各國ノ通商航海ニ全然均等ノ待遇ヲナスベキ旨ノ正式的保證ヲ要請シ來レリ。日本政府ニ於テハソノ趣旨ノ反對スベキモノナキノミナラズ因テ以テ二三強國ノ利益壟斷ヲ排除シ清國ノ保全ニ益スル所モアルベシト思量シタルニ付十二月二十六日附ヲ以テ「諸外國ニ於テ總テ承諾ヲ表スルニ於テハ帝國政府ニ於テモ欣然承諾ヲ表スベキ」ヲ回答セリ。照會ヲ受ケシ英獨露佛伊五國亦他國ノ承諾アル上ハ自國モ同樣承諾スベシトノ一條件ヲ附シ居リ而シテ關係國孰レモ承諾シタレバ米國政府ハソノ旨ヲ各國政府ニ通牒シ本邦政府ニ對シテハ明治三十三年（一九〇〇年）四月二十日附ヲ以テソノ旨申越シ來レリ。

コレニ依リ通商上ノ機會均等主義ハ清國内ニ於ケル歐州數ケ國ノ利益範圍内ニ確立セラルルコトトナリタルガ同主義ハ當時阿弗利加ニ於ケル歐州列強ノ植民地ニ付テ唱ヘラレ又清國ニ付テハ英國ガ露獨ノ同國ニ於テ獲得セル利益範圍ニ對シテ常ニ主張セル門戸開放ノ主義トソノ軌ヲ一ニスルモノナリ。尤モコレハ將來清國ニ於ケル利益範圍ノ設定ヲ正面ヨリ排斥スルモノニハ非ズト雖モ事實上斯カル政策ヲ阻止セントスルモノニシテ清國保全ヲ念トセル日本ノ政策ト方向ヲ同ジウセルモノナリ。

義和團事件ノ勃發

清國ノ領土ヲ保全セントスル願望ハ清國内部ニ於テモ露呈セラレタリ。北清ニ於ケル義和團ノ蜂起卽チ之ナリ。義和團ハ明時代ニ起リタル一種ノ宗教的迷信ヲ有スル暴民ノ集團ナルガ列國ノ利權獲得競爭ニ憤慨シ明治三十二年（一八九九年）末山東河南省境ニ於テ扶清滅洋ノ旗ヲ飜シテ耶蘇教徒ト衝突シ英國宣教師一名ヲ虐殺セルガ清朝廷内ノ守舊派ハ之ヲ内外ニ向ツテ利用セントシタリシカバ團匪ハ勢力ヲ得翌明治三十三年（一九〇〇年）四月ニハ兵ヲ京津地方ニ入レタレバ英米獨佛四公使ハ軍艦ヲ太沽ニ派遣シ暴徒ノ鎭壓ヲ清國政府ニ要求セシモ要領ヲ得ズ我國亦軍艦ヲ派遣セリ。然ルニ清國政府ニ於テハ依然團匪鎭壓ノ實無カリシカバ各國ハ派遣兵員ヲ增加セルガ列國ノ增遣セル陸戰隊ハ京津間ニ阻止セラレ北京ハ全ク戰時狀態トナリ清國政府ハ外交團ノ北京引揚ヲ要求シソノ交渉中清國正規兵ノ發砲ニヨリ戰端開始セラルルニ至レリ。列國公使館ガ清國兵ノ重圍ニ陷ルヤ英國側ハ熱心ニ日本ニ對シテ強勢ナル增兵ヲ請求シ六月二十三日在本邦英國臨時代理公使ヨリ「北京ニ於ケル列國公使館及之ガ救援ノ爲派遣セラレタル列國兵ノ地位甚ダ危殆ナルニ付テハ日本國政府ハ之ヲ救援スル爲更ニ兵ヲ派スルノ意アリヤ問合ハスベキ旨『ソールスベリー』侯ヨリ訓令ヲ受ケタリ。迅速ノ行動ヲ爲スノ必要切迫セルト日本國ノ地理上好位置ニ在ルトハ此ノ難件ニ於テ日本國ノ意向ヲシテ甚ダ重キヲ爲サシムル」旨ノ覺書ヲ提出シ同時ニ印度ヨリ大兵ヲ向クベキ旨ヲ附言セリ。之ヨリ先我方ハ先ヅ海軍陸戰隊ヲ送ルト共ニ陸軍ヲモ派遣セルガ翌七月ニ入リ英國側ハ「北京ニ於テハ獨逸公使殺害セラレ事態危急ナリ」ト「日本政府ガ此上何等カノ措置ヲ執ラルルヤ否ヤ承知センコトヲ望ム」旨申入アリ更ニ兩三度ニ亙リ英國側ハ「日本ノ增兵ハ各國ノ要求」ニシテ又「日本軍ヲ增遣スル時ハ英國ハ必要ニ應ジ財政上ノ補助ヲ供給スルヲ辭セザル」旨ヲモ申入レ來レリ。十月二日暴動ノ鎭壓ヲ見講和談判開始セラレタルガ明治三十四年（一九〇一年）九月七日北京ニ於テ日英米露獨佛墺伊西白蘭ト清國間ニ本事變ニ關スル最終議定書調印セラレ清國ハ列國ニ總額四億五千萬海關兩ノ償金ヲ支拂フコトノ他第七條ハ列國ガ北京ニ公使館區域ナル一地域ヲ劃定シ右區域内ニ駐兵シ得ベシト定メ第九條ハ各國ガ首都海濱間ノ自由交通ヲ維持センガ爲ニ相互ノ協議ヲ以テ決定スベキ各地點ヲ占領スルノ權利ヲ定メタルガ右地點ハ黃村、郎房、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆臺、唐山、灤州、昌黎、秦皇島及山海關ト定メタリ。

日英同盟ノ發足

――第一回日英協約――

右義和團事件ノ影響ハ滿洲ニモ傳播シ七月ニ入リテハ遼陽地方ニ於ケル鐵道ノ破壞セラルルアリ次デ「ブラゴヴエスチンスク」ノ砲擊アリ猖獗ノ勢東三省各地ニ波及セル爲露國ニ於テハ鐵道保護ト匪徒鎭定ヲ名トシテ旅順西比利亞兩方面ヨリ大兵ヲ進發シ續々滿洲ノ要地ヲ占領セリ。又同年十一月ニ至リ關東總督「アレキシエフ」中將ハ奉天將軍增祺ヲ誘ヒテ露國保護ノ下ニ其ノ行政ヲ復立セントシ茲ニ所謂露

清密約問題發生セリ。一方露國ハ北京陷落スルヤ直チニ撤兵問題ヲ提議シ獨逸ノ元兇處罰要求ニ對シテモ之ニ反對スル等頻リニ清國ニ接近スル等アリタル處團匪事件終焉スルヤ明治三十三年十月十六日英國ハ獨逸トノ間ニ一協商ヲ成立セシメ清國ノ門戸開放、領土保全、兩國ガ今度ノ紛擾ヲ利用スル第三國ノ侵略ニ對シ各自國ノ利益保護ノ爲ニスル共同會商、此ノ主義ニ付キテ列國ノ認容ヲ得ンコトヲ定メタリ。依ツテ日本政府ニ於テモ之ニ對シ「本協定ニ加入スル上ハ之ニ對スル關係上帝國政府ガ加入國ノ代リニ締約國タリシ場合ニ於ケルト同一ノ地位ニ置カルベキ旨ノ證言ヲ兩締約國ヨリ受取リタルヲ以テ右協定ニ加入シ其協定ニ載スル所ノ主義ヲ受認スル旨確然聲言スルヲ躊躇セザルベキ」旨申述ベタリ。然ルニ獨逸ニ於テハ明治三十四年三月十五日ノ宰相ノ言ニモアル如ク「英獨協商ハ滿洲ニ適用セズ且其事實タル同協商締結ノ當時ニ於テ明瞭ニ表白セラレタル所ナリ」トセルヲ以テ英國ハ獨逸トノ協力ニヨリ露國勢力ノ南下ヲ阻止シ得ザルヲ知レリ。又英國ハ日清戰爭ニヨリ日本ノ實力ヲ認識シ、義和團事件ニ際シテハ英國ノ要求ニヨリ我軍ガ列國聯合軍ヲ助ケ又明治二十八年ヨリ十ケ年計畫トシテ戰艦四隻其他多數ノ補助艦ヲ建造セントシソノ大部分ヲ英國ニ注文セル事等ニヨリ英國官民ニ親日熱ヲ起サシメタルモノノ如ク又本邦ニテハ日清戰爭ニ英國ガ中立ヲ守リタル事三國干涉ニ加ハラザリシ事及英國ガ露國ノ滿韓經營ニ抗議セル等ノ事實ニヨリ對英感情頓ニ良好ヲ加ヘ露國ノ南進愈々急ナルト相應ジテ日英兩國ノ接近ハ愈々強化セラレタリ。

偶々英國ニ於テハ十九世紀末對獨提携ノ機頓ニ動キ一九〇一年（明治三十四年）一月「エドワード」七世ノ登極ト共ニ「光榮アル孤立」外交清算ノ傾向著シク「ソールスベリー」内閣ハ率先對獨提携ヲ駐英獨國代理大使ト共ニ策シツツアリタリ。一方日英兩國ガ極東ニ於ケル共通ノ利益ヲ擁護スル爲何等カノ話合ヲ付クベシトハ明治三十一年（一八九八年）膠州灣及旅順大連灣事件以來英國ノ新聞雜誌ニ上リ植民大臣「チエンバレン」氏ハ我ガ加藤公使ヲ招待セル席上露國ノ政策ヨリ生ズル極東ノ危機ニ言及シ日本政府ヨリ英國ニ對シ之ガ對應策ニ關スル申出ヲ爲スニ於テハ何時ニテモ好意的考慮ヲ加フベキ旨ヲ以テセル處明治三十四年三四月ノ交駐英獨國代理大使「エツカルトスタイン」男屢々我林公使ヲ訪ヒ私見トシテ日英獨三國同盟ニ關シテ日本政府ヨリ口開キヲナサバ必ズ成就スベシトノ慫慂ヲ行フコトアリタリ。依ツテ帝國政府ニ於テ林公使ニ對シ本件ニ關シテ英國側ノ意向試探ノ權能ヲ附與セルヲ以テ四月十七日初メテ英國側ニ公使一個ノ私見トシテ「絶東ノ平和ヲ確保スル爲日英間ニ或ル永久的協定ヲ成立セシムルノ見込アラザルベキヤノ問題念頭ニ浮ベリ」ト通ズル所アリ英國側ヨリハ「必ズシモ兩國間ノミニ限ルヲ要セズ」トノ應答ナドアリタルガソノ後當方ニ於テハ内閣ノ更迭アリ一時交涉杜絶シタル處七月十五日賜暇歸朝中ナリシ駐日英國公使林公使ヲ訪問シ「近頃英國政府ノ最高當局者諸氏ト會談中諸氏ハ日英兩國間ニ於ケル一時的ノ協約ハ以テ將來極東ニ起リ得ベキ事件ニ應ズルニ足ラズ」「一種ノ同盟ヲ組織セザルベカラズ」トノ意見ヲ表明セリ。斯クテ日英間ノ同盟交涉ハ漸ク軌道

ニ乗レル感アリシガ英國ハ當時日本ガ露國ト一ノ協約ニ出ヅルナキヤヲ惧レタリ。蓋シ當時本邦ニ於テハ親英親露ノ二派アリ。親英派ハ露國ノ極東經營ニ對抗スル爲英國ノ對日好情ヲ掬マントシ親露派ハ露國ノ滿洲進出ニハ實力ヲ以テ抗シ得ザルニ於テハ寧ロ露國ガ朝鮮ニ利害ヲ感ズルコト比較的尠キヲ利用シ滿韓交換ノ基礎ニヨリ極東ノ平和ヲ保チ得ベシトナスモノニシテ伊藤博文ノ如キハ右交渉ノ爲露都ニ赴キタルモ右ハ却ツテ日英ノ接近ノ促進セラルル結果トナレリ。七月末林公使英「ランスダウン」外相ト面會セル際同公使ハ外相ノ質問ニ答ヘ「滿洲ニ於ケル日本ノ利害ハ間接ナリ。然レドモ若シ露國ニシテ滿洲ノ資源ヲ開拓セバ遂ニ朝鮮ヲ占領スルニ至ル可ク是レ日本ノ極力防止セザル可カラザル所ナリ。故ニ余ノ意見ニ依レバ第一ニ露國ヲシテ出來得ル限リ滿洲ヨリ遠ザカラシメ第二ニ結局交戰ノ止ム可カラザル場合ニ際シ露國ヲシテ如何ナル第三國ノ援助ヲモ得ザラシムルコト日本ニ取リテ必要ナリ」ト言ヘルニ「ランスダウン」侯ハ之ニ答ヘ「英國ハ朝鮮ニ於テ利害關係ヲ有スルモノニ非ズト雖モ其ノ露國ノ掌中ニ歸スルヲ快シトセザルモノナリ。而シテ中國ニ關シテハ其ノ政策該帝國ノ門戸開放ト保全トニ在リ。故ニ日英兩國ノ所望ハ互ニ相合致スルモノナリ。而シテ是レ相互ノ防衛上或ル事ヲ爲ス可キノ時機ナリ」ト。

故ニ林公使ニ於テ本件ガ愈々私的交渉ノ域ヲ脱スルニ至リタルヲ勘考シ本國政府ニ對シ確乎タル方針ヲ伺ヒ出デタル處八月八日時ノ曾禰外務大臣ハ林公使ノ「ランスダウン」侯ニ對シテナセル陳述ノ次第ヲ是認シ別ニ同公使心得迄ニ本邦政府ノ意見ヲ内示シ「韓國ヲシテ他邦蠶食政略ノ結果ヲ被ラシメザルコトハ日本ニ取リテハ一ノ根本主義ニシテ此ノ主義タル日本政府ハ萬難ヲ排シ極力之ヲ固守セザル可カラザル所ナリ。此レ該根本主義ヲ維持スルハ卽チ日本ノ安全ヲ期スル所以ナレバナリ。且又日本政府ノ見ル所ニ據レバ露國ニシテ滿洲ニ於テ現存約定ヲ以テ取極メタル範圍ヲ超越シテ其ノ統治權ヲ擴張スルガ如キハ此レ韓國ノ獨立ヲ危ウスルモノニシテ隨ツテ日本ニ取リテハ不安ノ因タルベキナリ。加之斯カル統治權ノ擴張又ハ北清ニ於ケル領土的商業的或ハ工業的利益ノ專占ノ增加ハ多少ヲ論セズ此レ實ニ日英兩國ノ共ニ政略トスル所ノ門戸開放及領土保全ノ政略ト矛盾スル者タラズンバアラザルベシ」トナセリ。

斯クテ日英交渉ハ愈々本筋ニ入リ協定ノ性質ト範圍ニ付豫備交渉行ハレタルガ獨逸加入ノ件ニ關シテハ其後英獨關係面白カラザル爲英國側ハ「當分ノ間本問題ヲ日英兩國間ニ留メ置キ同國ヘハ追ツテ談話進捗スルヲ俟ツテ申込ム方望マシキ」旨ノ陳述アリ其後英國側ニ於テモ頻リニ勘考中ナリシガ十一月六日「ランスダウン」侯ヨリ林公使ニ對シ同盟協約案ノ提示アリタリ。之ニ對シ帝國政府ノ修正案ハ十二月七日林公使ニ交付セラレ十二日同公使ヨリ英國政府ニ提出セリ。是ヨリ翌明治三十五年（一九〇二年）一月下旬ニ至ル約一ケ月半ハ逐條討議ヲ行ヘルモノナルガソノ間伊藤公ノ訪露ハ英國側ヲシテ日露接近ヲ懸念セシムルト共ニ著シク交渉ヲ進捗セシムルノ結果ヲ齎セリ。而シテ交渉ノ難關タリシハ兩締約國ガ孰レモ東洋ニ於テ最大海軍力ヲ有スル別國ノ海軍力ニ比シ實質上優勢ナル海軍ヲ常ニ東洋ニ維持スルコト及

大不列顛國ハ日本國ガ現ニ韓國ニ於テ有スル優勢ナル利益ヲ擁護增進スル爲適宜必要ト認ムル所ノ措置ヲ採リ得ル旨ヲ承認スルコトノ二件ナリ。前者ハ名義上英國ニ於テ海軍力ノ配置ヲ拘束セラルルヲ好マザリシ爲ニシテ結局形式及字句ノ修正ヲ以テ妥結セリ。後者ニアリテハ協約案ガ事實上清國ニ於ケル日英共同ノ利益ト韓國ニ於ケル日本卓越ノ利益ヲ擁護スルノ規定ナルヲ以テ日本ニ厚ク英國ニ薄キヲ均衡セシメントセバ協約ノ適用範圍ヲ他方面印度國境方面ニ擴張スルヲ要ストナス英國ノ考慮ヨリ出デタル處日本側ニ於テハ本協約ノ範圍ヲ各自疆域上ニ及ボサシムルハ當初ノ性質ヲ一變セシムルモノニシテ又英國ノ長江流域ニ於テ有スル利益ノ極メテ重大ナルハソノ領域ノ廣大人口ノ多數ナル韓國ト比較スルヲ得ズトナシ英國側亦之ヲ諒解スル所アリ亦英國側ガ我ガ提案ノ韓國ニ關スル文句ヲ承認スルニ於テハ日本ノ侵略的政策ヲ幇助スルノ意味ニ解セラレ議會ニ於テ辯明ノ辭ナキヲ虞レタルガ之亦我方對韓政策ノ平和的方針ヲ諒トスルト共ニ文辭ノ修正ヲ以テ決着ヲ見タリ。

二難關ノ解決ト共ニ日英ノ議漸ク纏リ明治三十五年（一九〇二年）一月二十九日（三十カ）英京ニ於テ日英協約調印セラレタリ。協約ノ内容トスル所ハ日英兩國政府ガ「偏ニ極東ニ於テ現狀及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓帝國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト及該二國ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均等ノ機會ヲ得セシムルコトニ關シ特ニ利益關係ヲ有スル」旨ヲ述べ兩國ハ孰レモ清國ニ特殊利益ヲ有シ日本ハ更ニ韓國ニ「政治上並商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ」「右等利益ニシテ別國ノ侵略的行動ニ因リ」若クハ清韓兩國ニ於ケル騷動ノ發生ニ因リ侵迫セラレタル場合ハ必要ナル措置ヲ執ルベク兩締約國ノ一方ガソノ爲別國ト開戰セル場合ハ一方ハ嚴正中立ヲ守リ其ノ同盟國ニ對シテ他國ノ戰爭加入ヲ妨グルコトニ努メ他國ノ參戰アリタル時ハ他ノ締約國ハ協同戰鬪ニ當ラントスル等ニシテ期間ハ五箇年ニシテ自動的更新ヲ認メタリ。

本協約ノ成立各國ニ通報セラルルヤ獨逸ニ於テハ主導的態度ヲ執ルヨリモ寧ロ局外中立ノ位置ニ立ツトナシ米國ニ於テハ「本協約ノ目的ハ米國ノ希望シタル所ト全然協合スルヲ見ル」ト述べ清國慶親王ハ滿面歡喜ノ色ヲ顯ハシテ之ヲ受ケ韓國亦其ノ主意ヲ明晰ニ諒解シタル處露國ニ於テハ「該協約ニ於テ戰爭ニ關スル條項ヲ見ルハ極メテ遺憾ニ堪ヘザル處ナリ。何トナレバ其ノ目的ガ我ガ露國ヲ意味スルハ明瞭ナレバナリ」トナセルガ三月十六日佛國ト共ニ共同宣言ヲ發シテ日英同盟ニ應ヘタリ。而シテ本同盟ノ豫想セル戰爭ハ二年ニシテ極東ノ天地ヲ訪レタリ。

日露戰爭

日清戰爭及三國干涉ニヨル清國ノ反日親露感情ヲ充分ニ利用セル露國ガ戰後孜々トシテ滿韓經營ニ從事セルハ上述セル如クナルガ其後注目スベキ事案トシテハ一八九六年（明治二十九年）五月二十六日（六月三日カ）聖彼得堡ニ於テ露帝ノ戴冠式參列ヲ名トスル清國遣露大使李鴻章ト露國ノ「プリンス・ロバノフ」トノ間ニ密約セラレタル露清同盟ニシテ露國

ハ之ニヨリ黑龍江吉林兩省ヲ横斷シテ浦鹽斯德ノ方向ニ一條ノ鐵道線ヲ建設スル權利ヲ得ルト共ニ「東方亞細亞ニ於ケル露西亞領土ニ對スルト又ハ支那國若クハ朝鮮國ニ對スルトヲ問ハズ日本國ノ企ツル一切ノ侵略」ニ對シ兩締約國ハ「使用シ得ル一切ノ陸海軍ヲ以テ相互ニ支持」スルコトヲ約セシメタリ。而シテコノ條約ニ基ク東清鐵道及明治二十三年（一八九〇年）以來起工中ナリシ西比利亞鐵道ハ明治三十四年（一九〇一年）十一月全通ヲ見タリ。

北清事變ト共ニ滿洲ニ出兵セル露國ハ明治三十三年（一九〇〇年）十一月奉天將軍增祺トノ間ニ滿洲保護ニ關スル一ノ豫備協約ヲ調印シ奉天省域等ノ各處ニ於テ鐵道保護ト地方安寧ノ爲露兵ヲ駐防セシメ露官ノ一時占領スル營口等ノ場所ハ露政府ニ於テ奉天省ノ安寧ト爲リタリト認ムル時清國行政ノ下ニ復歸セシムル事等ヲ約定セシメタルガ北京政府ノ承認スル所トナラズ本件談判ハ露都ニ移サレタリ。日本政府ニ於テハ明治三十四年（一九〇一年）一月清國政府ニ對シ露國ヲシテ滿洲ヨリ撤兵セシメ且滿洲ヲシテ事實上露國ノ領有ニ歸セシムルガ如キ讓與ハスベテ之ヲ拒絶スベキヲ勸告シ又露國政府ヨリハ右協約ヲ虛報トシ「縱令露國ニシテ永久同地ヲ占領スルニ決スルトモ權利上毫モ批難ヲ受クベキ所ナシ」トノ回答ヲ得タリ。露都ニ於ケル露清交涉ノ眞相ハ一月下旬北京ヨリノ電報ニ依リ窺知シ得ラレタルガ右ハ滿洲ヲ露國ノ保護化シ且清國政府ハ滿蒙ニ於テ鐵道ヲ敷設スルノ權利ヲ毫モ有セザル等ノ規定アリタリ。

日本政府ニ於テハ一月露清協商ニ關シ露國ニ質問スルト同時ニ英國ノ之ニ關スル意向ヲ叩キタル處十五日英國外相ハ我ガ林公使ニ對シ露國ガ公然トニハ非ザルモ再三滿洲ヲ合併スルノ意向ヲ否認シタルニ依リ此ノ種ノ質問ヲ公然提起スルヲ以テ未ダ機宜ニ適スルモノニアラズト思惟スル旨ヲ答ヘタリ。其後我方ヨリ本件ニ關シ英國政府ト絶エズ連絡シ清國ニ對シ日英共同ノ警告ヲ發スルコトニ事ヲ運バントナシ居リタルガ二月十二日英國外相ハ我ガ林公使ニ對シ「本日駐英清國公使羅豐祿ニ對シ目下ノ場合所謂滿洲協商ノ如キ領土ニ關スル約定ヲ締結スルハ清國ニ取リ危害ノ源因タルコト並ニ清帝國ニ於ケル領土權ニ關スル協定ヲ何レノ一國トモ締結スベカラザルコトヲ警告セリ。獨逸政府モ亦英國政府ノ協議ニ應ジ同樣ノ警告ヲ與フルコトトナリタリ。英國及日本ガ與フル這般ノ警告ハ清國政府ニ對シ良好ノ結果アルベキヲ信ズ」ト通報セリ。因ツテ日本側ニ於テモ十三日清國ニ對シ「若シ清國ニシテ今回ノ事變ニ關聯シ或ル一國ト單獨ノ約定ヲ締結シテ之ニ專占的若クハ特別ナル領土上ノ利益ヲ與フルトキハ清國領土ノ保全ハ爲ニ重大ノ危險ニ陷ルベキコト」ヲ申入レ米國ハ我國ノ提言ニヨリ墺伊ハ獨逸ノ提言ニヨリ同樣ノ警告ヲ清國ニ與ヘタリ。

其後露國ハ旅順協商ノ確認ヲ強ヒザルコトニ同意シタルモ尋イデ露國ハ滿洲善後時宜ニ關シ滿洲還附ヲ約スルト共ニ條件的滿洲駐兵、清國ニ依ル滿洲ノ非武裝、滿洲鐵道ヨリ北京ニ向ヒ長城ニ至ル鐵道敷設權等十二箇條ノ要求ヲ提出セリ。之ニ關シ清國公使ヨリハ三月一日日本政府ニ對シ「清國獨力ニテハ露國ノ要求ニ抗スル能ハズ」トナシ露國ニ對シテ英獨米及帝國ノ共同勸告ヲ要求シ來レリ。此ノ清國ノ要求

ニ對シ獨米ハ比較的冷淡ナリシモ英國ハ露國從來ノ聲明ト今回ノ提案トノ矛盾ニ付露國政府ノ説明ヲ求メントナシタル處露國側ニ於テハ新聞紙上掲載ノ約案ハ捏造ニ過ギズトナスト共ニ三月七日同國政府ハ英國側ノ質問ニ應ヘ「獨立國ニ於テハ他國ト其ノ便宜ニ適スル條約ヲ結ブコト全ク自由ニシテ第三國ハ之ニ干渉スルノ權ナシ」トナシ約案ノ提示ヲ峻拒セリ。而シテ日本政府ニ於テハ英國ト絶エズ連絡シ居リタル處露都ニ於テハ露國側ハ條約案ニ重要ナラザル修正ヲ加ヘテ清國側ニ提出シ三月二十六日ヲ限リテ之ニ調印センコトヲ迫リ「若シ右ノ期限内ニ調印ヲ了セザルトキハ露國ハ條約案ヲ撤回シテ自由ノ行動ヲ執ルベシ」ト聲明セリ。日本政府ニ於テハ之ニ關シ「指定ノ期限内ニ該約案ニ調印セズ隨ツテ露國ヲシテ之ヲ撤回スルニ至ラシムベキコトヲ清國ニ勸告スルニ付帝國政府ハ英國政府及獨逸政府ト共同センコトヲ欲ス」ル方針ヲ決定シテ英國政府ノ同意ヲ得三月二十日清國ニ對シ我方ヨリ通告スル所アリタリ。

一方清國ヨリ英國ニ對シ滿洲問題ニ關シテ英國政府ハ現下ノ難況ヨリ清國ヲ救出スルカ若クハ約定調印ノ期日ヲ延長スル樣露國ニ勸告スルカ二者其ノ一ニ出デンコトヲ請ヘル處英國ニ於テハ「清國自ラ約定ノ調印ヲ拒絶スルヨリ外他ニ清國ヲ援助スベキ方法ナシ」ト答ヘタルヲ以テ清國ニ於テハ本問題ヲ在北京外國公使ノ仲裁ニ付スベキコトヲ提議セリ。一方我方モ之ト時ヲ同ジウシテ三月二十五日露國政府ニ對シテ「日本政府ハ露清兩國間ニ於テ締結セラレントスル滿洲ニ關スル約定案中或ル條款ハ清國ノ主權ヲ毀損シ又他ノ條款ハ清國ニ關係アル他國ノ權利及利益ニ大ナル影響ヲ及ボスモノノ如シ」故ニ「本案件ハ之ヲ北京ニ於ケル列國代表者ノ會議ニ提出シ協定スルニ如カザルコトヲ信ズルモノ」ナル旨ヲ申入レタルニ露國側ハ「兩獨立國間ノ談判中ナル問題ニ關スル此ノ種通牒ハ公然之ヲ接受スルコトヲ辭退セザルヲ得ズ」ト答ヘタリ。同日清國側ハ列國會議附議ニ關シ日本政府ノ助力ヲ請ヒ來レルヲ以テ我方ヨリハ此ノ際清國ハ英國政府勸告ノ如ク滿洲條約ノ正文ヲ北京使臣會議ニ提出スルカ少クトモ我方ガ之ヲ露國ニ對シテ引用シ得ル樣公然之ヲ日本政府ニ提出スベキ旨ヲ勸告セリ。而シテ四月二日清國ハ露國ニ對シテ日英米獨四國ヨリ滿洲問題ヲ北京會議ニ付スベシトノ勸告アリタルヲ叙シ露國ノ讓歩ヲ求メ露國ハ遂ニ五日本件商議ノ斷絶ヲ聲明セリ。

明治三十四年（一九〇一年）三月露國ガ期ヲ定メテ密約ノ調印ヲ清國ニ迫リタル頃清國側ニハ所謂滿洲開放論アリテ之ニヨリ列強ヲシテ露國ノ滿洲占領ニ反對スル理由ヲ得セシメントセル事アリ。我方ニ於テハ一策ナリトシテ英國ニ諮リタルニ同國ハソノ必要ヲ認メズトナシ又米國ハ寧ロ清國全土ノ開放ヲ唱ヘタルママ中止セラレ居リタル處其後滿洲問題ニ關スル露清談判再開ノ風評アリ日英兩國ニ於テハ連絡ヲ續クルト共ニ滿洲保全ノ策ニ付夫々勘案シツツアリタルガ十月七日清國側ヨリ露國ガ盛京省駐屯露兵ハ本年内、黑龍江、吉林二省ノ露兵ハ二年後撤退スル事等ノ提案ヲナシ滿洲ニ關スル密約ヲ締結セントシ居ル旨聞込アリタル爲日本ヨリハ清國政府ニ撤兵ハ一年内タルベキコト等ヲ通牒スルト共ニ英國ニ通報シ英國ヨリハ露國ニ申入ルル所アリタリ。

然ルニ十二月我方ハ端ナクモ露清銀行ト清國政府トノ間ニ滿洲ニ於ケル礦山採掘權其他工業上ノ經營ニ關シ或ル條件ノ下ニ該銀行ニ對シ優先的權利ヲ與フベキ一契約ノ商議中ニ屬スルモノアルヲ知レリ。我方ニ於テハ之ガ調印ノ延期ヲ清國政府ニ申入ルルト共ニ英國ヨリハ清國政府ニ對シ之ヲ拒絶スル樣忠告シ之ヲ爲サザルニ於テハ英國モ同樣ノ權利ヲ要求スベキ旨申入レアリタリ。米國亦之ニ反對ナル旨露清兩國ニ通告スル所アリ清國政府ハ露清銀行トノ契約ニ調印セザル意向ヲ露國側ニ明示セリ。其後露清滿洲條約案ニ關シテハ日英間ニソノ修正ニ付テ交渉アリタルガ我方ニ於テハ三月一日ノ在英林公使宛大臣ノ訓電ニモアル如ク「出來得ベクンバ該協定ヲ速ニ訂結スルコト大ニ望マシキ義ニテ之ヨリ生ズル利益ハ協約中一二ノ缺點ヲ補フニ餘リアルベキナリ」トナシ四月一日ニハ在清使臣ニ對シ協約ノ速ニ訂結セラルルヲ欲シ異議ヲ抛棄スベキ旨訓令セル結果同八日露清間ノ滿洲還附條約成レリ。ソノ骨子ハ調印後三期ニ分ケ一ケ年半内ニ滿洲駐屯露國軍隊ノ撤退ヲ約セルコト之ナリ。

然ルニ露國ハ本協約ニヨリ明治三十五年（一九〇二年）十月八日迄ニ行フベキ盛京省西南部ノ第一期撤兵ハ實行セシモ第二期撤兵ノ義ニ付テハ撤兵期日ノ間際ニ迫リ奉天及牛莊ニ增兵ヲ行ヒタルノミナラズ第二期撤兵期限タル翌三十六年（一九〇三年）四月八日ヲ過グル十八日清國ニ對シ七ケ條ニ亙ル滿蒙特殊權益確保ノ要求ヲ提出シ以テ撤兵ノ要件トセリ。之ニ關シ我方ニ於テハ英米兩國ニ呼ビ掛ケ相協同シテ露國ノ要求打破ニ努メタル結果清國政府モ斷然コノ要求ヲ却ケタリ。

然ルニ露國ニ於テハ蒙古政治組織ノ不變更、露國ヨリ還附スベキ土地ノ他國ヘノ不讓與、滿洲ニ於テ新ニ開港及開市場ヲ設ケザルコト等ノ保證ヲ求メテ已マザリシガ英米ニ於テハ露國ノ辯明ニ滿足シテ以テ滿洲ニ於テ露國ト衝突スルヲ回避セントスルニ傾ケリ。之ニ反シ我方ニ於テハ清國ニ對シ撤兵ノ要件ハ飽クマデ之ヲ却クル樣勸告シ來リシ處九月六日前ノ要求ニ代ヘ五ケ條ノ新要求ヲ提出シ吉林省ノ撤兵ヲ更ニ四ケ月間延期スルコト、英國ノ獲得シタル權利ハ悉ク露國ニ於テモ之ヲ請求シ得ルコト等ヲ申出デタリ。之ニ對シ清國側ニ於テハ露兵ノ滿洲撤兵ヲ速カナラシムル爲ソノ要求ニ應ゼントシ英米亦熱意ナカリシカハ日本政府ニ於テハ直接露國ト交渉スルコトトナレリ。

三國干渉以來ニ於ケル露國ノ清國經略ハ我ガ國民ヲシテ著シク憤激セシメ特ニ今次ノ滿洲撤兵問題ニ關シテハソノ對露反感ハ絶頂ニ達セル觀アリシ處日本政府ニ於テハ露國ノ世界ニ於ケル地位ニ鑑ミ飽ク迄平和的解決ヲ以テソノ方針トシ明治三十六年（一九〇三年）七月以來頻リニ露國ト折衝スル所アリタリ。ソノ骨子トスル所ハ所謂滿韓交換ノ立場ニ立ツモノニシテ兩地ノ領土的保全及門戸開放ヲ保障スルト共ニ露國ハ韓國ニ於ケル日本ノ優勢ナル利益ヲ承認シ日本ハ滿洲ニ於ケル露國ノ特殊ナル利益ヲ承認スルコト等ヲ協定セントスルモノナリシモ露國ニアリテハ韓國ニ於ケル日本ノ地位ヲ認ムルニ十分ナラザル反面滿洲ニ關シテハ何等ノ協商ヲモ爲スコトヲ拒絶シ殊ニ韓國領土ニシテ北緯三十九度以北ノ部分ノ中立地帶化ヲ主張シテ讓ラズ遂ニ明治三十七年（一九〇四年）一月十三日我方ノ最終提議モ露國ノ顧ル所トナ

ラズ二月六日國交斷絶十日宣戰トナレリ。

戰況ハ日本軍ノ有利ニ展開シ明治三十八年（一九〇五年）一月旅順陷落シ三月十日奉天ヲ占領スルト共ニ五月ニハ對馬海峽ニ於テ露國艦隊ヲ覆滅セリ。

明治三十七年（一九〇四年）ノ暮頃ヨリ「ルーズヴェルト」米國大統領ヲ繞リテ漸ク平和ノ氣運動キ我方ハソノ後同大統領ト絶エズ連絡スル所アリ翌三十八年（一九〇五年）一月二十五日同大統領ニ對シ平和克服後ニ於ケル滿韓並旅順ニ關スル日本政府ノ意思並希望及講和問題ニ關シ申入レ置キタリ。而シテ同大統領ハ英佛獨ニ諮リ露國政府ニ和議ヲ勸告セル處露國ハ「波羅的艦隊並奉天附近ニ現存スル四十萬ノ兵ヲ以テ十分有力ナルモノト確信スルヲ以テ戰爭ヲ繼續スルコトニ決セリ」ト回答セルモ奉天ニ於ケル敗戰後ハ露國ハ日本ニヨル國辱的條件ノ提出ヲ恐レテ和ヲ請ハザル模樣ナルヲ以テ大統領ハ日本ヨリ講和條件ノ提出アリ度キ旨通告シ來リタリ。我方ニ於テハ「露國ニシテ誠實ニ平和ヲ希望スルノ意ヲ表示スル狀態ニ達セザル限リハ同國ガ何等日本ノ申出ニ係ル條件ヲ承諾スルノ意向ヲ有スベキヲ期待スル能ハズ」トナスト共ニ直接當事國ノ談判ヲ主張シテ主トシテ米國側ト連絡スル所アリ。米國側ハ頻リニ露國政府ノ意向ヲ伺ヒ對日講和ヲ慫慂シ居リタル處其後露國ニ於テハ波羅的艦隊ガ日本近海ニ接近セルヲ以テ希望ヲソノ日本海軍トノ決戰ニカケタルモ五月日本海海戰ニ於テ大敗ヲ喫セル爲日本政府ニ於テハ戰爭終結ノ時機至レリトナシ六月一日米國大統領ニ對シ「大統領ハ直接且全然其一己ノ發意ニ依リ兩交戰國ヲシテ直接談判ニ入ラシメンガ爲兩國ヲ誘ヒ相互接近セシムルニ至ランコト是帝國政府ノ希望スル所ナリ」ト開陳セルニ對シ大統領ニ於テハ「余一己トシテハ此際講和ノ成立スルモ將又戰爭ノ繼續スルモ余ニ於テ敢テ擇ブ所ナシ。此點ニ關シテハ余ハ今回ノ海戰以來態度ヲ一變シツツアリ」トナスト共ニ日本ノ提出スベキ講和條件ノ緩大ナルベキヲ慫慂セルガ米國側ハ獨逸ト共ニ協議ノ上露帝ニ對シ講和ノ勸告ヲ行ヒソノ意向ヲ確認シタル上六月九日米國側ヨリ正式ニ日露兩國ニ對シ「兩國政府ニ於テ兩國自己ノ爲メノミナラズ文明世界全體ノ利益ノ爲相互間ニ直接ノ講和談判ヲ開始センコトヲ切望ス。右講和談判ハ兩交戰國間ニ於テ直接ニ之ヲ行フベキ」旨申入アリ十日我方之ヲ受諾シ露國亦米國ノ提議ヲ受諾シタルヲ以テ兩國全權委員ハ同年八月十日ヨリ米國「ポーツマス」ニ會シ九月五日講和條約ノ成立ヲ見タリ。本條約ニ於テ「露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ」「清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順港、大連並其附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡」シ「長春寬城子旅順口間ノ鐵道並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權、財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ」同樣日本側ニ移轉讓渡シ又薩哈嗹島南部ヲ讓渡シ且「日本海『オホーツクス』海及『ベーリング』海ニ瀕スル露西亞國領土沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムガ爲日本國ト協定ヲナスベキコトヲ約」セリ。

本日露戰爭ニ依リ我方ハ武力ニヨル東亞經略ノ脅威ヲ除去スルコトヲ得以テ日本ノ生存ヲ保持スルノ外廓ヲ築ケルガ次イデ來レルハ斯ク保全シ得タル東亞内部ニ於テソノ實ヲ保障スルノ問題ナリ。

日英提携ノ繼續

――第二回　第三回日英協約――

日露戰爭以後大正六年（一九一七年）ノ所謂石井「ランシング」協定ニ至ル迄ノ十有餘年ハ日本ガ東亞大陸ニソノ地歩ヲ固メタル期間ナリ。ソレハ先ヅ日英同盟ノ更新ニヨリテ露國ノ復讐ニ備ヘルト共ニ「ポーツマス」條約ノ趣旨ニヨリテ韓國ニ卓絶セル地歩ヲ確立シ保護關係ヨリ遂ニ日韓併合トナリ滿洲ニ於テハ戰後米國ノ滿洲進出ヲ排シテソノ爲累次日露ノ協商成ルト共ニ清國又ハ後ノ中華民國ト相次イデ條約ヲ結ビテソノ權益ヲ確保シ所謂石井「ランシング」協定ニヨリテ米國ノ承認スル所トナレルモノナリ。

明治三十五年（一九〇二年）締結セラレタル日英同盟ハ漸クソノ期間タル五箇年ニ近付キタルヲ以テ明治三十七年末ヨリ問題トナリ同盟條約ノ基礎ヲ擴張シテ其ノ根柢ヲ鞏固ニセントスル諸論ハ日英兩國新聞紙上ニ散見スルニ至リタリ。明治三十八年（一九〇五年）二月二十四日ニ至リ英國側ヨリ同盟繼續ノ内交渉開始ノ申出アリ我方ハ之ニ應ジテ折衝ヲ開始セルガ英國側有識者間ニハ同盟擴張論者多ク「バルフオア」首相ノ如キモソノ一人タリシナリ。然ルニ「バルフオア」保守黨内閣ノ地位甚ダ安定ヲ缺キ野黨タル自由黨ハ同盟ニ反對ナリシ爲ト同盟繼續ノ商議開始ノ模様外部ニ漏洩スルニ至リテヨリ歐洲大陸就中佛獨兩國ノ猜疑心頓ニ加ハリ意外ノ方面ヨリ妨害發生スルナキヤヲ惧レタルヲ以テ同盟協商ハ速ニ之ヲ完了スルノ必要ニ迫ラレタリ。同盟條約更新ニ際シテハ我方ハ最初範圍ハ現行ノ儘トシ且追ツテ韓國ノ外交ヲ管掌スルノ意思ヲ有スルニ付豫メ英國政府ノ承認並援助ヲ求メ置カントスルノ方針ヲ決定セルニ英國側ニ於テハ現在ノ防禦同盟ヲ攻守同盟トスルコト及印度ヲ條約ノ適用範圍ニ加フベキコト等ヲ主張セル處我方ニ於テハ在英帝國公使ノ意見具申モアリ五月二十四日ノ閣議ニヨリ「斷然現今ノ協約ヨリ進デ攻守同盟ニ移ルヲ得策ナリト思惟」シ同盟ノ擴張更新ヲ見バ「露國ト雖モ復仇ヲ試ミルノ餘地ナク」又戰爭ニヨリ列強ノ「畏懼猜疑ノ念モ亦裏面ニ存在スルコトヲ覺悟セザルベカラ」ザルガ「英國ト攻守同盟ノ約ヲ訂センニハ此憂ヲ防ギ他ノ排濟ヲ免ルルヲ得ベシ」トナシ「東洋ニ於テ全局ノ平和ヲ維持シ且清國ニ於ケル共通ノ權益（卽チ同國ノ領土保全、門戸開放ノ主義ヲ維持スルコト）及極東並ニ印度以東ニ於ケル各自特殊ノ利益ヲ擁護スルヲ目的トスルコト」トシテ商議ヲ開始セリ。

交渉ノ論點ハ主トシテ韓國及印度ノ問題ニシテ我方ハ日本ノ韓國ニ保護權ヲ設定セントスル場合ニ於ケル英國ノ贊助ニ關シ秘密約款ノ締結ヲ求メタリ。英國側ハ日本ノ韓國ニ於ケル政治上軍事上及經濟上ノ特殊權益ヲ擁護センガ爲正當且必要ト認ムル措置ヲ採ルノ權利ハ他國ノ條約上ノ權利及列國ノ商工業上ノ機會均等主義ニ牴觸セザル限リ之ヲ承認シ他方日本ガ英國ノ印度國境ニ接近スル地方ニ於テ有スル特殊

利益及該利益ヲ擁護センガ爲正當且必要ト認ムル措置ヲ採ルノ權利ヲ承認センコトヲ要求シ更ニ軍事的援助ニ關シテ相當具體的ニ係數ヲ記載セル約款ヲ包含スル公文ヲ交渉センコトヲ要求セリ。我方ニ於テハ「韓國ニ於テ他國ノ條約上ノ權利ヲ侵害セザル限リ」ナル文句ハ我ガ行動ノ自由ヲ拘束スルノ甚シキモノトシ之ニ反對シ又印度ニ關スル條項ハ地域ノ點ニ於テ協約前文ニ規定セル本協約ノ範圍ヨリ餘リニ廣汎ニ亙ルニ鑑ミ英國ガ該地方ニ於テ執ルベキ手段ヲ公認スルニハ異存ナキモ該條ノ存置ハ不必要ナリト主張シ又兵力相互援助ノ性質及程度ハ戰闘ノ狀況ニヨリ異ルベク豫メ想定スルヲ得ザルニ依リ右問題ハ明ラカニ兩國軍事當事者ノミニ專屬スルモノナリトノ理由ニヨリ之ガ削除ヲ求メタリ。其後上掲諸問題モ夫々圓滿ニ解決シ約半歲ノ後八月十二日調印ヲ見タリ。

本協約ノ骨子ハ範圍ヲ「東亞及印度」トシ純然タル攻守同盟ト爲シ締盟國ガ不當ニ第三國ノ攻擊ヲ受クル場合ニハ第四國ノ第三國ヲ援助スルコトナシトスルモ締約國ノ他ノ一方ハ直チニ援助ヲ與フベキ義務發生スルコト、英國ハ日本ガ韓國ニ於テ有スル卓絶ナル「利益ヲ擁護增進セムガ爲正當且必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ權利ヲ承認」シ又日本ハ印度「國境ノ附近ニ於テ大不列顛國ガ其ノ印度領地ヲ擁護セムガ爲必要ト認ムル措置ヲ執ルノ權利ヲ承認」シ協約ノ期限ハ調印ヨリ十箇年ト定メラレタリ。

第二回日英協約成立以來年ト共ニ英國ノ親日熱冷却セルガ右ハ從來ノ反動的傾向其他當面ノ諸原因ノ他米國トノ傳統的親善關係ガ日米關係漸ク複雜ヲ加ヘントスルニ際シテ損ハルルコトヲ惧レタルニ由來スト言ハル。然ルニ日本政府ニ於テハ飽ク迄日英同盟ヲ維持セントスルノ方針ヲ持シ英國側亦當時獨逸ト海軍制限問題植民地問題ニテ確執アリシ爲獨逸ニ拮抗セン爲同盟ノ繼續ヲ希望シ居リタルモノノ如シ。

時恰モ明治四十三年（一九一〇年）九月米國政府ハ英國政府ニ對シ總括的仲裁條約ヲ締結センコトヲ提議スルニ至レリ。依ツテ同二十六日「グレー」英國外相ヨリ我方ニ對シ英米仲裁條約中「日英同盟條約ニ牴觸セザル限リ」ナル文句ヲ挿入スルカ或ハ日本ヲモ該仲裁條約ニ參加セシムルカノ二案ヲ提出シ來レリ。我方ニ於テハ之ニ對シ翌明治四十四年（一九一一年）三月二十七日「英米仲裁裁判條約ノ締結ヲ機トシ日英同盟條約ヲ改訂シ米國ヲ同盟條約適用ノ範圍外ニ置クヲ明ラカニスルト同時ニ該條約ノ期限ヲ延長スルコトトナスベシ」トノ意向ヲ傳ヘ四月五日同盟改訂問題ニ關スル我方ノ方針ヲ決定シ期限ハ調印ノ日ヨリ十箇年トスルコト、締盟國ノ一方ト一般仲裁條約ヲ有スル第三國ヲ同盟條約ノ適用範圍外ニ措ク旨ノ規定ヲ追加スルコト、韓國並日露戰爭ニ關スル規定ヲ削除スルコト及英國ニ於テ日本ノ其國境附近ニ於テ有スル特殊利益ヲ承認スル旨ノ規定ヲ追加スルコトトセリ。交渉ニ際シテハ韓國ニ關スル規定ノ削除ハ日韓併合後ナリシ爲問題ナク又日本ノ其國境附近ニ於テ有スル特殊權益ヲ承認スベキ規定ハ當方ニ於テモ固執セズ前協約ノ英國ノ印度國境附近ニ於ケル同種規定ノ削除ト共ニ撤回セラレ問題ハ米國ト英國トノ關係ノミナリシガ之モ漸ク妥結ヲ見七月十三日第三回同盟協約ノ調印ヲ了セリ。本協約ニハ日英同

盟ガ總括的仲裁裁判條約ヲ有スル國トノ間ニ適用ナキ旨ヲ規定シ期限ハ調印ノ日ヨリ十箇年トナレリ。尤モ該英米仲裁條約ハ成立ヲ見ズシテ了レリ。

韓國ノ確保

――日韓併合――

明治三十七年（一九〇四年）二月六日日露ノ國交斷絶スルヤ同二十三日日韓議定書成リ韓國ハソノ自主權ノ一部ヲ抛棄シ重要ナル國務ニ關シテ日本ノ干涉權アルヲ承認セルガ韓國ノ情勢ハ尚安慮スル能ハザルモノアルヲ以テ明治三十七年五月三十一日根本的對韓方針ヲ決定シ「韓國ノ存亡ハ帝國安危ノ繫ル所ニシテ斷ジテ之ヲ他國ノ呑噬ニ一任スルヲ得ズ。是レ卽チ帝國ノ常ニ該國ノ獨立及領土保全維持ノ爲メ其ノ全力ヲ傾注シタル所以ニシテ一再國運ヲ賭シテ強隣ト干戈ヲ交フルニ至リタルモノ實ニ此ニ基因スルモノトス」「而カモ該國政治ノ糜爛セル人心ノ腐敗セル到底永ク其獨立ヲ支持スル能ハザルハ明瞭ナルヲ以テ」「韓國ニ對シ政事上及軍事上ニ於テ保護ノ實權ヲ收メ」ントシ八月二十二日ニハ第一回日韓協約調印セラレ外務日本人顧問ノ傭聘及外國トノ重要案件處理ニ關シ日本政府ト協議セシムルコトトシ右ハ第二回日英同盟條約ニヨリソノ趣旨ノ承認ヲ見タルガ更ニ九月二十六日我方ハ英國ニ對シ韓人ノ妄動ヲ制スル爲「韓國ノ外交關係ヲ擧ゲテ引受クルノ外他途ナキヲ信」ズル旨ヲ述ベソノ意向ヲ訊ネタルニ「ランスダウン」英國外相ハ「英國政府ハ新同盟協約ニ依リ啻ニ日本ガ韓國ニ對シテ執ル所ノ措置ニ異議ヲ有セザルノミナラズ却ツテ欣然其ノ成就ヲ見ント欲ス」ト答ヘタリ。

斯クテ明治三十八年十一月十七日第二回日韓協約成リ、之ニヨリ韓國ハ其ノ外交事務ノ一切ヲ我方ニ委任シ我ガ政府ハ代表者トシテ京城ニ統監ヲ置クコトトナレリ。明治四十年（一九〇七年）六月ノ第二回萬國平和會議開カルルヤ韓國皇帝ハ密使ヲ派シテ會議ニ列席セントスルノ運動ヲ開始セル爲我方之ガ善後措置ヲ講ジ同國皇帝李熙讓位シ皇太子王位ヲ繼ゲリ。同月（七カ）二十四日我方ハ更ニ韓國ト新協約ヲ結ビ韓國政府ハ施設ノ改善ニ關シテハ統監ノ指揮ヲ受ケ法律ノ制定重要ナル行政上ノ處分高等官吏ノ任免ハ統監ノ承認同意ヲ要スルコトトスル等ヲ規定セリ。明治四十二年（一九〇九年）七月ニハ司法及監獄事務ヲ日本ニ委任スルノ協定成リタルガ我ガ對韓關係ハ未ダ全ク滿足スベカラザルモノアルヲ以テ同七月六日ノ閣議ニ於テ適當ノ時機ニ於テ韓國ノ併合ヲ斷行スルコト及併合ノ時機到來スル迄ハ併合ノ方針ニ基キ充分ニ保護ノ實權ヲ收メ努メテ實力ノ扶植ヲ圖ルベキコトノ二大方針ヲ決定セリ。我方ニ於テハ英國ニ對シ先ヅコノ旨通報セルニ同國ニ於テハ「韓國ニ於テ日本國ノ勢力ヲ增加スルコトニ對シテハ英國政府ニ於テ何等反對スベキ理由ナキモ經濟上ノ點ヨリ懸念ニ堪ヘザルコトアリ」トナシタルヲ以テ我方ニ於テハ韓國ニ於ケル外國ノ經濟的利益ノ尊重ニ關シ夫々處置シタル上日韓併合條約ハ明治四十三年八月二十二日調印セラレ茲ニ開國以來我ガ外交政策上ノ重大案件タリシ朝鮮問題ハ終結ヲ見ルニ至レリ。

滿蒙ノ保全

――米國ノ對滿政策、第一、二、三回日露協約――

「ポーツマス」ニ於ケル日露講和條約ニヨリ露國ノ日本ニ讓渡セル滿洲内ニ於ケル權益ハ清國政府ノ承諾ヲ要スルコトニナリ居レル爲明治三十八年（一九〇五年）十二月二十二日日清條約及附屬協定成リソノ讓渡ヲ承認セシムルト共ニ滿洲ニ於ケル權益ヲ確保シ又清國側ヲシテ南滿洲鐵道附近ニ於テ之ト並行スル幹線又ハ該鐵道ノ利益ヲ害スベキ支線ヲ敷設セザルコト等十六ケ條ノ合意事項ヲ議事錄ニ留メシメタリ。

然ルニ米國ノ鐵道王ト言ハレシ「エドワード・ヘンリ・ハリマン」氏ハ南滿洲鐵道ノ經營權ヲ掌握シ東清鐵道ヲ買收シ西比利亞鐵道ノ通過權ヲ得テ波羅的海ニ達シ以テ大西洋ヲ横斷シ最後ニソノ勢力下ニアル米國鐵道ト連絡シ一系統ニ屬スル世界一週通路ヲ實現セントスルノ大計畫ヲ立テ明治三十八年八月末本邦ニ渡來シ桂首相等ト會見シ南滿洲鐵道ノ日米共同管理ヲ申出デタリ。之ニ對シ我方ニ於テハ戰後露國ノ復仇ヲ懸念シ居タル際トテ協議ノ歩ヲ進メ遂ニ十月十二日桂首相ト「ハリマン」氏トノ間ニ豫備協定覺書ノ交換成リ「日本政府ノ獲得セル滿洲鐵道並附屬財産ノ買收該鐵道ノ復舊整備改築及延長並大連（「ダルニー」）ニ於ケル鐵道終端ノ完整及改良ノ爲資金ヲ調フルノ目的ヲ以テ一ノ『シンヂケート』ヲ組織スルコト、兩當事者ハ其取得シタル財産ニ對シ共同且均等ノ所有權ヲ有スベキモノトス」ル事ヲ約定セリ。

然ルニ「ポーツマス」講和會議ヨリ歸朝中ナリシ小村外相ハ本件ヲ以テ政府ノ大失態トナシ協約破棄ヲ桑港ニ歸着セル「ハリマン」氏ニ通報シ又我方ヨリハ清露兩國政府ト約定締結ノ上ナラデハ鐵道及財産ノ移轉ニ關シ協定ヲ遂グル能ハザル旨ヲ述べ他方十一月初旬清國政府トノ間ニ成レル滿洲條約ニ於テ「日本國政府ハ清露兩國間ニ締結セラレタル租借地並鐵道ニ關スル原條約ニ照シ努メテ遵行スベキコトヲ承諾スル」旨ヲ規定シ滿洲鐵道經營ニ關シテハ日清兩國民ノ外關與スベカラザル方針ヲ採ルコトニ決シ明治三十九年一月中旬更メテ「ハリマン」氏ニ通知スル所アリタリ。

斯ク米國ノ滿洲ニ對シテ關心ノ深マリツツアルコト及清國ノ日露抵制策ニ備フル爲我方ハ露國ト交情ヲ厚ウスルヲ得策トシ又露國ハ同盟國タル佛國ガ獨逸トノ關係險惡ナリシカバ東亞ニ於テ日本ト事ヲ構フルヲ許サザル爲日露間ノ接近漸ク成リ明治四十年（一九〇七年）七月三十日秘密協約附屬文書ト共ニ第一回日露協約成立セリ。領土保全及締約國ト清國トノ取極ニヨル一切ノ權利並「ポーツマス」條約關係ノ權利ヲ相互ニ尊重シ、「清帝國ノ獨立及領土保全並同國ニ於ケル列國商工業ノ機會均等主義ヲ承認シ且自國ノ執リ得ベキ一切ノ平和的手段ニ依リ現狀ノ存續及前記主義ノ確立ヲ擁護支持スルコトヲ約」セリ。又秘密協約ニヨリテ滿洲ニ南北分界線ヲ引キソノ以北ヲ露國以南ヲ日本ノ勢力範圍トシ露國ハ政事上利害共通ノ日韓關係ヲ承認シ日本ハ外蒙古ニ於ケル露國ノ特殊利益ヲ承認セリ。

斯クノ如キ滿洲ニ於ケル日露提携ガ能クソノ實ヲ發揮セルハ米國

「ノックス」國務長官ノ提案セル滿洲鐵道中立案ナリ。清國政府ニ於テハ反日派分子ガ滿洲ニ於ケル日本ノ勢力伸張ヲ牽制スルノ意圖アリ偶々英米人共同シテ奉天總督トノ間ニ錦州ヨリ愛琿ニ至ル鐵道敷設假契約ヲ締結シ清國政府ノ認可ヲ求メタルヲ機トシ清國側ニ於テハ啻ニ該鐵道ノミナラズ日露兩國ノ鐵道ヲモ買收シ追ツテ滿洲問題ヲ根柢ヨリ解決スルコトニ付米國ノ援助ヲ要請セル模様ナリ。米國ニ於テハ明治四十二年（一九〇九年）十二月十八日我方ニ對シ錦愛鐵道ノ一件ヲ通報スルト共ニ米國ハ日本及他ノ第三國ヲシテ本件ニ加入セシムルコトニ付清國ノ同意ヲ得ル樣盡力スベキ旨照會シ來ルト共ニ滿洲鐵道ノ處理ニ關シ「一切ノ鐵道ヲ清國ノ所有ニ歸セシメ之ヲ一ノ經濟的學術的ニシテ且公平ナル經理ノ下ニ併合シ之ニ要スル資金ハ適當ノ方法ヲ以テ相當ノ割合ニ依リ加入希望ノ諸國ヨリ調達スルコト」及「英米兩國ハ錦愛鐵道ノ協定ニ關シ南滿洲ノ商業的中立ニ異存ナキ關係諸國ヲ誘致シ各國共同ノ下ニ錦愛鐵道其他商業上ノ發達ニ伴ヒ將來敷設ヲ必要トスベキ諸鐵道ノ工事並資金調達ニ從事スルト共ニ既設鐵道ニシテ本計畫ノ系統中ニ編入セムガ爲メニ提供セラルルモノアラバ其ノ買收ニ必要ナル資金ヲ清國ニ供給スルコト」ヲ提議シ來レリ。

本提案ハ同時ニ英佛獨露ノ諸國ニ對シテモ爲サレタルガ我方ニ於テハ露國政府ノ申出ニ基キ回答ニ先立チ本問題ニ最モ利害關係深キ日露兩國間ニ於テ打合セヲ遂グル所アリ明治四十三年一月二十一日本邦政府ハ回答ヲ發シ「其ノ趣旨ニ於テ『ポーツマス』條約ノ規定ト扞格スル所極メテ重大ナルモノアルヲ認メ」「帝國政府ノ見ル所ヲ以テスレバ滿洲ノ現狀ニ於テ清國ガ其ノ政治上ノ權利ヲ完全ニ享有スルヲ特ニ妨礙スルガ如キモノハ更ニ無之ト存」ジ又「鐵道ノ經理ニ關シテハ一國專屬制度ニ代ユルニ列國共同制度ヲ以テスルヲ便益又ハ有利ナリト爲スハ帝國政府ノ首肯シ難キ所」ナリトナシタリ。

我方ニ於テハ日露兩國政府ガ此際更ニ協商ヲ遂ゲ以テ兩國從來ノ關係ニ一歩ヲ進ムルコト必要ナリト思考シタル處露國部内ニモコノ論アリ我方ノ内意ヲ叩キ來リタルヲ以テ彼我折衝ヲ遂ゲ明治四十三年七月四日前日露協約ヲ補成スベキ協定成立セリ。第二回日露協約ハ「滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線改善及該鐵道ノ聯絡業務完整ノ爲相互ニ友好的協力ヲ與フルコト」及滿洲ノ現狀維持ノ尊重等ヲ約シ且秘密協約ニ於テ前秘密條項ヲ確認補充セリ。

而シテ明治四十五年（一九一二年）一月十六日ノ閣議ハ南北滿洲利益地域日露分界線ノ延長補足ニ關シ及内外蒙古勢力範圍分配ニ關シ對露開談ノ件ヲ容認セルガ本件ハ七月八日日露兩國全權間ニ調印ヲ見タリ。此ノ第三回日露協約ニ於テハ既定ノ分界線ヲ延長スルト共ニ内蒙古ヲ東西ニ分割シ西方ヲ露國東方ヲ日本ノ利益範圍トシ是亦嚴祕ニ附スルコトトセリ。

斯ク滿洲及蒙古ハ日露ノ提携ニヨリ一應安定ヲ見タルガ三回ノ日露協約ヲ通ジ我方ガ常ニ英國政府ニ凡テヲ通報シ連絡スル所アリタルハ注目ニ値ス。尚滿洲及蒙古ノ保全漸ク成ルト共ニ日本ハ中國全土ノ保全ニ付關心ヲ深カラシムルニ至レリ。

中國ノ保全

――所謂二十一ケ條問題、高平「ルート」取極、石井「ランシング」協定――

大正三年（一九一四年）世界大戰勃發スルヤ日本ハ聯合國側ニアリテ獨墺ニ對シテ戰爭ニ從事シ同十一月七日膠州灣陥落スルニ至リタルヲ以テ本邦政府ハ中國政府ニ對シ山東時局ノ善後ヲ圖リ併セテ日華懸案ノ同時的解決ヲ圖リ日本ノ地位ヲ鞏固ニシ以テ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保持スルノ目的ヲ以テ交渉ヲ開始スルニ決シ翌大正四年（一九一五年）一月十八日要旨左記ノ如キ要求ヲ袁世凱大總統ニ提出セリ。

（甲）要求事項

第一號（山東省ニ關スル件）

第一條　山東省ニ關スル將來ノ日獨取極ヲ承認スルコト

第二條　山東省地方ヲ他國ニ讓渡又ハ貸與セザルコト

第三條　芝罘又ハ龍口ト膠州灣ヨリ濟南ニ至ル鐵道トヲ連絡スベキ鐵道敷設權ヲ允許スルコト

第四條　山東省主要都市ヲ開クコト

第二號（南滿洲及東部内蒙古ニ關スル件）

第一條　旅順大連租借期限及滿洲安奉兩鐵道各期限ヲ九十九ケ年延長スルコト

第二條　土地商租ヲ日本人ニ許スコト

第三條　居住及營業ノ自由ヲ日本人ニ許スコト

第四條　鑛山採掘權ヲ日本人ニ與フルコト

第五條　鐵道敷設權ヲ他國人ニ與ヘタリ又ハ鐵道敷設ノ爲他國人ヨリ資金ノ供給ヲ仰グ時或ハ同地ノ諸税ヲ擔保ニ他國ヨリ借款ヲ起ス時ハ日本政府ノ同意ヲ得ルコト

第六條　政治財政軍事上ノ顧問教官ヲ要スル時ハ先ヅ日本ニ協議スルコト

第七條　九十九ケ年間吉長鐵道ノ管理經營ヲ日本ニ委任スルコト

第三號（漢冶萍公司ニ關スル件）

第一條　適當ノ時機ニ漢冶萍公司ヲ兩國ノ合辨トスルコト

第二條　同公司所屬鑛山附近ノ鑛山採掘ヲ同公司以外ノモノニ許可スルニハ同公司ノ承諾ヲ要スルコト

第四號（支那港灣島嶼不割讓ノ件）

沿岸ノ港灣及島嶼ヲ他國ニ讓與若クハ貸與シナイコト

（乙）希望條項

第五號

一、中央政府ニヨル日本人顧問ノ傭聘ヲナスコト

二、支那内地ニ於ケル日本ノ病院寺院及學校ニ土地所有權ヲ認ムルコト

三、必要ナル地方ノ警察ヲ日支合同トスルカ日本人ヲ傭聘スルコト

四、兵器ノ入手ハ日本ノ協力ヲ得ルコト

五、武昌ト九江南昌線トヲ聯絡スル鐵道及南昌杭州間南昌潮州間鐵道敷設權ヲ日本ニ許與スルコト

六、福建省ニ於ケル鐵道鑛山港灣ノ設備ニ關シ外國資本ヲ要スル場合ハ日本ニ協議スルコト

七、支那ニ於ケル日本人ノ布教權ヲ認ムルコト

尚膠州灣租借地最後ノ處分ニ關シテハ若シ支那政府ニシテ全然我要求ヲ應諾スルニ於テハ之ガ還附ヲ詮議スルモ苦シカラズ。尤モ同地ヲ開放シテ商港トナシ我專管居留地ヲ設クルコトヲ絶對ニ必要トスルコト。

二月二日兩國第一回會議開催セラレ爾後二十四回會合ヲ重ネ三箇月ヲ經過スルモ何等決スル所ナク我方ハ要求ノ部分的緩和撤回等ヲ行ヒ四月二十六日修正案ヲ提出スルト共ニ膠州灣還附ヲ言明セル處彼ニアリテハ五月一日我ガ修正案ニ對スル修正案ヲ提出シ膠州灣ノ無條件還附ト日獨講和會議ニ對スル參加ヲ要求スル他膠州灣ニ於テ日獨戰爭ニ因ル損害ハ日本側ニ於テ全部賠償スベキコト等ヲ要求セリ。依ツテ我方ハ協商ノ餘地ナキニ鑑ミ五月七日最後通牒ヲ提出スルト共ニ第五號ハ福建省ニ關スル交換公文ヲ除ク外全部之ヲ他日ノ交渉ニ讓ル旨通告シ四月二十六日提出ノ日本政府修正案通リ應諾センコトヲ求メ五月九日午後六時迄ニ滿足ナル回答ヲ得ザレバ自由行動ヲ執ルベキ旨聲明シタル結果中國政府ハ九日午前一時我ガ要求ヲ受諾シ五月二十五日條約ノ調印ヲ見タリ。

本件ニ關シテハ交渉開始後間モナク要求條項ノ大要ヲ先ヅ英國政府ニ通告シ後米佛露三國政府ニモ通告セル處第五號ノ希望條項ハ希望ニ過ギズトシテ各國政府ニ通告セザリシ爲中國側之ヲ曝露スルト共ニ世界ノ疑惑ヲ招ケリ。本件ト最モ深キ關係ヲ有シ又我方ヨリ絶エズ連絡セルハ英國ナルガ一月二十二日我方ヨリ要求提出ノ次第ヲ「グレー」外相ニ開陳セル處同外相ハ「遼東半島租借地及滿洲鐵道期限延長ノ件ニ付テハ先年加藤男歸朝ノ際自分ト會談ノ次第モ有之日本國ノ要求ハ敢テ理由ナキニ非ズト自分モ豫テ思考シタリ」「日華關係ノ圓滿ト兩國間紛議ノ杜絶ハ英國ノ立場ニ取リテモ頗ル望マシキ儀ニ有之日本國ガ右樣ノ見地ヨリ此種ノ協定ヲ支那トノ間ニ遂ゲントスルハ大體ニ於テ至極妥當ノ措置」ナリトナシタルガ華南鐵道ニ關スル英國ノ利益ニ付テハ其後申入ルル所アリタリ。然シ乍ラ三月八日「グレー」外相ハ在英本多參事官ニ對シ「鐵道問題ノ如キハ云ハバ小事ニ過ギズ。自分ノ大イニ懸念スル所ハ日華問題ヨリ起生スベキ『ポリチカル・デヴエロツプメント』ニアリ。獨逸國ガ中國ニ於テ盛ニ陰謀ヲ逞ウシツツアルハ勿論事實ニシテ之ハ中國ヲシテ日本ノ要求ニ反抗セシムベク百方使嗾シツツアルベキノミナラズ之ニ依リ日華兩國間ノ衝突ヲ見ル如キコトアレバ其最モ本懷トスル所ナルベシ。」「元來『インクリース・オヴ・ジヤパンズ・シエア・オヴ・デヴエロツプメント・オヴ・チヤイナ』ハ自分ノ夙ニ當然ト認メ居ル所ナリ。日本ハ既ニ米國ニモ加奈陀ニモ移民ニ重キヲ置キ居ラズ。何レニカ國民ノ發展地ヲ求メザルベカラズ。此事情ニ鑑ミルモ中國ニ於テ將來日本ガ商工業上其他將來益々發展スベキハ自然ノ數」ナリト述ベタリ。

五月七日在英帝國公使ガ最後通牒手交ノ件ヲ通告セルニ對シ「グレー」外相ハ「日本國ガ最後通牒ニ於テ福建問題以外ノ第五號各項ニ

付讓歩スルコトトセル旨承知セルガ中國ガ頑強ニ反抗セルハ主トシテ第五號各項ニアリシ様承知シタルニ日本ガ此際之ヲ本交渉ヨリ引放シ後日ノ相談ニ讓ラントノ申出ヲナスハ日本側ニ於テ大ナル讓歩ヲナシタルモノト云フベシ。卽チ讓歩附最後通牒トモ稱スベキモノナルヲ以テ支那ハ宜シク此際之ヲ應諾シテ時局ヲ妥結スル事利益ナルベシト自分ハ思考シ」支那公使ニ對シテ「支那ハ宜シク速ニ之ヲ受諾シ以テ時局ノ妥結ヲ計ルコトトスルコト得策トスル旨自分ノ勸告トシ申聞ケ置ケリ」ト述べ最後ニ所見トシテ「日本國ニ對スル世上ノ不滿ハ日本國ノ『ケイス』外部ニ好ク知ラレ居ラザルニ職由スルモノニ付若シ自分又ハ他ノ『オーソリタテイヴ・ソース』ヲシテ日本國ノ『ケイス』ト其眞意ノアル所ヲ一般ニ開示セシメタランニハ物論ノ發生ヲ見ルニ至ラザリシナラント思考ス」ト附言セリ。

米國ニ於テハ本件通牒ニ接シ右ハ高平「ルート」取極ノ條項ノ適用ヲ促スベキヤ否ヤ論議ノ的トナレリ。右高平「ルート」協定ノ發端ハ明治四十一年（一九〇八年）九月二十九日右高平公使ニ對シ小村外務大臣ガ太平洋問題ニ關シ日米兩國間ニ適當ノ時機ニ於テ商議ヲ遂ゲ度キ意向ニ關シ訓令ヲ發セルニアリ。コレ當時日米間ニハ移民問題太平洋問題ノ擡頭シツツアリシ際トテ是ヲ以テ「排日論者等ニトリテ以テ辭柄トスル所ノ事由ヲ除却」セントスルヲ目的トセリ。而シテ同年十月米國艦隊來訪シ我國朝野ノ歡迎ヲ受ケ「米國大統領及政府ハ同國艦隊ニ對セル我官民ノ熱誠ナル歡迎ヲ聞知シ十分米國ニ對スル我誠意ヲ感得シタルベキコトヲ信ジ此時機ニ於テ本件ノ商議ヲ開始スルヲ適當ト認メタリ」トナシ十月十五日小村大臣ノ訓電高平公使ニ達セル爲茲ニ日米間ノ商議ハ開始セラレタリ。協商案ハ太平洋問題ヲ主トシ之ニ清國問題ヲ加味セルモノナリシガ論點ハ清國ノ領土保全ノ約定ニシテ我方ガ「清國現在ノ狀勢ハ最早斯クノ如キ約束ヲナスヲ必要トセザルノミナラズ他國ニ於テ自國領土ノ保全ヲ約スルハ清國ノ甚ダ懌ハザル所」トナセルニ對シ米國側之ヲ主張シ我方ノ讓歩スル所トナリ十一月三十日高平公使ト「ルート」國務長官トノ間ニ公文ノ交換ヲ了セリ。ソノ中ニ於テ兩國政府共通ノ意見トシテ表顯セラレタルモノハ「一、太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達ヲ奬勵スルハ兩國政府ノ希望タリ。二、兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セラルルコトナク前記方面ニ於ケル現狀維持及清國ニ於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス。三、從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノ有スル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス。四、兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨立及領土保全並同帝國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保護スルノ決意ヲ有ス。五、前述ノ現狀維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ゲムガ爲互ニ意見ヲ交換スベシ。」

其後米國政府ガ東亞ニ對シ注目スベキ政策ノ闡明ヲ行ヘルハ卽チ石井「ランシング」協定ナリ。大正六年（一九一七年）五月十二日「ランシング」米國國務長官ヨリ在米佐藤大使ニ對シ米國ノ世界大戰參戰ニ關聯シ英佛露伊ヨリ打合セノ爲特派使節ノ派遣アルニ付日本ヨリモ

同様ノ特使ヲ派遣セバ「兩國ノ國交上多大ノ裨益アルベ」ク右ハ「時局問題ノミナラズ東洋問題ニ付テモ亦打合セヲ試ムルヲ妨ゲザルベシ」トノ慫慂アリ。日本ハ之ニ應ジ我方ノ發案トシテ同二十二日特派大使派遣ヲ通告シ石井子爵ヲ特派使節トシテ渡米セシメタリ。

本野外務大臣ハ六月十三日附ヲ以テ石井大使ニ對シテ訓令ヲ附與シ「此ノ機會ヲ利用シ進デ日米親交ノ障礙スルノ虞アルベキ一切ノ事態ヲ芟除スル爲主トシテ左ノ二件ニ關シ米國政府ト商量シテ適當ナル措置ヲ講ズルノ極メテ得策ナルヲ認ム。一、米國ニ於ケル日本人ノ地位ニ關スル問題。一、支那ニ於ケル帝國特殊ノ關係ヲ明カニシ將來兩國行動ノ調和ニ關スル問題」ナル旨ヲ述ブルト共ニ七月二十四日ソノ解決案ノ大綱ヲ内訓セリ。

石井大使一行ハ八月二十二日華府ニ到着九月六日「ランシング」國務長官ト會談セルニ同長官ハ「現下吾人ノ努ム可キハ戰爭ニ全力ヲ盡スニアルガ故ニ日米懸案問題ハ總テ是ヲ戰後ニ解決スルコトト致度シ」ト述ベタルヲ以テ石井大使ヨリ「本使渡米ノ機會ニ於テ一、三重要ナル問題ニ付進デ貴官ヨリ談話アル可キ事ニ了解シ來タルノミナラズ本使亦此機會ニ腹蔵ナキ意見ノ交換ヲナシ出來得可クハ支那問題ニ關シ一種宣言書樣ノモノヲ議定シ之ヲ發表シ」度キ旨申出デタルニ長官モ之ヲ諒承シ折衝ニ入レルカ我方ハ中國ニ於ケル日本ノ特殊地位ヲ承認センコトヲ求メ長官ハ「天然ノ與ヘタル支那ニ於ケル日本ノ地位ハ最モ明瞭ナル處ニシテ此際之ヲ宣言ノ一項トナスニ及バザルベシ」トナシ更ニ九月二十二日「ランシング」長官ハ「米國ハ支那ニ於ケル日本ノ經濟的特殊利益ヲ認ムルニ躊躇セザルコト右承知ノ通ナルモ『パラマウント・インテレスト』ハ『オープン・ドアー』ト衝突スルモノナルガ故ニ之ヲ認ムル能ハズ」ト言ヒタルヲ以テ石井大使ハ「日本ハ其支那ニ有スル利益ハ『パラマウント』ナラザル可カラズトスルモノニアラズ『スペシヤル・インテレスト』ノ承認ニテ甘ンズルモノナリ。」「支那ノ内亂又ハ滅亡ハ他國ニ直接影響ナキモ日本ニハ死活ノ關係アリ。」「故ニ日本ハ支那ノ國防、治安一般ニ亙リ善政ヲ見ザレバ自國ノ防禦上安心スル能ハズ。故ニ支那ノ獨立ヲ傷ケザル範圍ニ於テ支那ニ行政改革ヲ勸告シ又教官ヲ供給シテ援助ヲ與フル等ノコトハ日本ノ當然認ムベキ義務ナリ」ト主張シ遂ニ國務長官ハ「日本政府ノ趣旨ハ能ク了解セリ」トナセリ。依ツテ公文ノ審議ニ入リ國務長官ヨリ案文提出アリ大要之ヲ承認セルガソノ際國務長官ハ石井大使ニ對シ本件公文ハ軈テ支那ニ對スル日本ノ「モンロー」主義ヲ承認スルモノニ等シク亞細亞ノ政局上重要ノ意義ヲ有スルモノト信ズル旨明言セリ。

十一月二日公文ハ交換ヲ見世上謂フ石井「ランシング」協定ナルモノ成立セルガソノ中ニ於テ「合衆國及ビ日本國兩政府ハ領土相近接スル國家ノ間ニハ特殊ノ關係ヲ生ズルコトヲ承認ス。從テ合衆國政府ハ日本國ガ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス。日本ハ所領ニ接壤セル地方ニ於テ殊ニ然リトス」トナシ又兩國政府ハ「毫モ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵害スルノ目的ヲ有スルモノニ非ルコトヲ聲明ス。且右兩國政府ハ常ニ支那ニ於テ所謂門戸開放又ハ商工業ニ對スル機會均等ノ主義ヲ支持スルコトヲ聲明」セリ。

要スルニ之ニヨリ我國ハ露英米等ノ各國ノ諒解ノ下ニ中國ノ保全ヲ確保シ得タルモノニシテ從ツテ韓國ヨリ南滿洲東部内蒙古ニ及ビ更ニ中國全般ト濃薄ノ差コソアレ完全ニ東亞保全政策ノ展開ヲ完了シ以テ國家ノ生存獨立ヲ維持シ得ルノ態勢ヲ形成セリ。然ルニ世界大戰ノ勃發ハ來ルベキ世界協調推進ノ端緒ヲ爲シ日本モ亦コノ世界協調ノ裡ニ國家ノ獨立國民ノ生活ヲ保障スルノ政策ヲ採ラザルベカラザルニ至レリ。

第三章　世界協調政策ノ推進ニヨル國民生活ノ確保

世界大戰參加

大正三年（一九一四年）六月二十八日墺太利國新領土タル「ボスニヤ」州「サラエボ」ニ於テ發生セル墺國皇儲夫妻ノ暗殺事件ハ所謂第一次世界大戰ノ導火線トナレルガ又同時ニコノ大戰ハ世界ニ於ケル國際的協調ヲ推進セシムルノ動因トナリタリ。墺洪國ハ本事件ヲ契機トシテ七月二十八日「セルビア」ニ對シテ宣戰セリ。之ヨリ先露國ハ墺洪國ノ對塞國行動ヲ控制スルノ目的ヲ以テ動員ヲ命ジ墺洪國亦露國ニ對シテ動員シタル爲列強ノ對立漸ク緊張ノ頂點ニアリタル歐州大陸ハ形勢頓ニ危急ヲ告グルニ至リタルヲ以テ英國ハ英獨佛伊四國間ノ會議ニヨリ時局ヲ平和ニ解決センコトヲ提議シタルモ成ラズ八月一日獨逸ハ露國ニ對シテ開戰ヲ宣シ翌二日露國亦對獨宣戰ヲ行ヘリ。他方獨逸亦七月三十一日以來佛獨國境ニ軍事行動ヲ行ヒ在佛大使ヲ召喚セル爲佛國モ亦動員ヲ行ヒ佛獨兩國モ交戰狀態ニ入レリ。次イデ英國ハ獨逸ガ白國ノ中立ニ關シ保障ヲ與フルコトヲ拒ミタル結果露佛側ニ立チテ對獨戰爭ニ參加スルニ至リ八月四日ヲ以テ獨逸ニ宣戰シタルニヨリ遂ニ獨墺對佛英ノ對戰ヲ見ルコトトナリ茲ニ英國ト同盟關係ニアリシ我國モ亦ソノ去就ヲ決セザルヲ得ザルニ至レリ。

大正三年八月三日在日「グリーン」英國大使加藤大臣ヲ訪問シ二日本國政府ヨリ接受セル趣ヲ以テ「『サー・エドワード・グレー』ハ日英條約ニ規定スル利益ガ渦中ニ投ゼラルル如キ事無カルベク且英政府ハ同條約規定ニ基キ日本政府ニ援助ヲ求ムルガ如キ事無カルベシト信ズ」ル旨ノ電報寫ヲ手交セルヲ以テ同大臣ハ「日英同盟ニシテ遂ニ其適用ヲ見ル必要生ゼサルハ幸ナルモ萬一其ノ適用ヲ要スル場合アラバ英國政府ノ請求ヲ待テ帝國政府ハ必要ナル手段ヲ執ルニ躊躇セザルベキニ付英國政府ノ態度決定次第成ルベク速ニ之ヲ承知致度」旨申述ベ置キタル處翌四日「英獨或ハ開戰スルニ至ルヤモ測ラレズ。而シテ右戰爭ガ極東ニモ波及シ從テ香港及威海衛ガ襲擊ヲ受クルコトアル場合ニハ英國政府ハ日本政府ノ援助ニ信頼ス」トノ本國政府來電ヲ大臣ニ送附シ來レリ。然ルニ又同四日英國側ハ我方ニ對シ「英國ハ日本國ノ援助ヲ求ムル必要ニ迫ラルルコトハ多分之レナカルベク又日本國ヲ今回ノ戰爭ニ引入ルルコトハ英國ノ避ケントスル所ナリ。往年日露戰爭中本大臣ハ現職ニアラザリシモ記憶スル所ニテハ當時佛國ハ露國艦隊ニ援助ヲ與ヘ居リタルニ付日本國ハ右ニ關シ英國ノ援助ヲ求ムルコトヲ得タルニ拘ラズ其之ヲ爲サザリシ寛大ナル精神ヲ酌ミ英國政府モ亦努メテ日本國ニ累ヲ及ボスコトヲ避クル考ナル」旨ヲ通報セリ。而シテ我

方ハ同日「帝國政府ハ厳正中立ノ態度ヲ確守シ得ベキコトヲ期待スルモ萬一英國ニシテ戰渦中ニ投ズルニ至リ日英協約ノ目的或ハ危殆ニ瀕スル等ノ場合ニ於テハ日本ハ協約上ノ義務トシテ必要ナル措置ヲ執ルニ至ルコトアルベシ」ト公表セリ。

其後八月七日ニ至リ英國側ヨリ「支那海ニ於テ英國戰艦ガ獨逸國船舶ヲ發見シ且ツ之ヲ撃破スルニハ尚多少ノ時日ヲ要スベキヲ以テ若シ出來得ベクンハ日本艦隊ニ於テ現ニ英國ノ貿易ヲ襲撃シツツアル獨逸武裝巡洋商船ヲ捜索シ且之ヲ撃破スルコトヲ必要トス」「右ハ勿論獨逸國ニ對スル交戰ヲ意味スルモノナリト雖モ英國政府ノ所見ニ依レバ實ニ避ケ難キモノナリトス」トノ申出デアリタルヲ以テ同大臣ハ「日英同盟ノ趣旨ニ基キ必要ノ場合ニ英國ニ援助ヲ與フルヲ拒マザルハ先日モ申述ベタル通リナレバ只今ノ御申出ニ對シテハ十分考慮ノ上英國政府ノ滿足ヲ得ル樣精々盡力致スベキモ只日本ノ援助ヲ獨逸假裝巡洋艦ニ對スル場合ノミニ限ルコトハ如何アランカト思ハルルガ兎ニ角研究ノ上御返事スベシ」ト答ヘタリ。

斯クテ同七日ノ臨時閣議ニ於テ我方ハ大體英國ノ申出ニ應ズルコトニ決定、翌八日之ヲ伏奏、同夜元老大臣ノ會議ヲ開キ對獨開戰ヲ決定セリ。而シテ翌九日加藤大臣ハ英國大使ニ對シ「支那海ニ於テ獨逸假裝巡洋艦ヲ捜索シ且之ヲ撃破スル目的ノ爲メニ帝國政府ガ其所屬軍艦ノ或ルモノヲ使用スルコトハ大使閣下ノ覺書中ニ記述セラレタル通リ疑モナク交戰行爲ニシテ獨逸國ニ對スル開戰ノ宣言ヲ必要トスルモノナリ。一旦交戰國トナリタル以上ハ日本ノ行動ハ單ニ敵國假裝巡洋艦ノ撃破ノミニ局限スルコト能ハズシテ必ズヤ日本ハ支那海ニ關スル限リ兩同盟國ニ共通ナル目的ヲ遂行スルガ爲メ卽チ東亞ニ於ケル日本及英國ノ利益ニ損害ヲ被ラシムベキ獨逸國ノ勞力ヲ破滅センガ爲メ成シ得ベキ一切ノ手段方法ヲ執ルコトヲ必要トスルニ至ルベシ」且「帝國政府ハ開戰ノ宣言中ニ聲明スルニ獨逸國ノ侵略行動ノ結果トシテ東亞ノ方面ニ於ケル一般ノ平和侵迫セラレ且其特殊利益ガ危殆ニ瀕スルニ至レリト認メ之ガ爲メ英國ハ日本ニ援助ヲ求メ而シテ日本ハ其請求ニ應ジタルコトヲ以テセント欲ス」ル旨ノ覺書ヲ手交セリ。之ニ對シ英國側ヨリハソノ「最憂フル處ハ東亞ノ戰爭ガ支那内部ノ擾亂ヲ誘致シ延イテハ東亞全般ノ騒擾トナリ英國貿易ニ大打撃ヲ及ボサザルカノ點ニアリ依テ英國政府ハ目下駐支英國公使及英國支那艦隊司令長官ノ意見ヲ徵シ居ルニ付英國政府ノ確答アル迄日本國政府ニ於テ軍事行動ヲ見合セラレ度ク尤モ日獨開戰ノ曉日本國ガ膠州灣ヲ陷レ戰後之ヲ領有スルトモ英國政府ニ於テ毫モ異議アル次第ニ非ザルニ付此ノ點ハ日本國政府ニ於テ誤解ナキコトヲ希望ス」ト述ベタリ。然ルニ東京ニ於テハ前記元老内閣會議等著シク世人ノ注目ヲ惹キ其ノ内容等ノ新聞紙上ニ揣摩スルモノ漸ク多クナリシカバ十日加藤大臣ハ再ビ英國大使ヲ招キ「帝國政府ニ於テハ最早其處決ニ對シ重大ナル變更ヲ加フルコト能ハザル立場ニ至リタルニ付英國政府ニ於テモ是非同意アリ度」キ旨申述ブルト共ニ英國側ノ危惧ノ全然杞憂ニ屬スルコトヲ書セル覺書ヲ手交セリ。一方同十日在英本邦大使ガ「グレー」外務大臣ニ面會シタルニ同大臣ハ加藤大臣ガ曩ニ在日英國大使ニ對シ英國政府ヨリ希望アラ

バ日本國ハ日英同盟協約ニ依リ英國ニ援助ヲ與フルニ躊躇セザルベシト述ベラレタルニ付武裝商船撃破ヲ依頼シタル次第ナル旨並ニ一旦開戰ノ場合ニハ日本側ニ於テ右制限ノ不可能ナルコト明ラカニシテ日本政府ノ所見ハ英國政府ノ克ク諒解スル處ナル旨並ニ在華英國公使ハ若シ中國ニ於テ陸上戰鬪起ラバ中國側ニ擾亂ヲ來シ英國ノ貿易破壞セラルベキ旨又英國支那艦隊司令官ヨリ英國商船ガ武裝獨逸船ニ襲ハレ居レリトハ事實ニ非ズシテ支那印度間ノ航路ハ目下ノ處安全ナル旨回答シ來リタル旨ヲ申述ベ文書ヲ以テ「支那ニ於ケル内政上ノ紛擾及商業上ノ攪亂ヲ避クルガ爲吾人ハ戰鬪行爲ヲ海上作戰詳言スレバ英國商船ノ保護ノミニ局限センコトヲ切望スルモノナリ」「若シ日本ガ獨逸ニ對シ開戰ノ宣言ヲ爲スニ於テハ日本ハ其ノ作戰行動ヲ海上ノミニ限定スルコトハ不可能ナルコトヲ了解セリ。余ハ此ノ見解ヲ諒トスルモ目下英國政府ハ極東ニ於ケル戰鬪行爲ガ上記ノ如ク局限セラルベキコトヲ信ジ且ナルベク長ク此ノ態度ヲ維持スルヲ願ハシキコトナリト思料スルモノナリ。仍テ英國政府ハ目下ノ處協約ニ基キ行動ヲ求ムルコトハ之ヲ斷念スベシ」ト通告スル所アリ。本邦公使ヨリ「然ラバ武裝獨逸船ニ對スル英國ノ依頼ハ取消サレタル次第ナリヤ」ト確メタルニ「然リ」ト答ヘタリ。

右英國政府ノ協力要求取消ニヨリ日本ノ參戰措置ハ一頓挫ヲ來シ日本政府ノ立場ハ最モ困難トナリ且此ノ事實外聞ニ洩ルルニ至ラバ同盟其ノモノニ對スル一般ノ感情ニ至大ノ惡影響ヲ及ボスニ至ルベキ憂アルヲ以テ英國政府ノ飜意ヲ申入レタル處英國側ニ於テハ上顯取消ノ理由ヲ繰返スト共ニ「在日本英國大使ヨリノ報告ニ依レバ在日本獨逸大使ハ日本政府ニ對スル脅嚇的言辭ヲ弄シタル趣左スレバ日本ノ利益ガ迫害セラレ居ル譯ナレバ日本國ガ之ヲ防禦センガ爲開戰スルノ已ムヲ得ザルハ本大臣ノ諒トスル所ニシテ日本國ガ日英同盟協約ニ依リ開戰スルコトニ異議ヲ入レザルベシ。但シ開戰宣言ノ形式ハ過日ノ日本政府案ニ依ラズ日英兩國政府ハ其東洋ニ於ケル特殊利益ノ危殆ニ瀕スルニ付熟議ヲ遂ゲタル上日英同盟協約ニ依リ各其利益ヲ保護センガ爲必要ノ措置ヲ執ルニ決シタリトノ意味ニセラレタキ」旨答ヘ且「自分ハ日本ノ眞意ハ毫モ疑ハザルモ世間ニ於テ或ハ日本國ハ此際領土侵略ノ野心アリト誤解スル者鮮カラザレバ戰鬪區域ヲ局限シ日本國ハ支那海ノ西及南並ニ太平洋ニ於テ戰鬪ニ出デザルコトヲ聲明セラレタキ」希望ヲ述ベタルニ付本邦大使ハ「日本國ガ領土侵略ノ意志ナキコト及其ノ軍事行動ヲ支那海ニ於ケル防衛保護ニ制限スベキコトハ既ニ加藤男爵ノ覺書ニテ明白ノ次第ナリ。併シ太平洋ニハ獨逸國軍艦ノ遊弋セルアリ南米北米ノ航路ニ從事スル日本商船ニシテ危險アラバ日本國ハ必要ノ措置ヲ出デザルベカラザルニ付強チニ戰鬪區域ヲ局限スルコト或ハ不可能ナル」旨答フル所アリタリ。本件ニ關シテハ翌十二日ニモ東京及倫敦ニ於テ英國側ヨリ申入アリ我方ヨリハ「戰地局限ノコトヲ布告中ニ聲明スルコトハ斷ジテ不可能ナリ」トノ回答ヲ繰返セリ。而シテ十三日「グレー」大臣ハ「英國政府ニ於テハ強ヒテ宣戰布告中ニ戰地局限ヲ記載セラルルヲ必要トスルモノニ非ズ要ハ如何ナル形式ヲ問ハズ戰地局限ニ關スル日本國政府ノ保障ヲ得バ足レリ」「本件ニ付テハ

日本國政府ヨリ英國政府ニ右保障ヲ與ヘラルル條件ニテ其申出ニ同意スル樣既ニ在日本英國大使ニ訓令セシムルコトトシタル」旨ヲ答ヘタルヲ以テ日本政府ハ愈々對獨開戰ヲ行フニ決シ右措置ニ先立チ八月十五日最後通牒ノ形式ヲ採レル勸告ヲ獨逸國政府ニ送レリ。右ニ於テ「帝國政府ハ現下ノ狀勢ニ於テ極東ノ和平ヲ紊亂スベキ源泉ヲ除去シ日英同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルノ措置ヲ講ズルハ該協約ノ目的トスル東亞ノ平和ヲ永遠ニ確保スルガ爲メニ極メテ緊要ノ事タルヲ思ヒ茲ニ誠意ヲ以テ獨逸國政府ヘ勸告スルニ同政府ニ於テ左記二項ヲ實行セムコトヲ以テス一、日本及支那海洋方面ヨリ獨逸國艦艇ヲ卽時ニ退去スルコト退去スルコト能ハザルモノハ其武裝ヲ解除スルコト二、獨逸帝國政府ハ膠州灣租借地全部ヲ支那國ニ還附スルノ目的ヲ以テ本年九月十五日ヲ限リ無償無條件ニテ帝國官憲ニ交附スルコト」ヲ表明セリ。尚「右勸告ニ對シ同月二十三日正午迄ニ無條件應諾ノ回答ヲ受領セザレバ帝國政府ハ其必要ト認ムル行動ヲ取ルベキ」コトヲ聲明セリ。且同日佛露米蘭ノ各國ニ對シ「日本帝國政府ハ參戰ニヨリ領土擴張其他利己的欲望ヲ遂ゲントスルモノニアラザル故」「何等誤解ナカランコト」ヲ説明シ又十八日大隈總理大臣ヨリ同趣旨ノ言説ヲ行ヘリ。

斯クノ如ク英國側ニ於テハ日本ノ軍事的行動ニ對シ地理的局限ヲ加ヘントスルノ義ニ關シ「日本ノ行動ハ支那海及其以西ノ亞細亞海並ニ東亞大陸ニ於ケル獨逸領地又ハ其占領地ニハ及ブベキモ太平洋上ノ島嶼又ハ領土ニハ及バザルベキ旨ヲ日本政府ニ於テ何等カノ形式ニテ聲明センコト」ヲ頻リニ申入レ來レル處我方ニ於テハ既ニ聲明セル如ク領土ノ擴張其ノ他ノ欲望ヲ遂グルノ意志ナク且本邦ト米國太平洋沿岸トヲ航行スル本邦商船數少ナカラザル事及ビ戰局ノ發展如何ニ依リテハ我ガ艦隊ガ太平洋方面ニ出動スルノ必要ヲ見ルベクモシ政府ニシテ地理的局限ノ聲明ヲナスガ如キ事アレバ英國政府ニ於テ日本ノ眞意ニ疑念ヲ挾ミ日本政府ニ壓迫ヲ加ヘタル結果ナリト解セラレ國民ノ對英感情ニモ影響スベキ懸念ナシトセザルモ英國政府ノ希望ヲモ斟酌シ上述ノ如ク關係各國政府ニ日本ノ意アル處ヲ通報スルト共ニ總理大臣ヨリ同趣旨ノ聲明ヲ發シ英國政府ノ希望ヲ滿足セシムルニ努メタリ。

然ルニ十七日英國政府ハ日本政府ト何等打合セスルコトナク日本海軍ノ行動ガ支那海以西ノ亞細亞海並ビニ東亞大陸ニ於ケル獨逸占領地ニ及ブベキモ日本船舶ノ航路保護ノ必要以外ニハ太平洋上ニ及バザルベキ旨ノ聲明ヲ發表シタルヲ以テ我方ニ於テハ之ニ抗議セル處英國側ハ二十三日「右聲明ガ兩國政府ノ了解ニ關スル原文ヲ表現スルモノナリト主張スルモノニアラズ且ツ亦此際吾人ガ何等カノ公表ヲ爲サザレバ米國其他ニ於ケル新聞紙ノ攻擊又ハ不慮ノ惡戲ヲ蒙ムル虞レ存在シタルヲ以テ右聲明ヲ爲シタルモノナルガ吾人ハ日本ノ見解ヲモ明瞭ニスル爲ニ日本總理大臣ノ演説ヲモ公表セリ」ト回答セリ。依テ日本政府ニ於テハ「今後必要ノ場合ハ帝國ノ軍事行動地理的局限ニ關シ日英兩國間ニハ何等約束シタルコトナキ旨」を通報セリ。

同八月二十三日獨國政府ハ十五日付我方ノ最後通牒ニ對シ「何等回答ヲ爲サザル」旨通報シ來リタルヲ以テ同日夕刻對獨宣戰ノ大詔煥發セラレタリ。斯クテ日本ハ所謂聯合國ノ一員トシテ其ノ軍事行動ニ協

力スル事トナレルガ之我國ガ開國以來採用シ來レル東亞政策ヲ止揚シ世界協調政策ノ推進ニ依リ國家ノ安全ト國民生活ノ確保トヲ庶幾セムトスル端ヲ開キタルモノナリ。

聯合國トノ協力作戰

對獨最後通牒ノ回答期限終了ト共ニ軍事行動ヲ開始セル日本陸海軍ハ先ヅ東亞海陸ニ於テ獨逸兵力ト戰鬪狀態ニ入レルガ山東省青島ニ據レル獨逸兵力ニ對シテハ九月二日以降陸軍ヲ揚陸セシメ十一月六日（モカ）之ヲ降伏セシメタリ。一方十月ニハ獨逸東洋艦隊殄滅ノ爲日英海軍間ニ協同作戰ノ協定成リ英國海軍ガ八月二十九日ヨリ九月二十四日ニ亙リ赤道以南ノ獨領南洋群島ヲ占領セルト相呼應シ日本海軍ニ於テモ十月三日「ヤルート」島ノ占領ヲ始メトシ同十九日迄ニ赤道以北ノ獨領島嶼ノ占領ヲ完了セリ。然ルニ歐州ニ於ケル英佛側對獨墺側ノ戰鬪ハ漸ク長期化スルト共ニソノ範圍モ擴大ヲ見ルニ至リタル處日本政府ニ於テハ曩ニ英國側ト大戰參加ニ關シ協議セル際戰鬪地域局限ニ關シテ英國側ノ要求セル聲明ヲ豫メ發出スルコトヲ拒絶セルモ右ハ唯將來ニ於ケル事態ノ發展ノ豫測シ難キニ基ケルニ過ギザリシカバ對獨戰爭ノ實施ニ當リテハ戰局ヲ專ラ東亞ノ海陸ニ限リ只管「極東ノ和平ヲ紊亂スベキ源泉ヲ除去シ」「東亞ノ平和ヲ永遠ニ確保スル」ヲ以テソノ戰鬪目的トシタリ。

然ルニ英佛側ニ於テハ其後我方ニ對シテ頻リニ陸海兩軍ノ歐州乃至地中海方面派遣ヲ要望シ來レリ。開戰後間モナク大正三年（一九一四年）八月末日露都ニ於テ露佛英間ニ日本軍隊ノ歐州派遣ニ關シ内談アリタル結果露國側ハ日本兵三個軍團ノ歐州派遣方ニ關シ日本政府ニ交渉スル樣英國政府ニ依賴スル所アリタルモ我方ハ之ニ對シ本件ハ主義上到底實行困難ナル旨申述置キタリ。又九月二日英國側ハ我方ニ對シ「日本ヨリ艦隊ヲ差當リ地中海ニ派遣セラレ追テ戰局ノ發展ニ伴ヒ同艦隊ヲ他ノ方面ニモ出動セシムルコトトセラレタキ希望」ノ開陳アリタルモ同九日我方ハ「帝國海軍ハ主トシテ外敵防禦ノ標準ニ基キ組織セラレタルモノナルヲ以テ遠ク外征ヲ企ツルニ足ルベキ強大ナル餘力ナ」キヲ理由トシテ之ヲ拒絶セリ。然ルニ青島ノ陷落ヲ機トシテ再ビ英國側ハ我方ニ陸海軍ノ出動ヲ求メ來リ十一月四日英國側ヨリ「青島ノ陷落ヲ機トシ派兵ノコト詮議アリ度」キ旨申入アリ更ニ七日「援兵ノ義若シ可能ナラバ英軍ト同樣佛國國境方面ニ於ケル戰鬪ノ主タル部分ニ參加スルコトト致シタ」キ旨申入レ來レリ。之ニ對シ我方ハ同十四日英國側ニ對シ「帝國軍隊ハ徵兵制度及國民皆兵主義ニ則リ組織セラレ其唯一ノ目的ハ國防ニ在ル」ガ故ト實際上ヨリ見テ不可能ナリトノ理由ヲ以テ英國政府ノ申出ヲ拒絶シタリ。又海軍ニ付テモ十一月四日及十五日「英國艦隊ニ協力シテ獨土艦隊ヲ封鎖スル爲『ダーダネルス』ニ一艦隊ヲ派遣スルコトニ同意セラレ度」キ旨申入レ來レルモ我方ハ日本海軍ハ主トシテ外敵防禦ノ標準ニ基キ組織セラレ且本邦艦隊ノ歐州方面派遣ハ本邦ノ國防ヲ毀損スルモノニシテ又我國艦隊主力ノ東洋留任ハ極東平和ノ缺クベカラザル保障ナルヲ述ベテ之亦拒絶スル所アリタリ。

其後大正五年（一九一六年）二月四日英國側ヨリ地中海ヘ驅逐艦數隻ノ派遣方ニ關シテ非公式ニ日本政府ノ意向問合セアリ更ニ同九日右ニ代ヘ新嘉坡方面ニ驅逐艦數隻ヲ又印度洋方面ニ巡洋艦數隻ヲ派遣アリ度キ旨申出デアリタルヲ以テ我方ニ於テハ同十六日之ニ關スル回答ヲ發シ「㈠濠洲『ニユージーランド』ニ於ケル日本移民排斥㈡濠洲政府ノ日英通商條約加盟拒絶㈢海峽殖民地ニ於ケル日本醫師ニ對スル制限ヲ解カザル事實等地方的感情又ハ利益ニ基ク措置ニ關シ濠洲其他ノ殖民地ニ就キ日本ニ滿足ヲ與ヘシムル樣致度」旨ヲ述ベタリ。其後敍上ノ諸案件ニ付累次ノ交渉アリタルモ解決ヲ見ルニ至ラザリシガ我方ハ「英國外務大臣ガ既ニ採リタル好意的態度ヲ諒トシ」三月三十日巡洋艦並ニ驅逐艦四隻ヲ新嘉坡方面ニ派遣セリ。更ニ同年十一月下旬本野外務大臣ソノ任ニ當ルヤ露國政府ヨリ重砲數百門ノ供給申出アリ又翌大正六年一月十一日ニハ英國政府ヨリ地中海遣艦方要求アリタルヲ以テ我方ハ「與國ニ對シ軍需品ノ供給財政上ノ便宜其他出來得ル限リノ援助ヲ與ヘ我ガ誠意ヲ表證シ帝國ニ對スル其感情ヲ良好ナラシムルト同時ニ戰爭ノ效果ヲ大ニシ其ノ終局ヲ速カナラシムルニ努ムル」ニ決シ二月初旬巡洋艦一隻及驅逐艦八隻ヨリ成ル水雷戰隊一隊ヲ派遣シ又五月ニハ英國側ヨリ「可成多數ノ日本驅逐艦ヲ歐洲海面ニ急派方」再三申越シ來リタルヲ以テ我方ハ驅逐艦四隻ヲ增派セリ。其他帝國ハ大正三年（一九一四年）九月五日英佛露間ニ成立セル單獨不講和ニ關スル倫敦宣言加入勸誘ニ應ジテ翌大正四年（一九一五年）十月十九日之ニ加盟シ物心兩方面ニ於テ可能ナル限リ歐洲戰爭ノ終結ニ協力スル所アリタリ。而シテソノ最大ナルモノノ一ニ所謂西比利亞出兵問題アリ。

西比利亞出兵

一九一七年（大正六年）十一月露國内ニ革命起リテヨリ同國ノ形勢急轉シ國ヲ擧ゲテ獨墺側ノ籠蓋ニ委セラレントスルニ至ルヤ英佛等ニ於テハ日本軍若クハ日米聯合軍ヲ骨子トスル聯合國軍隊ヲ以テ西比利亞方面ヘ出動シ獨墺勢力ヲ打破セントスルノ意圖ヲ生ズルニ至レリ。一方米國政府亦斯クノ如キ極東ノ事態ト之ニ關スル日本ノ意嚮ニ關シテ深甚ナル關心ヲ拂フ所アリシガ特ニ同年末「ウイルソン」大統領ハ本邦大使ニ對シ「獨逸ガ露國ヲ收メテ其ノ帝國主義ヲ益々東方ニ擴張スルニ於テハ米國ニ取リ由々敷大事ナルニ付益々日米ノ提携ヲ固メテ之ニ對抗スルノ策ヲ講ゼザルベカラズト信ズ」ル旨開陳アリソノ後モ西比利亞問題ニ付日米間ニ意見ノ交換アリタリ。然ルニ西比利亞ニ對スル我國出兵ノ問題ハ佛國側ノ熱心ナル提案ニヨリ遂ニ英佛伊ノ協議トナリソノ決定ニ基キテ英國政府ハ大正七年（一九一八年）三月十一日日本ニ對シ西比利亞鐵道占領ノ爲出兵センコトヲ懇請セル覺書ヲ提出シ「中歐諸國ハ西比利亞ニ於ケル糧食物資並浦鹽ニ蓄積セル軍需品等ヲ不日壟斷セムト務メ居ルニ付之ヲシテ中歐諸國ノ手中ニ歸セシメザル樣妨止ヲ爲スコト緊要ナリ。此目的ヲ以テ聯合國ノ干渉ヲ要スル處右干渉ハ西比利亞鐵道ヲ成ルベク「チエリアビンスク」迄少クトモ「オムスク」迄占領スルコトトセザルベカラズ。而シテ日本ハ地理上ノ關係ニ基キ獨リ克ク之ヲ遂行シ得ルノ地位ニ在リ」トノ理由ヲ述ベ

タリ。之ニ關シ米國側ハ三月七日我國政府ニ覺書ヲ提出シ「西比利亞ノ現狀並之ガ救濟策ニ關シ憂慮シ且最愼重ナル考慮ヲ加ヘツツアリ該地方諸州ノ現ニ陷リタル無政府狀態ノ危險甚シキコト及同地方ニ對シ獨逸侵略ノ危機切迫セルコトヲ認識シタ」ルモ「如何セン卒直ノ至情ニ動カサレ本干涉ハ果シテ得策ナルベキヤ否ヤ最疑ハシク思考セラル」トナシ又「右ハ日本ガ露國ノ同盟國トシテ露國ノ利益ノ爲メニシ獨逸ニ反抗シテ其ノ安全ヲ計ル外何等他意ナク之ガ仕末ハ專ラ最終平和會議ノ決裁ニ委スル旨ノ明確ナル聲明ヲ日本政府ニ於テ與ヘラルベシト信ズ」ル趣旨ヲ申入レ來レリ。依ツテ我方ニ於テハ三月十九日米國政府ニ對シ「今次聯合列強政府ガ西比利亞ニ於ケル獨逸ノ奸惡ナル活動ヲ阻止セムガ爲提議セル干涉案ハ毫モ帝國政府ノ希望又ハ發議ニ胚胎シタルモノニ非ザルコト」並「如何ナル場合タルヲ問ハズ帝國政府ガ露國領土内ニ於テ執ルコトアルベキ行動ハ何等侵略ノ意圖又ハ傾向ヲ有セザルハ勿論」ナル旨ヲ記載セル覺書ヲ送レリ。又英佛ニ於テモ本件ニ關シテハ米國側ノ同意ノ重要ナル所以ヲ知悉シ英國ヨリ干涉スル所アリタルモ容易ニ同意スル模樣ナカリキ。

然ルニ四月二十八日米國國務長官ハ新任石井大使ニ對シ「日本ガ露領沿海州地方ニ優越成ル地位ヲ占ムルノ自衛上必要ナルハ明瞭ナルコトナリ」トナシ「今後西比利亞出兵ノ必要起リタル場合ニ於テ日本ハ其ノ大部隊ノ外ニ米國ノ一部隊ヲ送ルニ對シ反對アルベキヤ」ト尋ヌル所アリ我方ヨリ時局ノ發展如何ニヨリ聯合與國ヨリ其ノ軍隊ヲ參加セシメ度キ意思ヲ表明シ來ル場合ニハ右ニ就キ考量スルニ異議ヲ有セザルベキ旨應答セリ。一方英佛伊三國ニ於テハ先ヅ日本政府ノ意嚮ヲ問合スニ決シ六月七日英國ヨリ三國政府ノ名ニ於テ「日本帝國政府ハ他ノ交戰與國ノ軍事上ノ事態ガ許ス程度ニ於ケル援助ヲ得テ西比利亞ニ於テ共同行動ヲ執ルノ覺悟アリヤ否ヤ」ヲ問合セ來リタルヲ以テ我方ニ於テハ愼重審議ノ結果六月二十四日英國側ニ對シ「三國政府及合衆國政府間ニ完全ナル協調ノ成立セザル以前ニ決意ヲ表明セムコト德義上當ニ留保スベキ境遇ニ在ルヲ三國政府ニ於テ諒察セラレムコト」ヲ回答セリ。然ル處之ト前後シ六月二十一日英國「ロイド・ジョージ」首相ハ我大使ニ對シ「『チエツク・スロヴアツク』軍ガ西比利亞鐵道一帶ヲ占領シ居ル今日コソ正ニ出兵ノ好機會」ナルヲ以テ「迅速出兵ヲ見ルニ至ラムコトヲ切望」スル旨申入レ來レリ。

抑々歐州大戰前墺國内ニアリシ「チエツク・スロヴアツク」人ハ屢々墺太利ノ羈絆ヲ脱セント試ミ來リシガ、大戰勃發シ露墺干戈ヲ交フルニ當リ同民族ノ露國人ト戰フヲ欲セズ或ハ露軍ニ投降シ或ハ露國ニ逃入セシ者約二十萬ニ達シ、ソノ一半ハ西比利亞ニ入リ浦鹽斯德ニモ一萬二三千ヲ算セシ處、ソノ大部分ハ同地ヨリ海路西部戰場ニ赴キテ聯合國軍ニ合セント企圖シタルモ、ソノ浦鹽斯德ニ在リタル者ノ外多クハ露國勞農政府ノ壓迫ニヨリ卽過激派軍ニヨリ浦鹽斯德方面ヘノ進出ヲ阻止セラレ東西ノ聯絡ヲ斷タレタルヲ以テ在浦鹽斯德同軍ハ同地方過激派ヲ討伐シ「イルクーツク」以西ニ在ル同軍ト連絡ヲ付ケンガ爲西方ニ向ハントシ聯合國ニ援助ヲ求メ來レリ。之ニ關シ七月八日米國國務長官ハ在米石井大使ニ對シ「今ヤ米國ニ於ケル『チエツク・スロ

ヴアツク』ニ對スル同情ハ勢力アル國論トナリ此ノ際彼等ヲ見殺シニセザルコトハ人道ノ命ズル所ナルノミナラズ國論ノ要求スル所ナルヲ以テ米國政府ハ所謂西比利亞干涉問題ニ付テハ未ダ其決定ヲ見ルノ運ビニ至ラザルモ先以テ大至急『チエツク・スロヴアツク』救援ノ方法ヲ執ラムトス。彼等ノ欲スルハ兵器彈藥ノ供給ニアル處」「急場ノ用トシテ此ノ際日本ヨリ供給セラレムコトヲ切望ス」トナシ且ツ「西比利亞干涉ノ意味ニハアラザルモ『チエツク・スロヴアツク』ヲシテ浦鹽ヨリ漸次西部西比利亞ニ進ミ其ノ同胞ヲ救濟セシムル爲浦鹽ニ若干ノ守備隊ヲ置ク必要アルベ」ク「右實行ニ關シテハ露國人ノ思惑ニ顧ミ日米同數ノ陸軍ヲ送リ同時ニ軍隊派遣ノ目的ハ『チエツク・スロヴアツク』救援ニアルガ故ニ目的達成次第政治的又ハ軍事的ニ露國ノ主權ヲ害スルコトナクシテ直ニ撤兵スベキ旨ノ日米宣言ヲ發スルヲ得策ト思考ス」ルモ「米國軍隊ノ派遣ニハ多少時日ヲ要スベキニヨリ先以テ日本ヨリ至急軍隊ヲ派遣サレムコトヲ希望ス」ル旨ヲ申述ベタリ。之ニ對シ我方ハ七月十七日石井大使ニ命ジ「帝國政府ハ右米國政府ノ提議中浦鹽派兵ノ事ニ欣然同意ヲ表」スル旨ヲ回答スルト共ニ兵數制限問題、宣言案ニ關シ兩國間ニ折衝アリタル後八月二日出兵宣言ヲ發シ「合衆國政府ノ提議ニ應ジテ其ノ友好ニ酬ヒ且今次ノ派兵ニ於テ聯合列強ニ對シ歩武ヲ齊ウシテ履信ノ實ヲ擧グル爲速ニ軍旅ヲ整備シ先ヅ之ヲ浦鹽ニ發遣セムトス」ル旨ヲ闡明シ同五日派兵ヲ開始セリ。

其後我方ノ西比利亞派遣兵員ハ露領沿海州、黑龍州、後貝加爾州ノ三州ニ亙リ又北滿方面ヲモ合セ一時非戰鬪員共七萬二千餘ニ達セル爲、日米間ニ兵數問題等ニテ折衝アリソノ間大正七年（一九一八年）十一月聯合國ト獨墺側トノ間ニ休戰条約成立シ又日本政府ノ西比利亞出兵當時ノ主要目的タル「チエツク」軍救援ノ目的モ略々達成セラレ同地方ノ情勢モ亦改善セラレタルヲ以テ米國政府ノ所見ヲモ參酌シテ在西比利亞兵力ノ削減ヲ決定シコノ旨十二月末米國政府ニモ通告スル所アリタリ。

然ルニ其後巴里講和會議ニ於テ在西比利亞「チエツク」軍ヲ速ニ歸國セシムルコトニ決定シ同軍ハ歐露戰線ヲ棄テテ浦鹽方面ニ引揚グルニ至リ英佛伊軍モ亦漸次西比利亞ヨリ撤退スルコトトナリタルヲ以テコノ爲歐露ニ於ケル過激派軍ノ勢力ヲ增大シ西比利亞ニ迫ルノ結果トナリ從來聯合與國ノ支持セシ「オムスク」軍ハ大正八年七月ヨリ退却ヲ始メ十一月十三日ニハ「オムスク」ハ過激派軍ノ手中ニ陷リタル爲我方ニ於テハ新事態ニ卽應スル目的ヲ以テ「多少ノ增援ヲ加ヘ以テ現狀ヲ維持」セントスルノ意向ヲ米國側ニ傳ヘタリ。其後十二月十八日「オムスク」政府ヨリモ日本兵ノ增遣方懇請シ來リタルモ米國側ヨリハ回答ヲ見ルコトナク大正八年ヲ終レリ。

斯ク我方ハ米國側ノ回答ヲ待チツツアリタル際大正九年一月八日ニ至リ在浦鹽米國軍司令官ハ我方司令官ニ對シ「米國軍隊ヲ西比利亞ヨリ撤退スベキ旨陸軍中央當局ヨリ命令」アリタル旨ヲ通報シ一月十日ヨリ撤退ヲ開始シ二月中旬ニハ全部浦鹽ヲ引揚グベキ旨ヲ申述ベタリ。我方ニ於テハコノ通報ニ接シ不取敢東京ニ於テ米國大使ニ對シ、「本件ノ如キ決定ヲ見ルニ付テハ假令協議ト迄ハ行カズトモ少クトモ前以テ

何等カノ打合ヲ遂ゲラルベキ筋合」ナル旨申入レタルガ翌九日米國側ヨリハ米軍西比利亞派遣ノ主要目的ハ終了シ且ツ「十分有力ナル增兵ヲ爲シ且反過激派ト協戮シテ攻勢ニ出ヅルハ同政府ニ取リテハ實行不可能ナルモノナルコトニ意見ヲ同ジクス」ル旨ノ覺書ヲ手交シタリ。之ニ對シ我方ハ翌十日米國側ニ對シ「此ノ最終決定ニ到達セラルルニ先立チ何故ニ日本政府ニ協議セラレザリシヤ」ヲ問ヒタルニ米國側ハソノ間ノ事情ヲ陳辨スルト共ニ「日本政府ニ協議ノ手續ヲ執ラザリシコトハ」「深ク遺憾トス」ル旨國務長官ヨリ申述ブル所アリタリ。

米軍ノ撤退ハ大正九年四月一日ヲ以テ完了之ト相前後シ在西比利亞「チェツク」軍ハ大正八年十一月ヨリ逐次撤退ヲ開始シ九年九月二日全部ノ送還ヲ了シタルヲ以テ我方ハ今後ノ方針ニ關シ聲明ヲナスノ必要ヲ認メ三月三十一日政府聲明ヲ發シ「極東西比利亞ノ政情ハ直ニ鮮滿地方ノ情況ニ波及スルノミナラズ西比利亞地方ニ於ケル多數ノ居留民ハ其ノ生命財産ノ安全ヲ期スル能ハザルノ實情ニ在リ是レ帝國ガ遽カニ撤兵ヲ決行スル能ハザル所以」ナル旨ヲ明ラカニセリ。

然ルニ之ト前後シ大正九年（一九二〇年）三月十三日ヨリ五月ニカケ露領「ニコライエフスク」ニ於テ三百八十三名ノ我居留民ト三百五十一名ノ帝國軍人ガ過激派軍ノ殺戮ニ遭ヘル爲我救援軍ハ解氷ト共ニ進發シ六月三日尼港ヲ占領セリ。一方六月ニハ後貝加爾方面ヨリ「チエツク」軍ガ撤退ヲ完了セルヲ以テ日本政府ニ於テハ七月三日コノ間ニ處スル方針ヲ公表シ後貝加爾方面ヨリ撤兵ト尼港事件ニ關シ「將來正當政府樹立セラレ本事件ノ滿足ナル解決ヲ見ルニ至ル迄薩哈嗹州内ニ於テ必要ト認ムル地點ヲ占領スベ」キ旨ヲ宣言セリ。其後本件出兵事件ハ米國政府及華府會議ニ於テ採リ上グル所アリシガ大正十一年（一九二二年）六月二十四日十月末迄ニ沿海州ヨリノ撤兵決定ヲ宣言同七月十四日ニハ九月末迄ニ樺太島對岸地方ヨリノ撤兵決定ヲ公表シ斯クテ薩哈嗹派遣軍ハ九月二十七日樺太島對岸地方ヨリ、十月二十五日沿海州方面ヨリノ撤退ヲ完了スルコトトナレリ。尚北樺太占領軍ハ後大正十四年（一九二五年）一月二十日ノ日蘇基本條約ニ依リ同年五月十五日迄ニ完全ニ撤退スルコトヲ約セリ。

「ヴエルサイユ」會議及國際聯盟參加
――人種的差別待遇撤廢問題――

第一次歐洲大戰ヲ終了セシメタル最モ重要ナル條約タル對獨平和條約並議定書ノ調印ハ一九一九年（大正八年）一月十二日ヨリ開始セラレタル「ヴエルサイユ」會議ニ於テ六月二十八日行ハレタリ。之ニヨリ我國ハ英米佛伊ト共ニ「主タル同盟及聯合國」ノ一トシテノ地位ヲ認メラレ本條約ノ成立ト共ニ發足セル國際聯盟ニ於ケル常任理事國タルノ地位ヲ占ムルコトトナリタルガ又之ト共ニ山東省ニ於テ並ニ之ニ關シ中國ガ獨逸ニ與ヘタル一切ノ權利、權原及特權ヲ讓渡サレ且太平洋ニ於ケル赤道以北ノ舊獨逸領諸島ノ委任統治國トナレリ。

而シテ「ヴエルサイユ」會議ニ於テ日本ノ積極的ニ行動セシハ卽チ人種的差別待遇撤廢問題ナリトス。同會議ニ出席セル我國全權ハ豫テヨリノ政府ノ訓令ニ基キ國際聯盟ニ關スル具體的提案ノ成立ヲ見ント

スルヤ大正八年（一九一九年）一月下旬ヨリ英米ト内交渉ヲ開始シ二月四日「ハウス」大佐ニ對シ聯盟規約中ニ挿入スベキ案トシテ「各國民均等ノ主義ハ聯盟ノ基本的綱領ナルニ依リ締約國ハ其ノ領域内ニ在ル外國人ニ附與スベキ待遇及權利ニ關シテハ法律上並事實上何人ニ達シテモ人種或ハ國籍如何ニ依リ差別ヲ設ケザルコトヲ約ス」ナル甲案ヲ提出セルニ大佐ハ言下ニ反對シタルヲ以テ更ニ甲案ノ中部ヲ改メテ「締約國ハ各自其ノ領域ニ於ケル外國人ニ對シ法律上並事實上正當權力内ニ於テ爲シ得ル限リ均等ノ待遇及權利ヲ與ヘ」トナセル乙案ヲ提示セルニ大佐ハ私見トシテ贊意ヲ表シタルガ更ニ翌五日大佐ハ、「ウイルソン」大統領ト協議ノ結果右案文中「正當權力内ニ於テ爲シ得ル限リ」トアルヲ「成ル可ク速ニ且ツ出來得ル限リ」ト大統領自身改竄ヲ加ヘ之ヲ國際聯盟規約中ニ挿入スルコトヲ大統領提案トスベキコトニ異存ナシト言明シタル旨ヲ語レリ。然ルニ英國側ニ於テハ「ドミニオン」ノ反對強キ爲我方ノ提案ニ應ゼザル事明ラカトナレリ。

依ツテ我方ニ於テハ成否ヲ別トシテ我ガ主張ヲ宣明スルコトトシ、前記大統領トノ協定案ニ修正ヲ加ヘタル上二月十三日國際聯盟委員會ニ於テ國際聯盟案第二十一條宗教自由ノ規定ノ次ニ「各國民均等ノ主義ハ國際聯盟ノ基本的綱領ナルニ依リ締約國ハ成ルベク速ニ聯盟員タル國家ニ於ケル一切ノ外國人ニ對シ如何ナル點ニ付テモ均等公正ノ待遇ヲ與ヘ人種或ハ國籍如何ニ依リ法律上或ハ事實上何等差別ヲ設ケザルコトヲ約ス」ノ一項ヲ加ヘンコトヲ提議セリ。之ニ對シ英佛白三國ハ反對ノ意ヲ表シ希臘ハ尚早ナリトナセルガ中國、「ブラジル」、「ルーマニア」及「チエツク・スロヴアツク」四國ハ贊意ヲ表シタル爲ヲ以テ第二十一條ヲ削除スルノ案議長タル英國委員ヨリ提出セラレ、多數之ニ贊セル爲我提案ハ採用セラルルニ至ラズ翌二月十四日聯合與國總會議ニ於テ「ウイルソン」大統領ヨリ宗教及人種問題ニ關スル規定ヲ削除セル第一回修正國際聯盟案提出セラレタリ。

其後我方ハ英國自治領側ト折衝セルモ特ニ濠洲ノ強硬ナル反對アリシ爲交渉進捗セズ依ツテ我方ハ規約前文中ニ「國際聯盟加入國民ハ總テ平等ナルノ主義ヲ是認シ」ナル文句ヲ掲載スルノ形式ニ改メタルモ濠洲側ノ容ルル所トナラズコノ種内交渉亦成功ヲ見ザリキ。然レドモ我方ハ四月十一日最終國際聯盟委員會ニ於テ規約前文ノ討議ニ入ルヲ待チ「各國民ノ平等及其ノ所屬各人ニ對スル公正待遇ノ主義ヲ是認シ」ノ一句ヲ前文中ニ挿入センコトヲ提議セル處英國先ヅ之ニ反對シ議長「ウイルソン」大統領贊否ヲ求メタルニ佛、伊、希、華、「セルビア」、葡、「チエツク・スロヴアツク」之ニ贊シ、英、米、波、伯及羅ノ五國之ニ反對シ全會一致ヲ見ザリシヲ以テ不成立トナレリ。依ツテ我方ニ於テハ四月二十八日聯合與國總會議ニ於テ「日本政府及人民ハ永年不斷ノ不滿ヲ解決セムコトヲ目的トシ深甚ナル國民的確信ニ基ケル公平ナル主義ノ主張ガ委員會ニ於テ採納セラレザリシコトニ對シテハ頗ル遺憾トスル處」ナル旨ヲ表明シテ一應交渉ヲ打切ルコトトセリ。

日英協約ノ廢棄ト四國條約ノ成立

世界大戰トソレニ伴フ講和會議ニ於ケル諸條約ノ成立就中國際聯盟

ノ成立ハ世界ニ於ケル國際協調思想ト政策トヲ急速ニ推進セシメタルガ更ニ此ノ國際協調ノ具現ニ劃期的貢獻ヲ齎セルハ大正十年（一九二一年）十一月十二日ヨリ翌年二月六日迄華盛頓ニ於テ開催セラレタル英、米、佛、伊、白、華、蘭、葡及日本ノ九國代表ニ依ル所謂華盛頓會議ナリ。我國ハ本會議ニ參加シソノ成功ニ協力スルコトニ依リソノ世界協調政策ヲ推進セシメタルガ反面ヨリ見レバコレ卽チ從來ニ於ケル東亞保全政策ヲ止揚シテ世界的協調ニ於テ自國ノ安全ヲ確保セントシタルモノナリ。卽チ太平洋ノ島嶼ニ關スル四國條約ニ依リテ第三回日英同盟協約ヲ止揚セシメ海軍軍備制限ニ關スル條約ヲ以テ從來ノ自國軍備ニ依ル國土並東亞防衛策ヲ放棄セントシ最後ニ中華民國ニ關スル九國條約ヲ以テ所謂石井「ランシング」協定ヲ廢棄セルコト之ナリ。

先ヅ第三回日英同盟協約ニ付テハ大正十年（一九二一年）七月十三日ヲ以テ滿十箇年ノ期間經過スルコトトナリタルヲ以テ之ガ更新ニ關シ大正九年五月以降日英同盟國間ニ折衝ヲ見來リタルカ問題ハ其後成立セル國際聯盟規約トノ調和ソノ一ナリ。本問題ニ關シテハ大正九年七月八日附ヲ以テ本同盟ノ繼續ヲ見ル場合ニハ聯盟規約ト兩立スル形式ニ於テ爲サルベキヲ通告シ更ニ翌十年七月七日協約ハ聯盟規約ト矛盾セザル範圍内ニ於テ有效ニ存續スベキヲ夫々共同通告スルコトニ依リ解決セリ。問題ノ二ハ英國側自治領及米國側輿論トノ關係ニシテ一九二一年（大正十年）六月英帝國會議ハ對米親交ノ增進ヲ以テ英國外交ノ第一義トナシ同時ニ在華英國權益保障ノ爲對日親善ノ維持ヲモ必要ナリト爲シタリ。依ツテ英國政府ハ七月初旬日米華三國ニ對シ太平洋及極東問題ニ關スル會議ヲ招請スルノ方針ヲ提議スル所アリタリ。他方米國政府亦七月十一日軍備制限並太平洋及極東問題ヲ討議スル爲會議ヲ米國ニ開催センコトヲ提議シ來レリ。

我方ニ於テハ同盟協約ノ存續ヲ希望スルモ四圍ノ情勢ニ鑑ミ太平洋ニ關スル日英米三國協商ノ締結ヲ以テ日英同盟ニ代フルハ最モ機宜ノ處置ト思考シ大正十年十一月十二日ヨリ開催セラレタル華盛頓會議ニ於テ日英米三國協商案ニ關シ商議シ其後本協定ヲ太平洋ニ於ケル島嶼ニ限定シ且當事國ヲ日英米佛ノ四國トナシ大正十年（一九二一年）十二月十三日之ガ調印ヲ見タリ。之ニヨリ「締約國ハ互ニ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スベキコトヲ約」シ且日英協約ヲ終了セシメタリ。

海軍軍備制限條約ノ成立

華府會議ノ主要議題ハ卽チ海軍軍備制限ニ關スル條約ノ締結ニシテ之ニ關聯シテ一切ノ極東問題ノ討議ヲ行フコトトナレルナリ。會議ハ十一月十二日開催セラレタルガ同日第一回總會議ノ席上米國全權ハ大統領ノ開會ノ辭ニ次ギ軍備制限問題先議ノ必要ト理由トヲ述ベ且「實行中若ハ既定ノ主力艦建造計畫ハ全部之ヲ抛棄スベキコト」「老齡艦ノ或ルモノヲ廢棄スルコトニ依リ更ニ縮小ヲ行フコト」「一般ニ關係列強ノ現在海軍力ニ考慮ヲ加フベキコト」「主力艦ノ噸數ヲ以テ海軍力測定ノ標準トナシ一定ノ補助艦艇ノ勢力ヲ之ニ比例シテ割當ツベキコト」ノ四箇ノ一般原則ヲ擧ゲ、米英日三國主力艦ノ勢力ヲ左ノ如クシ且「十

年ヲ下ラザル期間主力艦ノ建造ヲ停止スルノ提議ヲ爲」シタリ。

米國　十八隻　五十萬六百五十噸
英國　二十二隻　六十萬四千四百五十噸
日本　十隻　二十九萬九千七百噸

コレ所謂主力艦ニ關シ米英日五・五・三ノ比率ヲ維持セントスル提案ナルガ我方ハ之ニ對シ十五日全權ヨリ聲明ヲ行ヒ「日本ハ米國ノ提案ヲ促シタル高遠ノ理想ニ共鳴セザルヲ得ズ故ニ日本ハ右提案ヲ主義上受諾シ敢然海軍軍備ノ大々的削減ニ着手スルノ用意アリ凡ソ一國民ハ自國ノ安泰ニ必要ナル軍備ヲ保有セザルベカラザルハ一般ニ容認セラルル所ナルベシ」「右ノ必要ニ鑑ミ日本ハ各艦種ノ代艦噸數ノ基調ニ關シテ些少ノ修正案ヲ提出スルコトアルベキ」旨ヲ明ラカニシ翌十六日日米兩國ノ勢力比率ヲ最小限度十對七トシ陸奥、安藝ノ兩鑑ヲ復活シ航空母艦ハ他國ト同等タルベキコトノ三箇ノ修正意見ヲ提出セリ。而シテ七割必要論ノ由來ニ付テハ「我海軍ノ多年研究ニ基キ帝國議會ニ於テモ同様ノ趣旨ニテ應答シ且我國民モ希望スル所タ」ル旨ヲ説明セルモ英米兩國ノ容ルル所トナラザリキ。

依ツテ我方ニ於テハ太平洋防備問題ニ關スル諒解ニ付英米ノ注意ヲ喚起スル所アリ十二月十二日英米ニ對シ我方ハ「比率問題ニ關シテハ日本政府ハ十、十、七ノ比ヲ以テ國家安全ノ維持上必要ナリト認ム」ルモ「大局ヨリ見交讓ノ精神ヲ以テ」「主力艦隊ノ噸數ニ於テ十對六ノ比ヲ承認セムト欲ス。然レドモ同時ニ太平洋ニ於ケル要塞及根據地ノ現狀維持ニ就テ明瞭ナル了解ヲ得ムコトヲ希望」セリ。此ノ防備問題ニ關シテハ米ハ布哇、英ハ濠洲及「ニユージーランド」ヲ除外シテソノ現狀維持ニ贊シ陸奥復活問題亦我方ガ事實上完成セルモノナル旨ヲ主張シ攝津ヲ廢棄シテ之ニ代フルコトトシ英米夫々ソノ代償ヲ決定シテ海軍比率問題ハ解決ヲ見タリ。其後太平洋區劃案ニ關シ三國間ニ折衝アリタル後大正十一年（一九二二年）二月六日日英米佛伊五國間ニ海軍軍備制限ニ關スル條約ノ調印ヲ了セリ。之ニヨリ我國ハ主力艦、航空母艦共ニ英米ニ對シ六割ノ比率ヲ維持スルコトトナレリ。

中華民國ニ關スル九國條約ノ成立ト石井「ランシング」協定ノ廢棄

華府會議ニ於ル主要議題ノ一ハ極東問題ナリシガ十一月十二日米國全權ヨリ早クモ本問題ノ重要性ニ付意見ノ開陳アリ同十六日ヨリ太平洋及極東問題總委員會開催セラレ本問題ノ討議ニ入レリ。中華民國ニ關スル問題ニ付テハ十六ニ上ル問題討議セラレ八箇ノ決議案並二箇ノ條約ノ成立ヲ見タルガソノ中最モ重要ナルモノハ大正十一年（一九二二年）二月六日日英米佛伊白蘭葡及華ノ九國間ニ調印ヲ見タル中華民國ニ關スル九國條約之ナリ。

十一月十六日ノ太平洋及極東問題總委員會ニ於テ中華民國代表ヨリ極東問題ノ基準タルベキ原則ヲ提言ストナシテ中華民國ノ領土的保全並政治的及行政的獨立ノ尊重、商工業ニ關シ全土ニ亙ル門戸開放、機會均等主義ノ適用等十箇條ヲ擧ゲタルガ之ニ關シ各國ヨリ意見ノ開陳アリタル後中華民國問題ニ關シ一ノ決議案ヲ採擇スルニ決シ「ルート」

米國全權之ガ起草ニ當リ所謂「ルート」決議案ノ成立ヲ見タリ。該決議案ハ中華民國ノ主權、獨立及領土的並行政的保全ノ尊重、有力ニシテ基礎鞏固ナル中華民國政府ノ完成支持、中華民國全土ニ亙ル商工業上ノ機會均等主義ノ樹立、及他國民ノ權利ヲ損傷スルノ虞アル特權若ハ特別ノ利益ヲ現下ノ事態ニ乘ジ取得セザルコト等ノ四箇條ノ趣旨ヲ含ムモノニシテ中華民國ヲ除ク八箇國間ニテ可決セラレタルモノナリ。中華民國ニ關スル九國條約ハコノ「ルート」四原則ヲ骨子トセルモノニシテコノ條約ニヨリ從來個々ノ取極ニヨリ約定セラレ來レル中華民國ノ獨立、領土的及行政的保全ノ尊重、商工業ノ機會均等主義ノ樹立ハ一ノ國際的約定ニ發展セルモノト言ヒ得ベク且各國ノ中華民國ニ於ケル利益範圍、勢力範圍ニ適用セラレ居リタル機會均等主義ハ中華民國全土ニ及ブコトトナレルナリ。

依ツテ大正十一年五月四日米國側ハ曩ニ締結セル石井「ランシング」協定存廢ノ件ニ關シ我方ノ意向ヲ照合シ來リタルヲ以テ我方ニ於テハ愼重考慮ヲ加ヘタルガ本協定ノ目的ノ一タル兩國國交ヲ傷害スベキ世上ノ風説ヲ掃拭スルコトハ既ニソノ效ヲ收メタルモノト認ムベク又ソノ目的ノ一タル中華民國ニ於ケル我國ノ特殊利益確保ニ付テハ九國條約ニ友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルヲ差控フベキ約定アリ、且大正九年十月成立セル對華新借款團ノ組織ニ關シ、英米佛ノ各國政府ガ滿蒙地方ニ於ケル我國ノ特殊緊切ノ利害關係ヲ承認シタルヲ以テ必ズシモ本協定ヲ存續セシムルヲ要セズトノ決定ニ達セリ。依ツテ我方ニ於テハ米國ニ對シ「若シ米國政府ニ於テ之ヲ望ムニ於テハ本件交換文書ヲ廢棄スルニ欣然同意セムトスルモノナル」旨回答シ大正十二年一月二日米國側ソノ廢棄希望ヲ開陳シ來リタルヲ以テ同四月十六日日米兩國同時ニ石井「ランシング」交換公文ノ廢棄ヲ公表セリ。

不戰條約ノ締結

一九二七年（昭和二年）六月時ノ「ブリアン」佛國外相ヨリ米國ニ對シ所謂不戰條約ノ提案アリ其後米佛間ニ於テ本件ニ關シ折衝アリタルガ翌一九二八年四月十三日米國政府ハ日英佛伊獨ノ五國ニ對シ所謂多邊的不戰條約ノ締結ヲ提案シ來レリ。其後本條約ノ慫慂ハ白、波、「チエツク・スロヴアツク」、濠、「ニユージーランド」、南阿、加、愛蘭及印度ヲモ包含シ關係國政府ヨリノ受諾的回答ノ出揃フヲ待チテ一九二八年（昭和三年）八月二十七日十五國及自治領政府間ニ巴里ニ於テ調印ヲ見タリ。調印終了ト共ニ米國側ヲ通ジ四十八箇國ニ又佛國ヲ通シ露國ニ對シテ加入ニ關スル招請ヲ行ヘリ。本條約ニ於テ締約國ハソノ各自ノ人民ノ名ニ於テ國際間ノ紛爭解決ノ爲ニ戰爭ニ訴フルノ非ナルコト並ニ相互間ニ於テ國策遂行ノ手段トシテ戰爭ヲ行ハザルコトヲ約定シタリ。

本戰爭抛棄ニ關スル條約ハ翌一九二九年（昭和四年）七月二十四日十五ノ原署名國及三十一ノ加入國間ニ效力ヲ發生セルガ我國ハ條約文中「人民ノ名ニ於テ」ナル字句ガ日本憲法ノ條章ヨリ見テ不都合ナリトテ日本ニ關スル限リソノ適用ナキヲ宣言セリ。又米國ハ既ニ「ケロツグ」國務長官ヨリ米國ノ不戰條約案ニハ自衛權ヲ制限シ若ハ毀損ス

ベキ何物モ存セザル旨ノ解釋ヲ明ラカニナシ居レルガ我國亦昭和四年（一九二九年）六月二十八日田中外務大臣談ニ於テ「戰爭ヲ抛棄スルト云フモ國家ノ存立ハ犧牲ニスルコトハ出來ヌ、從ツテ本條約ハ國家ノ自衛權ヲ否認スルモノデハナイコト」ニ就キ「特ニ愼重ナル考慮ヲ加ヘ」且前年五月二十六日附ヲ以テ米國政府ニ發セル回答中ニモ「米國提案ノ條約ハ獨立國家ニ對シ自衛ノ權利ヲ拒否スルモノ」ニ非ズト了解スルコトヲ開陳セル旨明ラカニナシ居レリ。

倫敦海軍條約ノ締結

昭和二年（一九二七年）二月十日米國政府ハ日英佛伊四國ニ對シ海軍制限ニ關スル新提案ヲ試ムルアリ日英兩國ノ賛成スル所トナリテ同六月二十日ヨリ「ジユネーヴ」ニ於テ日英米三國間ニ海軍補助艦艇ノ制限ニ關スル會議開催セラレタルモ巡洋艦ノ制限方式ニ關シ英米意見ヲ異ニシ會議ハ八月四日事實上閉會トナレリ。

此ノ補助艦艇ノ制限ニ關シ英米兩國間ニ於テハ一應ノ豫備的交渉アリタル後昭和四年（一九二九年）十月七日英國政府ヨリ日米佛伊四國政府ニ巡洋艦他主力艦等各種艦艇ニ對スル討議ヲ行ハン爲倫敦ニ五國會議ヲ開催センコトヲ提議シ各國ノ同意ヲ得タルヲ以テ翌昭和五年（一九三〇年）一月二十一日ヨリ開會セラレタリ。我方ニ於テハ本海軍會議ニ對シテハ攻擊ニハ不十分防備ニハ十分ナル程度ノ軍備ヲ要求スルノ方針ヲ決定之ニ臨ミタルガ最大ノ難關ハ日米間ニ於ケル補助艦問題ナリキ。卽チ二月五日米國側ハ補助艦ニ對シテモ對米六割ノ比率ヲ維持スル案ヲ提示シ來リタルヲ以テ我方ハ之ヲ不滿トシ同十二日甲級巡洋艦對米七割、補助艦總括同七割及潛水艦ニ付我現有勢力ヲ基礎トスル對案ヲ米國側ニ提示セリ。之ニ對シ米國側ハ甲級巡洋艦對米六割、乙級巡洋艦及驅逐艦同六割五分、潛水艦日米均等ヲ骨子トスル第二案ヲ示シ來レリ。コノ案ヲ繞リ日米間ニ折衝アリタル後米國側ハ三月十五日第三案ヲ提示シ甲級巡洋艦對米六割強、潛水艦日米均等、補助艦合計對米七割弱ニ相當スル兵力量ヲ割當テントセリ。我方ニ於テハ甲級巡洋艦ニ關シ對米七割ヲ固執スル國内事情アリシモ遂ニ米國案ヲ受諾スルニ決シ四月二日英米兩國ニコノ旨ヲ通報セリ。斯クテ四月二十二日五國間ニ海軍軍備ノ制限及縮少ニ關スル條約ノ成立ヲ見タリ。本條約ノ骨子トスル所ハ一九三六年十二月三十一日迄ニ於ケル日英米三國ノ補助艦艇ノ保有量ヲ定メタルコトニシテ卽チ左ノ如シ。

	甲級巡洋艦	乙級巡洋艦	驅逐艦	潛水艦
米國	一八〇、〇〇〇噸	一四三、五〇〇噸	一五〇、〇〇〇噸	五二、七〇〇噸
英國	一四六、八〇〇噸	一九二、二〇〇噸	一五〇、〇〇〇噸	五二、七〇〇噸
日本	一〇八、四〇〇噸	一〇〇、四五〇噸	一〇五、五〇〇噸	五二、七〇〇噸

此ノ倫敦海軍條約ノ調印ハ世界大戰以來發展シ來レル國際協調ノ極點ヲ示スト共ニ又我國ノ世界協調政策ノ絶頂ニ達セルコトヲ示スモノナリ。卽チ本條約ノ締結ニ關シテ海軍部内及國内ノ一部ヨリハ猛然タル反對ヲ示シ來リ同年十一月十四日時ノ濱口首相ハ兇漢ノ狙擊スル所トナリ又翌昭和六年（一九三一年）三月ニハ陸軍ノ一部ヲ中心トスル「クーデタ」未遂事件ヲ惹起セシメ遂ニ九月ニハ所謂滿洲事變ノ勃發

ヲ見ルニ至レルナリ。コレ「ヴエルサイユ」會議以來引續ク一連ノ世界平和推進ノ諸會議ニモ拘ラズ又我國ガ執レモ是等諸會議ニ欣然參加シ來リタルニモ拘ラズ我國ノ情勢ハ内外共ニ政治的經濟的ニ不安ノ昂揚セラルルヲ見ルノミナルヲ以テ此ノ倫敦會議ニ於テ之ヲ指摘セントスル國民一部ノ不滿ガ醸生湧出シソノ堰ヲ切リタルモノト思考セラル。

第四章　世界協調ヘノ失望ト東亞ヘノ復歸

日本ノ宿命的課題

近代日本ノ宿命的課題ノ一ハソノ置カレタル環境ナリ。東亞ノ一角ニ取殘サレ封建的雰圍氣ノ裡ニ眠リ來レル日本ガ突如トシテ著シク進歩セル歐米諸國ト接觸シタル際自己保全ノ本能ハ勢ヒ富國強兵ノ途ヲ辿ラザルヲ得ザリシハ既ニ縷述セル通リナリ。

而シテ其ノ宿命的課題ノ二ハ國土ノ狹小ナルコトナリ。國土ノ狹小トハ單ニ人口ニ比シテソノ領域面積ノ狹隘ナルノミヲ言フニ非ズシテ國民ノ生存ニ必要ナル物資ヲ考慮シ國民ノ生産業ニ供給スベキ資源ヲ計量シテ國土ヲ觀察シタル上斷定ヲ下サザルベカラズ。然ル時ハ先ヅ左ニ見ル如ク單ニ一平方哩ノ面積ニ對スル人口ニ於テモ米國ノ十二倍ニシテ世界有數ナルノミナラズ可耕地面積一平方哩ニ對スル人口ニ於テハ實ニ米國ノ二十四倍ニシテ世界第一位ナルヲ見ルナリ。

	一平方哩當り人口	可耕地一平方哩當り人口
白耳義	七〇二	一七九三
和蘭	六二七	二、二三三
大「ブリテン」	四六八	五九六
日本本土	四二七	二、四二八
獨逸	三六六	五七八
伊太利	三五八	四七七
佛蘭西	一九二	二九四
米國	三六	一〇〇

（一九三六年版英國王立國際問題調査所「資源ト植民地」所載）

又國民ノ生存上及産業上缺クベカラザル資源中最モ主要ナルモノノミヲ取リテ見ルモ左ノ如ク日本ガ壓倒的ニ資源ニ貧弱ナルヲ知リ得ベクタトヒ人口數ヲ以テ補正スルモ尚日本ノ場合米英蘇等ノ各國ニ比シ比較シ得ザル程資源ニ惠マレ居ラザルヲ見ルナリ。

（世界總生産額ニ對スル百分率）

	大英帝國	米國	蘇聯	日本（鮮、臺ヲ含ム）
鐵鑛（一九二五—九年）	九・三	三九・三	二・八	〇・三
銅（一九二五—九年）	六・二	四九・五	一・四	四・二
「ボーキサイト」（一九二五—九年）	二・二	二〇・〇	—	〇
石炭（一九二五—九年）	二三・三	四三・九	二・四	二・七
石油（一九二五—九年）	一・六	六八・九	六・二	〇・一
金（一九二五—九年）	六九・八	一一・六	四・一（?）	二・六
銀（一九二五—九年）	一五・九	二四・〇	〇・二	一・八
護謨（一九二五—九年）	五九・三	〇	〇	〇

棉花（一九二五―九年）	一八・九	五七・四	三・七	〇・五
羊毛（一九二五―九年）	四六・七	一〇・三	一〇・二	〇
小麥（一九三三―四年）	―	一一・〇	三一・〇	―

（國際聯盟統計年鑑其他ニ據ル）

斯ク狹隘ニシテ資源ニ惠マレザル國土ニ尨大ナル人口ヲ擁スル我國ニトリ宿命的課題ノ三ハソノ人口增加率ノ大ナルコトナリ。我國ノ人口增加率ノ大ナルハ世界ニ有名ナル所ナルガ更ニ次第ニソノ增加率ヲ高メツツアル點ヲ注目セザルベカラズ。卽チ明治維新前ニ於テハ人口ハ社會的風習等ニヨリテ略々靜止狀態ニアリタルガ明治以後急激ニ上昇線ヲ辿リ明治五年（一八七二年）三千三百萬ナリシ日本內地人口ハ二十六年後ノ明治三十一年（一八九八年）ニハ四千四百萬近クニ達シ更ニソレヨリ二十五年後ノ大正十二年（一九二三年）ニハ六千萬ヲ突破シ明治初年ノ二倍トナレリ。而シテソノ增加率モ明治二十七年ノ日清戰爭頃迄ハ千人ニ付七人前後ナリシガ日清戰爭頃ヨリ上昇シ始メ昭和初年頃ニハ千人ニ付十四五人ノ高率ヲ示スニ至レリ。斯クテ一年ノ增加人口百萬ノ聲ハ我國朝野ヲシテ切實ニ人口問題ノ重大性ヲ痛感セシムルニ至リタルガ加フルニ世界大戰後ノ世界的不況ノ波ハ漸ク我國ノ歐洲大戰景氣ヲ一掃シ國內外ノ不況ハ愈々人口問題ヲ鋭敏ニ感ゼシメタリ。而シテ切實ナル人口問題ノ解決策トシテハ海外移民及工業ノ發達ニ依ル過剩人口ノ吸收ノ二アリ。海外移民ニハ我國民ノ來住ヲ許容スル所ナカルベカラズ。國家ノ工業化ニハ資源乏シク狹隘ナル我國トシテハ海外ニ資源ヲ仰ギ又之ニ販路ヲ開拓セザルベカラズ。

日本移民ノ排斥

移民ニヨリテ人口問題ノ解決ヲ計ラントスルハ不可能ナリト說クモノアルモ亦人口問題解決ノ一助タルハ誤ナカルベシ。明治十五年（一八八二年）頃ヨリ我國人ノ米國ニ向ツテ移住ヲ行フモノ漸ク多ク明治三十年（一八九七年）頃ニハ年約三千ヲ數ヘシガ明治三十三年（一九〇〇年）米國ガ布哇諸島ヲ併合シテ以來同島來住日本勞働者ノ米大陸ヘノ轉航者モ漸ク增加シ現ニ同年ノ渡米者ハ一萬二千餘ニ上リタル爲米國ニ於テハ漸ク排日運動ノ熾烈ナルヲ見ルニ至レリ。ソノ表面化セルモノハ卽チ桑港ニ於ケル日本學童隔離ノ問題ナリ。之ヲ機トシテ日米兩國政府間ニ日本移民ノ渡航制限ニ關スル交涉アリシガ明治三十九年（一九〇六年）十二月二十八日米國側ヨリハ日米相互移民禁止協約締結ニ關シ申入アリタリ。コレニ對シ我方ニ於テハ加州ニ日本勞働者ノ增加スルハ布哇ヨリノ轉航ニ由來スルモノトナシ布哇ヨリ米大陸ニ日本勞働者ノ轉航セザル樣措置アリタキ旨慫慂スル所アリタルガ明治四十年（一九〇七年）二月二十日右條項ノ成立ヲ見タリ。又學童差別待遇問題解決ト睨合セ日本政府ニ於テハ米國側ノ申入ニ對應シ「現在定着農夫卽チ收穫物ニ利益又ハ配分ヲ有スル農夫ヲ除キ一切ノ熟練又ハ不熟練勞働者ニ對シテハ米國大陸旅行券ヲ發給セズ」ト通告セリ。

然ルニ其後モ日本勞働者ノ米國ニ流入スルモノ絕エザル趣ヲ以テ米國側ヨリ我方ニ對シ申入アリソノ結果明治四十年（一九〇七年）十一月二十六日附ノ米側覺書ニ對スル十二月三十一日附回答ヲ以テ「日本

政府ハ再渡航者及米國本土在留者ノ父母妻子ヲ除クノ外一切ノ勞働者ニ對シ米國本土行旅券ノ發給ヲ爲サザルベ」ク且「右ノ除外例トシテ定着農夫ニ對シテハ旅券ヲ發給ス」ルコト等ヲ骨子トスル覺書ヲ手交セリ。其後明治四十四年（一九一一年）日米通商航海條約締結ノ際移民問題ニ關シテモ一二形式上ノ交渉アリタルガ大正二年（一九一三年）ニ至リ加洲（ママ）ニ於テ八月十日ヨリ實施セラレタル外國人土地法ニヨリ米國法ニ據リ米國市民タルコトヲ得ザル外國人ハ該外國人ノ本國ト米國トノ間ニ締結セラレタル條約ノ規定ノ範圍内ニ於テノミ不動産及之ニ關スル權利ヲ取得保有使用及讓渡スルコトヲ得ルコトニナリ日本人ハ米國歸化法上歸化スルコトヲ得ザル爲事實上日本人ノ土地取得ヲ禁止スルコトトナレリ。一方明治四十年（一九〇七年）制定ノ米國移民法ヲ改正スルノ目的ヲ以テ幾多ノ改正案ガ米國議會ニ提出サレタルガ何レモ不成立ニ終レル處大正六年（一九一七年）五月一日ヨリ施行セラルルコトトナレル新移民法案ノ成立セントスルニ際シテハ米國歸化能力ノ有無ニ依リ入國ノ許否ヲ決定スルノ原則樹立セラレントシタルヲ以テ日本政府ニ於テハ極力コノ原則ノ削除ニ付努力スル所アリソノ結果此原則ヲシテ日本ヲ除外シタル亞細亞禁止地域ノ設定ニ代ラシムルコトニ成功シ主義上不當ナル差別待遇規定ヲ除却シ得タリ。

然ルニ大正八年（一九一九年）ニ至リ一時小康ヲ得來リシ加州ノ排日熱再燃シソノ主タル問題ハ所謂寫眞結婚ニ依ル日本婦人ノ渡米ニアリタルヲ以テ我方ニ於テハ進ンデ之ヲ禁止スルコトニ決シ十二月八日米國側ニコノ旨通告シ同十三日之二關スル覺書ヲ手交セリ。然ルニ加州排日論者ハソノ運動ヲ繼續シ遂ニ大正九年（一九二〇年）十一月九日（十二カ）加州土地法ヲ法律トナシ之ニヨリ不動産又ハ不動産上ノ利益ニ關スル限リ歸化權ナキ本邦人ヲシテ如何ナル方法卽チ所有權ハ勿論借地權ノ取得ヲモ爲シ得ザラシメタリ。コノ種土地法ハ後他州ニモ及ビ三年間ニ十州ヲ數フルニ至レリ。而シテ大正十二年（一九二三年）十二月五日米國下院ニ提出セラレタル移民制限法案ハ歸化不能外國人中例外トシテ入國ヲ許可セラルル移民ニ關スル條項アリタルヲ以テ我方ニ於テハ歸化能力ヲ標準トスル差別的條項ヲ設クルコトニ對シ米國側ニ申入ルル所アリタリ。之ニ關シテハ米國上下兩院ニ於テ迂餘曲折アリ又我在米埴原大使ヨリ之ニ關シテ提出セル書翰ニ「重大ナル結果」トアルハ「覆面ノ威嚇」ナリトノ論難アリ結局歸化不能外國人入國禁止條項ヲ含ム移民法案成立ヲ見五月六日（二六カ）大統領ノ署名ヲ了セリ。之ニ關シ我方ハ五月三十一日抗議文ヲ米國政府ニ提出セルガソノ中ニ於テ「凡ソ國際間ノ差別待遇ガ其ノ形式又ハ事項ノ如何ヲ問ハズ」「正義公平ノ原則ニ背反スルコトハ敢テ言説ヲ要セズ」「殊ニ人種ニ因ル差別待遇ハ不快ノ念ヲ一層深カラシム」ルモノニシテ「日本人以外ノ亞細亞人種ハ從來ノ諸法律ニ依リテ入國ヲ禁止セラルルモノナルヲ以テ前顯新移民法中ノ人種的區別ハ其ノ實質ニ於テ日本人ノ入國禁止ヲ目的トスルモノト思推セラル」「日本人ハ到底米國ノ生活及理想ニ同化スルモノニ非ズトノ説ハ從來米國ニ於テ此種ノ差別的措置ヲ辯護セムガ爲ニ屢々唱ヘラレタル所ナルモ」「約二十年間米國ノ若干諸州ニ於テ日本人ガ法律上並事實上蒙リ來レルガ如キ冷酷ナル差別待遇ノ下ニ於テ

ハ同化力ノ自然的發達ノ阻害セラルベキハ當然ナリ」ト述ベタリ。

次ニ加奈陀ニ於テハ既ニ一九〇〇年歐洲語ヲ解スルノ如何ニ依リテ移民ノ入國ヲ制限セントシタルコトアリ。當方ヨリハ之ニ關シテ「苟クモ歐洲語タル以上ハ加奈陀ニ於テ通ゼザルベキコト日本語ト同樣ナル露國語ニテモ希臘語ニテモ若クハ土耳古語ニテモ可ナリトイフガ如キハ畢竟歐洲語ナル範圍ヲ假リテ日本臣民ノ移入ヲ拒絶スルニ外ナラズ」ト抗議セリ。結局我方ハ自發的ニ移民ノ制限ヲ行フコトトナリ一九〇七年（明治四十年）所謂「ルミユー」協定成立セリ。本協定ハ後一九二三年（大正十二年）及一九二八年（昭和三年）改訂ヲ見タルガソノ骨子ハ妻子ヲ含ミ加奈陀移民ハ一ケ年百五十名ヲ越エザルコトトナリ且ソレニモ二三ノ制限ヲ設ケタリ。又加奈陀ニ於テハソノ在住日本人ノ最モ多數ヲ擁スル「ブリテイツシユ・コロンビア」州ガ最モ多ク日本人ニ關係アル法律ヲ制定シ一八九五年ノ州議會選擧法改正ニヨリ之ニ闘スル權利ヲ喪ヒ、一八九八年ノ漁業規則改正ニヨリ外國人ニシテ漁業ニ從事セントスルモノハ許可スルヲ要ストセラレ、一九〇〇年ノ酒類販賣免許條例改正ニヨリコノ種免許ヲ取得シ得ザルコトトナリ又同時ニ行ハレタル勞働規則條令ノ公布ニ依リ歐洲ノアル一國語ニテ印刷セル勞働規則ヲ讀解シ得ザルモノハ州ノ特許ヲ得タル事業、卽チ鐵道、橋梁、電信、電話線ノ建設、港灣ノ改修業ニ雇傭セラルルヲ禁ズル等ノコトアリ。從ツテ百五十名ノ制限モ戰前ハ殆ンド入國ヲ希望スルモノ稀ナリキ。

第三ニ濠洲ニ於テハ十九世紀中葉激增スル華人勞働者ノ入國ヲ拒否シ暫クニシテ一部ニ日本人ノ入國ヲ禁止セントセル州アリ事實上ハ語學試驗ニヨリテ之ヲ行ヒ來リシガ一九〇一年濠洲聯邦移住制限法ニヨリ「歐洲語ヲ以テ語數五十箇ノ章句ヲ書取リ且ツ署名スル能ハザル者」ヲ禁止移民トセリ。我方ニ於テハ之ニ關シ抗議スル所アリタルモ後一九〇五年（明治三十八年）ノ日濠紳士協定ニヨリ日本政府ハ一般旅行者、學生、貿易商、木曜島及西「オーストラリア」「ブルーム」地方ニテ眞珠貝採取ニ從事スル者ニ限リ旅券ヲ下附シ濠洲政府ハ之ニ對シ移住制限法所定ノ試驗ヲ行ハズ且十二ヶ月ヲ期限トシテ滯留ヲ許サルルコトトナリ更ニ一九一六年（大正五年）ニ至リ右期間ノ延長ヲナシ得ルコトトナレリ。然レドモ所謂白濠主義ノ行ハルル濠洲大陸ハ畢竟日本人ノ安住スル所ニ非ザルハ上述セル諸法規ノ物語リ居ル所ナルベシ。更ニ濠洲ハ世界大戰後自己ノ委任統治トナリタル「ニユーギニア」ニ對シテモソノ移住制限法ヲ適用セントシ遂ニ一九二〇年國際聯盟ノ承認ヲ得タリ。

最後ニ「ニユージーランド」ニ於テハ日本トノ關係ハ稀薄ナリシモ華人ノ排斥ハ早クモ一八八二年ノ法律トナリテ之ヲ制限セリ。然ルニ世界大戰後「ニユージーランド」ハソノ委任統治ヲ託セラレタル西部「サモア」ニ日華兩國人ノ移住スルヲ拒絶スルニ至レリ。從ツテ日本移民亦極メテ僅少ニシテ一九二六年（大正十五年）ニ五十人、一九三六年（昭和十一年）ニ二百人ヲ算スルニ過ギズ。

斯クテ本邦人ノ自然的ナル移住目的地ハ悉ク閉鎖セラルルコトトナリ僅カニ遙カニ伯國ガ日本移民ヲ迎ヘタルモ其後是亦制限ヲ加ヘント

シ斯クテ木邦人ハ勢ヒ移住ナル見地ヨリスルモ從來生活環境上本邦人ニハ不適當ナリト考ヘラレタル滿洲方面ヲ改メテ顧ザルヲ得ザルニ至レルナリ。

工業化ノ停滯

人口問題ノ解決ニ付移民ニ大ナル期待ヲナシ得ズトセバ殘サレタル途ハ一國ノ工業化アルノミナリ。事實我國ハ日清戰爭、日露戰爭及歐洲大戰ヲ夫々發展ノ契機トシツツ著シキ工業化ノ途ヲ進ミ來リ過剩ナル人口ヲ吸收シ來レリ。而シテ資源乏シク市場狹隘ナル我國ニアリテハソノ資源ト製品ノ捌口ヲ一ニ海外ニ仰ガザルベカラズ。卽チ人ノ輸出ニ代フルニ物ノ輸出ヲ以テ人口問題ノ解決ヲ見ントスルモノナリ。

而シテ先ヅ資源ノ取得ニ付テ見ルニ國際間ニソノ取得ニ關シテ直接的ナル制限ヲ附スル國ハ稀ニシテ滿洲事變前ニアリテハ英帝國ガ馬來聯邦及「ジヨホール」ヨリ輸出セラルル錫鑛ニ付テ海峽植民地、英本國又ハ濠洲ニ向ケラレザルモノニ付禁止的輸出稅ヲ課シ居レル他、佛及葡國ガ夫々植民地ノ輸出品ニ差別待遇ヲシタル以外多ク見受ケラレズ。而シテ原料ノ取得ニ付最モ制限ヲ受クルハソノ支拂方法ニアリ、換言スレバ製品ノ輸出及自國海運業等ニ依ル外貨ノ取得如何ニアリト言フモ誤リナカルベク卽チ製品ノ市場ノ問題ト表裏ヲナスモノナリ。

世界大戰後ノ世界經濟界ガ不況ヲ續ケ來リタル原因ニ付テハ茲ニ敢ヘテ説クヲ要セザルモ右ガ我國經濟界ニ影響ヲ及ボセル面ニ付テハ説明スルヲ要スベシ。世界大戰後世界ハ政治的ニハ國際聯盟ノ發達、軍縮ノ實現、不戰條約ノ締結等ニ依リテ協調的關係ヲ推進セシメタル如キモ經濟的ニハ各ソノ國内的不況打開ノ爲國家主義的政策ヲ強化シソノ國際經濟ニ現ハルル處卽チ通商貿易ヲ障碍セシムルニ至レリ。之ヲ政治的方面トノ關聯ニ於テ觀察セバ經濟的不況ニ惱ミタルガ故ニ一連ノ軍縮會議ガ成功シ又不戰條約モ締結セラレタルナルベク反面ヨリ見レバ戰後ノ政治的協力ハ經濟的基礎ヲ缺キ居リタルモノト言ヒ得ベシ。更ニ斯カル政治的世界的協力ノ基礎薄弱ナルハ愈々各國ヲシテ經濟的國家主義ヲ推進セシムルノ因子トナレルナリ。

今各國生産力ノ減退ヲ見ルニ左ノ如シ。（一九二九年ヲ一〇〇トス）

	大「ブリテン」	米國	日本	獨逸	伊國
一九二九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三〇年	九二・三	八〇・七	九四・八	八五・九	九一・九
一九三一年	八三・八	六八・一	九一・六	六七・六	七七・六
一九三二年	八三・五	五三・八	九七・八	五三・三	六六・九

又七十五ケ國ノ國際貿易指數ヲ見ルニ左ノ如シ。

	數量	價格
一九二九年	一〇〇	一〇〇
一九三〇年	九三	八一
一九三一年	八六	五七・九
一九三二年	七四	三九・二

（國際聯盟統計月報ニ據ル。）

之ヲ見ルニ、滿洲事變ノ勃發セル一九三一年ハ各國國内生産ハソノ

最低點ニ近ク國際貿易ニ於テハ前途逆睹スベカラザル下向線ヲ辿リツツアリシ年ナリシヲ見ルベシ。我國ハ斯クノ如キ國際經濟ノ中ニアリテ貿易ニ依リ人口問題ヲ解決セザルベカラザリシナリ。

具體的ニ斯クノ如キ國際經濟不振ノ原因ヲ見ルニ先ヅ各國ハソノ關稅政策ニ於テ或ハ伸縮關稅ヲ課シ或ハ所謂救濟關稅ヲ課スル等從來ニ見ラレザリシ形式ト目的ニ關稅ヲ使用シ又世界ノ各植民地帝國ニ於ケル本國ト植民地間ノ特惠關係ノ設定アリ。或ハ英帝國ノ特惠主義ハ世界戰後着々トシテ實施セラレ一九二二年米國關稅委員會ノ觀察ニ依レバ五十五ノ英植民地中二十六ガ何等カノ意義ノ帝國間ノ特惠政策ヲ採用セリト言ハレ斯カル傾向ハヤガテ一九三二年ノ「オタワ」協定トナリ世界ヲ擧ゲテ所謂「ブロック」經濟ニ赴ク一動因ヲナセリ。或ハ佛蘭西ニ於テモ母國ト植民地トノ貿易關係ハ極メテ密接ニシテ一九二八年ノ植民地關稅法ニ於テハ印度支那以下ノ植民地ト母國ハ自由貿易ヲ謳歌シ或ハ和蘭ニ於テハ一八八六年來植民地トノ關係ニ於テ何等特惠的ナル取極ナキヲ誇リ居レルモ漸ク之ヲ改ムルニ至レリ。而シテ日本商品ニトリ特有ナルハ中國各地ニ見ラルル如キ日貨排斥運動アリ次第ニ市場ノ狹隘化ヲ感ズルコトトナレリ。之ヲ貿易額ニ付テ見ルニ左ノ如シ。

	五ケ年平均	輸出	輸入	總額
大正 三—大正 七年	一、三七一・三	九八二・四	二、三五三・七	
大正 八—〃 一二年	一、七九三・〇	二、一八七・二	三、九八〇・二	
大正一三—昭和 三年	二、一四七・七	二、五六五・四	四、七一三・一	
昭和 四—〃 八年	一、七〇一・九	一、七九九・六	三、五〇一・五	

而シテ大正十三年（一九二五年）ニハ輸出入總額約四十三億圓ニシテ六億五千萬圓足ラズノ入超ヲ見ル等年々ノ入超額モ多額ニ上リ之ト共ニ昭和五年（一九三〇年）ノ金輸出解禁前ニ於テハ爲替ノ下落モ甚シク大正十三年ニハ平價五十弗ガ三十八弗半ニ低落スルアリ更ニ昭和四年（一九二九年）ニハ米國ニ於ケル大恐慌ニ端ヲ發スル世界恐慌ノ波ニ洗ハレ翌五年（一九三〇年）行ヘル金輸出解禁モ金ノ流出ハ止マル所ヲ知ラズ我國金本位制ヲ危ウシ國民ノ危惧ヲ增加スルニ過ギザリキ。斯クテ我國經濟ハ世界經濟ナル靱帶ヲ設定スルヲ得ズ世界經濟亦前途暗澹タルモノナリシカバ我國ノ經濟的不安及ソレニ伴フ政治的社會的不安ハ年ト共ニ深刻トナルニ至レルガ此ノ間ノ消息ヲ一二ノ諸指標ハ次ノ如ク示シ居レリ。

昭和	工業生産	計畫資本	企業利潤	卸賣物價	輸出貿易	國民所得	勞働爭議	小作爭議
元	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二	九六・四	九二・八	一〇六・〇	九四・九	九七・五	九三・一	九五・四	七四・六
三	一〇二・四	八八・七	九七・〇	九五・五	九六・二	九一・五	八一・〇	六七・八
四	一一〇・二	六二・一	九四・〇	九二・九	一〇四・七	九二・一	一二・七	八八・五
五	八五・二	二七・二	六一・〇	七六・五	七一・七	八五・一	一八一・七	九〇・一
六	七三・九	三三・二	六六・〇	六四・七	五五・七	六九・七	一九四・九	一二四・三

國際經濟ヲ再建セントスルノ試ミハ世界各國ニ於テモ努力セラレソノ結果或ハ國際聯盟ノ活動トナリ、或ハ一九二七年ノ世界經濟會議トナリ、或ハ一九三〇年及三一年ノ關稅休戰會議トナリ、或ハ同一九三

一年六月「フーヴァ」米國大統領ノ提唱セル諸外國政府ノ米國政府ニ對スル債務ノ支拂ヲ延期セントスル所謂「フーヴァ・モラトリアム」案等トナリテ現ハレタルモ世界大戰後ニ於ケル獨逸賠償問題及戰債問題ヲ中心トスル世界經濟問題ノ未解決ト各國ニ於ケル相互的不信ニ依ル政治的不安ノ釀生トハ世界政治ニ於ケル指導家達ノ幾多ノ盡力ニモ拘ラズ盡クソノ效果ヲ抹殺セシメ各國ニ於ケル經濟的國家主義ハ愈々推進セラルルニ至リ遂ニハ各國ヲ擧ゲテ金本位ヲ離脱スルニ至ル國際經濟ノ崩壞ヘト世界ヲ導入シテ行クコトトナレリ。

東亞ニ於ケル活路ノ發見

――中國ノ國民主義、滿洲ノ再認識――

斯ク世界經濟トノ關聯ニ於テ日本ノ經濟的社會的政治的危機ヲ打開シ得ズトスル時而シテ世界ニ於ケル政治的協調ニ我國ノ政治家達ガ協力シ來リタルニモ拘ラズ斯クノ如ク我國ノ苦惱打開二世界的協力ヲ俟チ得ザルモノトスル時我國民ノ一部ニハ漸ク英米ヲ主トスル世界ニ失望ヲ感ジ且從來此ノ世界ト協調セントシ來レル政治家達ヲ非トスルニ至レリ。而シテ歷史的ニモ地理的ニモ我國ト最モ關係深キ東亞ノ天地ヲ回顧シ始メタリ。

然ルニ中華民國トノ間ニハ常時（當カ）既ニ幾多解決ヲ俟テル懸案尠カラザリキ。卽チ大正四年（一九一五年）ノ所謂二十一箇條問題ノ餘燼ニ加ヘ、昭和二年（一九二七年）蔣介石將軍ノ所謂北伐軍ガ中國ノ野ヲ北上シ南京ニ入ラントシテ茲ニ三月二十四日所謂南京事件勃發シ在南京日本官民ニ對スル暴行アリ、四月ニハ漢口事件起リテ日本租界ノ襲擊アリ、翌昭和三年（一九二八年）五月三日ニハ濟南事件起リテ在濟南ノ我官民ニ對スル殺傷暴行アリ、コノ前後我方ハ山東方面ニ出兵ヲ行ヒタル爲愈々日華間ノ緊張ヲ見タリ。同年六月國民政府軍ノ所謂北伐完成ヲ見タルガ同六月三日（四カ）ニハ北京ヨリ滿洲ニ還ラントセル張作霖將軍ノ爆死事件アリ、同十二月ニハ東三省政府ノ青天白日旗採用事件卽チ易旗事件アリ、從來華北及滿洲方面ト特殊的關係ヲ保持シ來レル我當局ハ南方ヨリスル國民政府軍ノ北進トソノ勢力ノ北進ニ一抹ノ不安ヲ抱キテ之ニ對セリ。而シテ國民政府ヲ領導トスル中國國民ノ澎沛タル國民主義運動ハ漸次在華外國勢力中日本勢力ニ對シテノミ集中セラルルニ至レリ。昭和四年（一九二九年）六月三日ニハ我方ノ國民政府承認アリタルモ單ニ外交的「ヂエスチヤー」トシテ認メラレタルニ止マリ中國各地ノ國民主義的風潮ハ日貨排斥在華邦人壓迫トナリ遂ニ日華經濟斷交論、在華日本權益否認ノ方向ヘト發展シ行クコトトナレリ。

特ニ滿洲ニ於テハ我國ガ最モ大ナル權益ノ實體ヲ有スル爲排日思想ト排日運動トハ直ニ具體的形態ヲ採リテ現ハレタルヲ以テ日露戰爭以來國家ノ安全確保ト共ニ取得セル在滿權益ノ毀損セラルルヲ見タル我國民ヲ痛ク刺戟スルコトトナレリ。而シテ今ヤ世界協調政策ニ失望ヲ感ジツツアリタル我國民ハ父祖ト關係斷チ難キ在滿權益ニ對スル認識ヲ新タニスルト共ニコノ權益ノ確保伸張ニ依リテ前途ニ何等カノ光明ヲ見出シ得ザルヤト感ジ始メタリ。斯クテ内深刻ナル經濟的社會的政

治的苦惱ヲ脱却セントシテ漸ク政黨政治ニ不信ヲ感ジ、外、在華權益ノ確保ニ妥協的ナ幣原外交的對外政策ニ不滿ヲ抱キ來レル國民ハ何等カ果敢ナル内外政策ノ展開ヲ希求セリ。斯クノ如キ國民的感情ハ茲ニ漸進ト妥協トヲ排スル思想ト人トヲ育生シソノ顯現スル處遂ニ昭和六年（一九三一年）九月十八日奉天郊外ニ於ケル滿鐵爆破事件ヲシテ滿洲事變ニ迄發展セシムルニ至リタルナリ。

注

（1）出典は大隈重信『開国大勢史』早稲田大学出版部、一九一三年、一二二四―一二二五頁。

（2）明治二年の条約改正交渉の意向は実際には関係各国に通知された。『条約改正関係大日本外交文書』第一巻、第二八文書。またその後に記述されている明治九年の寺島外務卿、明治一三年の井上外務卿による交渉も、英国単独を相手に行われたものではなく、各国に通知されたものである。これらの記述は外務省調査部編『日英外交史　上』一五九―一六〇頁の記述をほぼ踏襲しており、このため英国との関係に記述が偏る問題が生じたと考えられる。

（3）出典は『時事新報』明治二七年五月四日社説「他を頼みにして自から安心す可らず」（『福沢諭吉全集 第一四巻（時事新報論集 第七）』岩波書店、一九七〇年、三五九―三六一頁）。